

# 第11回佐用町議会〔定例〕会議録（第3日）

平成18年12月7日（木曜日）

出席議員 (22名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛	16番	川 田 真 悟
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (0名)				
遅刻議員 (0名)				
早退議員 (0名)				

事務局出席 職員職氏名	事務局 長	岡 本 一 良	事務局 副 局 長	谷 村 忠 則
	書 記			
説明のため 出席した者 の職氏名 (29名)	町 長	庵 途 典 章	助 役	高 見 俊 男
	教 育 長	勝 山 剛		
	総 務 課 長	小 林 隆 俊	財 政 課 長	小 河 正 文
	まちづくり課長	南 上 透	生涯学習課長	岸 井 春 乗
	出 納 室 長	小 笹 和 則	税 務 課 長	大 橋 正 毅
	住 民 課 長	山 口 良 一	健 康 課 長	達 見 一 夫
	福 祉 課 長	内 山 導 男	スポーツ振興課長	井 村 均
	農林振興課長	大 久 保 八 郎	建 設 課 長	野 村 正 明
	住宅管理課長	田 村 章 憲	地 籍 調 査 課 長	清 水 好 一
	商工観光課長	芳 原 廣 史	農 業 共 済 課 長	城 内 哲 久
	下 水 道 課 長	寺 本 康 二	水 道 課 長	西 田 建 一
	クリーンセンター 所 長	森 脇 正 洋	教 育 委 員 会 長 教 育 推 進 課 長	山 口 清
	教 育 委 員 会 長 教 育 推 進 課 長	坪 内 頼 男	消 防 長	加 藤 隆 久
	天文台業務課長	杉 本 幸 六	上 月 支 所 長	金 谷 幹 夫
	南 光 支 所 長	森 崎 文 和	三 日 月 支 所 長	飯 田 敏 晴
欠席者 (1名)	天文台公園長	黒 田 武 彦		
遅刻者 (0名)				
早退者 (0名)				
議事日程	別 紙 の と お り			

---

## 【本日の会議に付した案件】

### 日程第 1 . 一般質問

---

午前 10 時 00 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さんおはようございます。時間が若干早いんですが、全員お揃い  
でございますので始めさせていただきたいなと思います。。

昨日に引き続き、早朝よりお揃いでご出席を賜り誠にご苦労様でございます。ただ今の  
出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、本日、黒田天文台園長におかれましては、明石市の天文科学実施のシルバー大学  
での講義があるということで、午前中の欠席の届けが出ております。

なお、本日、傍聴に 1 名お見えでございます。大変ご苦労さんでございます。

---

### 日程第 1 . 一般質問

議長（西岡 正君） それでは、ただちに日程に入ります。

日程第 1 は、昨日に引き続き一般質問及び答弁をお願いいたします。

通告に基づき順次議長指名をいたします。

16 番、川田真悟君の一般質問を許可いたします。

〔 16 番 川田真悟君 登壇 〕

16 番（川田真悟君） おはようございます。16 番、川田でございます。

私の、今回の一般質問は 1 件、平成 19 年度予算編成に関連してでございます。

庵道町長におかれましては、合併いたしまして 2 回目の予算編成が間もなく行われよう  
としておりますが、19 年度は何を重点におき、どういった事業を優先させていくのか。ま  
た、合併後 1 , 2 年経ち更なるまちづくりにつきまして、どのような政策を進めていこう  
とされているのか、これらに関連して以下の 6 点につきまして、町長の見解をお伺いした  
いと思います。

まず、1 番目の国道 179 号線徳久バイパスのその後の進展状況はということでございま  
す。先般、行政報告の中で説明がありまして、もう少し早く聞いていれば質問はしなかつ  
たんですけども、まあ、出してしまった後なんで、また新たに説明お願いしたいと思  
います。

2 番目の円応寺橋消防署前の橋の架け替えの状況につきましても、先般行政報告の中  
でありまして、これも説明はございましたが、又新たなことがありましたら、説明を願  
いしたいと思っております。

3 番目の佐用保育所の移転計画これも前前からお話がございましたが、現在の状況はど  
のような状況になっておるのか又 19 年度におきましてどのような予算の枠があるのか、  
お尋ねしたいと思っております。

4 番目の笹ヶ丘荘、赤字経営といったら語弊がありますが、ずっとみておりますと、  
赤字が続いておりますので、こういったことにつきまして、将来の見通しはどのような事  
を立てているのか、お伺いしたいと思っております。

5 番目のマックスバリュー東側道路、これはもう町道になっておると思いますが、  
正式な名前、私もちょっと忘れておりますので、この件につきましても以前にも、ある議

員が質問されたと思いますけれども、地元の方からもこういった要望があるので、それに対して、どのような対処されているのか、お尋ねしたいと思います。

6番目の団塊の世代、いわゆる我々の世代でございますけれども、後2、3年しますと、全国で多くの方が、こういった定年になると思います。今までの知恵を活かして、ある程度まちづくりに協力ができるんじゃないかと考えておりますけれども、協力体制につきまして、どのように考えているのか、全て19年度予算に反映されるとは思いませんけれども、少しでも19年度予算に反映させて頂いたら、幸いかと思っておりますので、ご質問したいと思います。以上、この場での質問とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（西岡 正君）                    それでは、答弁をお願いします。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君）                どうも皆さん、改めましておはようございます。今日も1日、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、川田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、国道179号線徳久バイパスのその後の進展状況ということでございます。国道179号線徳久バイパスの整備促進運動は、旧南光町時代の検討委員会発足から約40年の歴史があり、その都度ルート案が浮上しては、実現に至らず合併にあたってはその関心は非常に高く度々議員各位より質問を頂いたところでもあります。私も町長就任後、県当局に事あるごとに早期の事業化に向けて進めていただくようお願いをしてきたところでございます。県におかれましても、新佐用町の重要課題としての認識を頂き合併支援道路として位置付けをしていただいております。現在の取り組み状況につきましては過去の経緯を踏まえながら、交通動向、集落の状況などを考慮し、トンネル案を含むルート案により、事業化の検討をしてこれまで行ってきていただいております。その結果ですね、先般行政報告でお話をさして、報告をさせていただきましたとおり、町の要望を踏まえてトンネル化によるルートで事業の実施、あの計画を決定いただいたところでございます。

工事着手におきましても当初の合併支援事業の計画におきましては、平成24年ということが予定されておりましたけれども、3年前倒しをして21年度着工を目指すという事で、お話を頂いております。今後は県と町が一体となって、この国道バイパス、徳久バイパスの建設促進協議会と調整、協議調整をさせていただきながら、地域住民の皆さんのご協力をいただき、1日も早い完成を目指していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、円応寺橋、消防署前の橋の架け替えの状況についてのお尋ねでございます。この件も行政報告でお話をさせていただいたとおりであります。円応寺高田線と言いますけれども、この円応寺橋は、国道373号線に交差する橋でありまして、現在1車線で歩道もなくその上、消防自動車や智頭急行の高架の関係で、この橋しか利用せざるを得ない状況の中で、小、中学校の通学路という悪条件も重なり交通安全確保という観点から極めて、危険でこの拡幅と歩道設置を含めた整備促進が地域住民の長年の要望でありました。

この度、県の格段のご支援をいただき、歩道を備えた2車線の橋梁整備を実施する方向で、最終調整をいたしております。事業年度は平成19年度から21年度の3カ年の予定で調整をしておりますけれども、そのため事業認可申請にあたりまして、町道円応寺高田線全体の整備計画を樹立する必要がありますので、18年度中に測量調査を実施し、今後においては、関係者の方々への事業に対するご協力、ご理解とご協力をお願いしながら、計画どおり早期実現をめざしていきたいというふうに考えておりますので、その点について

もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

次に、佐用保育園の移転計画の進捗状況についてのご質問でございますが、この佐用保育園は、昭和 53 年度に建設したもので、54 年 4 月に現在の施設を開設し 28 年が経過をいたしております。佐用保育園の特徴といたしましては、町の中心地域の保育園として定員一杯の 120 人の園児を保育しているところであります。建設年度から言えば、この佐用保育園よりも古い保育園もございますが、施設の老朽度や園児送迎のためのアクセスとともに、少子化のなかで 0 歳児、1 歳児といった未満児の保育希望が非常に多く施設面でも多くの問題が生じております。このため合併前より旧佐用町において、保育園の改築について協議を重ねておりました。このため現状の敷地内での改築又場所を移動しての敷地確保の可能性を検討し、現在にいたっておりますが、本年度は、いよいよ本格的な準備として役場内部で検討プロジェクトを立ち上げ、担当の福祉課、まりづくり課、財政課、生涯学習課職員による検討を進めております。今回の保育園改築については、単に佐用保育園の園舎としてだけの改築ではなく、できれば町全域の新しい子育て支援の総合センターとしての機能をもたせるものにできればというふうに考え、調査研究を進めているところでございます。しかしながら、この改築事業につきましては、多額の財源が必要であり国の三位一体改革により、これまでの児童福祉施設整備補助金が昨年度をもって打ち切りとなり、一般財源化されておりますので、子育て支援の複合的な施設として、他の財源確保も検討しながら、できる限り、早期の事業着手を目指してまいりたいと考えてございます。

次に、笹ヶ丘荘の将来の見通しについてということでございますが、経営につきましては、材料仕入れの精査検討、人件費、物件費等の見直し、合理化を行い、収支状況は現在のところ、やや改善傾向にございます。しかしながら笹ヶ丘荘も全面改修から 13 年が経過し、機械施設設備、備品等の老朽化による不具合が生じ、年年、修繕、更新も余儀なく増加し、景気回復の低調ともあいまって、以前厳しい状況でございます。平成 18 年度の収支見込につきましても、赤字決算は免れず当分の間は黒字転換への期待が持てないという状況にございますが、町営宿泊施設としての存在意義等価値を明確にして、より町民に親しまれる施設となるよう、経営努力をしてまいりたい所存でございます。

次にマックスバリュー東側道路から本庁舎側へ橋を架けてほしいという住民からの要望についてというご質問でございますが、橋の架設により町中心部への進入が容易になり、何かと利便性が図られ又国道、県道、町道が交差する複雑な交通難所としての課題解決の一助となりうると期待されて、このことについては、以前から色々と検討を加えてきた経過がございます。しかし、新設の橋梁架設となりますと、管理者兵庫県との協議調整や、本町で 1 番の住宅密集地における多数の家屋の移転を伴う移転補償又用地改修等多大の労力と財政負担をとまないとすし、当然地権者の方々の格段のご理解とご協力なくしては、困難を極めるものと予想されます。事業効果を今後認識しつつも、今後において佐用町が、活力に満ち成熟した町に作り上げる過程の中で、今まで以上に本事業の必要性と着手に向けての住民総意の自然発生的なご議論をいただき、まちづくりの中に明確に位置付けた上での、整備促進が大事かというふうに思いますので、現時点では、中長期的な課題としての認識といたしております。そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に団塊世代のまちづくりの協力体制についてということでございます。団塊の世代は一般的に 1947 年、昭和 22 年から昭和 24 年の 3 年間に生まれた世代で、厚生労働省の統計によりますと全国で約 800 万人の方がおられるように聞いております。2007 年から 2010 年にかけて団塊の世代が一斉に定年退職を迎える事になります。長年蓄積してきた知識や技能の継承を考えなければ、社会的にも大きな損失になると不安視されております。2005 年頃から各地の地方自治体において、団塊の世代を呼び込もうとする運動も盛んに

なってきました。当佐用町におきましても、この世代が定年を迎えると、地域のなかでの数も多く地域の影響も大きなものがあるというふうには考えております。この世代をまちづくり等に呼び込み地域で活躍してもらうためには、その仕組み、システム、制度等の検討が必要であります。まず、導入部分として知識技能を活かすための、まちづくり講座のようなものを開催し、そこで地域社会に溶け込み地域づくり協議会やNPOのような場へ活躍を求められるのも、一つの方法ではないかというふうには考えております。いずれにしても、貴重な人材であり大きな力でありますので、まちづくりに積極的に参加、協力してもらう仕組みを作る必要があるというふうには考えております。具体的には、未だこれから、早急に色々と立場で関係で検討をしていかなければならないというふうに思います。以上この場での川田議員からの答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、川田議員、よろしいか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） それでは再質問させていただきます。

まず、1 番目のバイパスの件でございますけども、町長の答弁の中では又 40 年という長い歳月の住民の要望が、まだ今になってやっとかなったという状況でございますけども、何故、こない長いことかかったという原因は、町長どこにあると思いますかな。

議長（西岡 正君） はい、答えてもらえますか。

町長（庵逄典章君） 道路の要望というのは、色々と有りますけども、それを実現していくためには、非常に長い時間とやはり継続的な努力というのが必要です。そういう中で、色々と計画案がね、これまでも浮上して地域でも取り組みも何回もされて、その度にそれが最終的な実現に至らなかったと。いう経過、そこには色んなそこに問題が生じたんだというふうに思いますけども。それはもう過去の話でありまして、これからですね、ようやくまあ、こういうことで何とか大きな前進が図られましたので、これをこれまでの経緯に対して問題点があればその点は反省をしながらですね、早期の実現を地域の皆さんとともにですね、全体で図っていかなきゃいけないというふうに考えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

16 番（川田真悟君） 大変こう、長い間かかって、合併が決ったらやっちゃんかいうような感じ、私はイメージもとんですけど。それはそれといたしまして 19 年度から設計が始まるという事で今年初めて調査費がついたような状況で、今まで全然色々な調査はされたけども、そういった予算面の措置はなかったということですけども、これから色んな設計にかかると思われるんですけども、私は一つお願いしときたい、この件に関しましてはまああの、南光町の住民だけじゃなくね、佐用の郡内の人はずっと前からこう色々思っ

おりまして、我々も議会も陳情にも行きましたし又自民党の関係でも陳情しておりますけども。バイパスはえんですけども、私ちと気になっとなは、大田井橋の橋のね、強度もちょっと気になっとなですけども、折角だったらあの橋も相当古いと思いますわな。今上月の方は新しくなりまして、佐用も乙女座橋も新しくなりまして、上町の橋も十分地震等には絶えられると思いますけども、幹線のなかで郡内見まして、あそこの橋が一番古いんじゃないかと思っておりますわ。ほいでまあ、ついでいうたらおかしいですけども、できることなら、あの橋も架け替えのような構想は入っとなですか。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） この今回ですね、一応計画は大田井橋を渡ったところ、姫路の方向から言えば、渡ったところから起点にしての計画ということになりますけども、実際今、道は川田議員お話のように、大田井橋それから林崎まだ未だ改良しなければならない状況にあります。ただあの現段階においてですね、その橋の事、それから林崎の方の道路の安全施設、歩道がない訳ですから。そういうところまで含めて、一変にですね、事業化ということでお願いをしていくと非常に膨大なその事業費になってきますのでね、中々国等において、今の道路財源非常に厳しいなかでですね、実現化が難しい。かえって全体が遅れていくということになりかねない部分がございます。まずこの現在計画をしていただくところについての、事業化をですね、明確にした上でですね、当然今の私も大田井橋そのものが、あるいは道路からの改良、交差点の改良というのが必要になってきます。そうすると、橋自体の今の形状からみてですね、これも改良しなければならない状況になる事は明らかなんです。このことは県当局も十分に認識をされております。そういうことで、この事業が一応進んでいけばですね、当然次の段階として、その橋の改良また林崎からの方面へですね、改良、こういうことも検討いただけると。実際に検討していかなくちゃいけないという段階に入っていきますのでね、そういう点で現段階においては、まずこのバイパス区間のみ早くこれを明確にきちと、実現に向けて進めていくことをまず優先していただきたいというふうに思っております。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 町長の考え方よく分かります。これも一つの駆け引きだと思しますので、できましたらそういった中でこれ逃がすと、中々次が予算的にも難しいんじゃないかと思っておりますけども、できる限りの、そういった努力をしていただきたいと思っております。これまあ、私だけやじゃなしに、全員の方思われとう事で、それもよく承知のことと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。当然、着工が出来るといふ前向きになられました事を、関係者の皆さんに御礼申し上げたいんですけども、できるだけ早く、そういった事も実現されるようお願いしたいと思ひます。これにしては、あまり無いんですけども、後住民説明なんかは、どのような手順でやっていくんか、また先程も答弁の中にありましたけれども、県任せじゃなしに、地元の行政として、どのように係わっていくんか、その辺、ちょっと説明願ひます。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

町長（庵逄典章君） この事業 21 年着工というんで、もう予定をですね、査定でいただいておりますので、今年度中にですね、最終決定をしてもう 19 年から本格的な測量又用地等の交渉という事にはいっていかねばなりません。そういうことで、早急にですね、この地元としての協力体制を作っていかなきゃいけないということで、以前旧町の時にもですね、このバイパス促進協議会という建設協議会というのがですね。作られておりました。それが合併なり色んなこの事業等があって、もう休止状態って言いますかね、なっております。それを改めてですね、建設促進協議会を編成立ち上げてですね。地元の地域の協力を得るように進めていきたいというふうに思っております、もうこの 21 日、12 月 21 日にこの協議会の発足をするためのですね、今準備をしております。その協議会においてですね、県の方から正式に地域に対しても今後のスケジュール、計画案というものをですね、提示していただいてですね、地元地域に皆さん方に協力とお願いをしていきたい。というふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） はい、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、2 番目の円応寺橋の件でございます。この件に関しましては消防署ができて以来地元からそういった要望がありまして、25、26 年かかってやっと実現するようなことでございます。今年から設計料 1,000 万言うてございます。これはまあ、町道の改良又橋の関連として大体、橋の架け替えに関しまして、道路と関しまして、町の持ち出し言いますかね、県のお金と町のお金の比率はどれくらいになるんでしょうかな。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） これはあの、町道でありますので、基本的には普通であれば、町がすべて架け替えなきゃいけないと。言う事でした。消防署があそこにできて以来ですね、橋というのは非常にまあ、狭いという事で何とか早くしなきゃいけないという考え方、あったんですけども。それと同時にあそこの河川改修というものがですね、県の方で行われるという事で浮上しました。既にですね、消防署起点から前後ですね、何百メートルか、河川の幅を拡幅するためのですね、拡張するための用地も先行取得を県にいただいている訳ですね。河川側にありました、消防の訓練棟においてもですね、移転して既にだいぶ前に移転補償いただいて、移転したという形になっておりました。町としては、早く河川改修をしていただいて、その河川改修の補償で、橋を架け替えてほしいというのが、町の考え方であった訳です。しかしまあ、河川改修については、今中々他のところ、災害もあつたりして、災害が起きたところを優先されてですね、現在消防署付近の河川改修は目途がたたないと、いう状況です。そういうことで、県の方にですね、何とか、その今の状況、河川改修は直ぐにできないとしてもですね、道路の改修だけでも早くできないかということなから、河川改修に先行して、河川改修を想定した橋の架け替えを行っていかうということで、決定いただいたわけですね。その予算につきましては、県としては、河川改修の当然予算で、橋の架け替え部分について充当していくと。言う事です。しかし、町の方としては、当然町道ですから、現在の 1 車線の橋のあの部分については、県がその補償で負担し



ていただく訳ですけども。2車線に又歩道にしていくという部分についてはですね、町が、これを負担をしなければいけないということで、これは町の交付金事業でやろうという事になっております。ですからまあ、事業としてはですね、町の事業として取り組み、県から、その補償費をいただく。というような形になるのではないかなというふうに想定してるんですけども。それに対しましては、当然今の橋が狭い橋ですから、今度は、その倍以上の橋になるのでね、どうしても県町の方の持ち出しの方が、町の方の負担の方が多くなるだろうと、いうふうには考えております。それと同時にですね、高田線、円応寺高田線というんですけども。佐用都比売神社の方に行く道も非常にまあ狭い道です。すれ違いが非常に困難な状態になってるんですね。ただそれを全てですね、本来は2車線等なりしていくんが1番理想なんですけども、智頭急行の、あそこ高架がありましてですね、それがその非常に当時の設計のなかで、智頭急行の高架が道路幅もですね5メートルぐらいしかとれない形になってるんですね。それから高さも今3メートルしかとれない。基準に合った、その道路基準に合ったものが作れないという状況です。そういう点がありまして、計画としては、そういう高田線の改良という計画のなかでですね、実際の当面工事は消防署まで、消防署のところまでを拡幅し、後のところは法起こしを行うなどしてですね、若干の改良をしていくような形にでもしていかなきゃいけないのかな。というふうに思っております。県としては今、あそこ、373 のですね、歩道事業をずっとやっていただいて、来年度もですね、引き続いて北側に向けてですね、歩道改良をしていただくことになっております。その時点で、ちょうどまあ交差点としてのですね、改良も同時にしていただくと、いうことになっていきますのでね、その辺併せて少しでも県の方の負担の中で改良していただける部分を沢山作っていただこうということで、担当の方で色々と協議をしているところです。事業費としては、どれ位になってくるか分からないんですけども、その辺の前後の取り合いというようなものも含め、が有りますのでね、橋だけでいくらという訳にはいかんと思うんですけども、やはり2億を超える負担はなってくるだろうというふうには思っております。ただこれに対しては、県も財政、町の財政非常に厳しい事はよく分かっていたいただいておりますので、交付金のいただけるような、そういう補助事業としての採択を、お願いをしていくという事でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16番（川田真悟君） この話をね、地元の前の元の総代さんと話したら、えらい急に決ったんやないということで、非常に喜んどったんですけども。20何年来の念願がかなったという事で、非常に地元としても、喜んで急に決まった事に又びっくりしておりました。今、先程町長が言われたように、私も気になっとなは、消防署から西のね、佐用都比売さんまでの間が非常に狭いと。軽四がどうどこそ、すれ違うかすれ違わないかいうくらいで、あそこは又ご存知のように生徒の通学路になっておりますし、そちらの方は要望しとんですか。言うて地元の人に聞いたら、いや、そこまではなあいうことで、要望はしてないと言っておられましたけども、できたら、町長が言われましたように大きな道路じゃなしに、もう少し、車が換わる程度の拡張くらいはね、智頭線があるんもよく分かっておりますし、その辺も、ついでにできたら何とかお願いしたいと思っております。消防署がある関係で、工事上の色んな技術的な面もあろうかと思っておりますけども、一旦あの橋落として、仮設の橋を

作ってからやりかえるんですか。技術的なことになりますけども。その辺はどういう工法で。

議長（西岡 正君） はい、建設課長。

建設課長（野村正明君） お答えいたします。町長がお答えしましたように平成 19 年度から 20、21 年度の 3 ヶ年でやる訳でございますけれども、今の所の現時点での予定では、19 年度に詳細それから仮橋それから落とすということでございますので、20 年度に下部工、それから 21 年度に上部工というふうな 3 ヶ年計画であります。あくまでも計画でございます。

町長（庵途典章君） 仮橋をどのように架けるかということ。

建設課長（野村正明君） 仮橋の位置につきましても、今の現況ですね、今の橋の上流に架けるかあるいは、下流に架けるか今検討しておるところでございます、当然お尋ねの仮橋を架けてから落とすという段取りでは、間違いはございません。場所的にはまだ決っておりません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） あそこは交通量も非常に多くて、十分に気をつけて安全な内容でやっていただきたい。次に 5 番目の方、道路関係の関係で先に 3、4 番とばさしていただきまして、マックスバリューからの本庁庁舎側ということで、先程町長の方から答弁いただきましたけども、地元としてあれば、県道の才金下圧線かね。町長こちらの方まで一杯という頭もあるそうでございますけれども、とりあえず、地元の住民の方は、こっちの川沿いの方までかかったらいいんじゃないかという話もございまして、これも、地形的にみまして、川原町の橋または乙女座橋がありまして、その間に橋を 1 本かける事は非常に、色んな面で難しいかなということは、百も承知なんですけども、当然地元としては、橋は何ぼあってもえんじゃないかという考え方もございますし、1 番駅に行くんにも近道ですし以前マックスバリューができた時点で、色んな話合いのなかでも、そういった話もありましたし、私はまあ、無理なんもようわかっただけなんですけども、県に町長の方から、住民の総意とか、色んな面があったと思いますけども、どういったら県が「うん」言うてくれるかなと。町長がなんぼ言うたって、県が「うん」言わな具合悪いんだったら、まあ、先程も言われたように、地元からは色んな働きかけて、どうしたらできるかな。言う事を私は考えたいなと。してくれじゃなしに、県がやむを得んな言うくらいまで持っていけたらと思とんです。それが例えば、車道じゃなしに歩道橋だけでも、私はまあ、最終的には、やむを得んかなあ。まあまたこれ、色々私、商店街の中におりまして、地元の人でもマックスバリューに、よう買いに行くんもよく承知なんですけども。まあ、その辺の関係もね、若い人らと商工会の青年部の人らと話したって、そらまあ、お互いに相乗効果があるんだったら、えんじゃないかという意見も聞いておりますしね。一時は結構反対の方もあられたんですけども、今になってはそうも言うてられない。お互いのお客さんを相乗効果とい

うことで、できましたら、そういった近道も私は必要じゃないかと思っておりますし、車道が無理でしたら、例え歩道でもできたら助かるんじゃないかと思っておりますけども。そういった意味でどういった働きかけをね、されたら、住民の方もただ、せいせい言うんじゃないしに、色んな必要やいう署名でも集めるんやったら、またそういうことも、お話ししていただきたいなと思っておりますし、そういった方法で、どういった働きかけをしていいか言う事は中々今の予算的には難しい時代で、県を「うん」を言わずいうたらおかしいですけども、納得してもらえような方法があれば、教えていただきたいなと思っておりますけども、。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵道典章君） 県の協議というんですか。県にお願いをしていくというのはですね、河川をかけるためには河川に橋を県管理の河川に架けるといふことの協議なんですけども。それは、そんなに難しい話ではないと。いうふうに思うんですね。ただ、県道下庄佐用線であそこで止まっておりますけども、それを、ほなこの駅前までですね、その県道をもってきてくださいという、そういう要望ならば非常に難しい。これはまあまず、そら無理だと思えますね。そうなる、町道としてですね、作らなきゃいけないということです。ですから、ただ町がそういう橋を作る上でもですね、これは今、川田議員お話のように、乙女座橋がありですね、そして上にその川原町の橋があって、その間にそれが必要かどうか、補助採択というような、公共事業としてやるにはですね、非常にその辺は、乙女座橋を作る時にですね、現在今、要望、言われてるようなところにも、いいんじゃないかという話もあった中で、その橋が現在のところに、架かったということを知っているんですけどもね。そういうことで、中々新しい橋を補助事業として、採択受けて作るというのは、難しい点があると思えます。ただ後その歩道とかですね、人が渡るだけの吊り橋とかですね、そういうことを橋の向こう側と両方が一体的なまちづくりの上でですね、作っていきなさい。そういうものがあれば、非常にまあ、人の流れもですね、活発になるという。この点は、以前からですね、マックスバリューが来る前にお話して私たちもそういう一つの検討をかなり、加えていった経過がございます。あの時点ではですね、今の現在のマックスバリューの所に、マックスバリューと同時にこの商店街の皆さん方が、何人が一緒に、あそこに店舗をつくってですね、ショッピングモールを作って、新しいその一つの佐用町の核を、一体的なものをつくっていけばどうでしょうかというような案を考えた訳ですね。しかし、当時は今お話のように、かなり中にも反対もあってですね。それが中々実現しなかったと。いうことです。ですから、現代の中でですね、吊り橋なりその歩道橋だけみたいな形でのね、橋を作るというのもですね。相当の大きな金も、お金もかかりますし、特に中々橋とかというような、公共事業としての補助をいただくような事業化は、これは、非常に難しい点があります。ですから、本当にまあ、どういう財源で作っていくかというその財源問題ですね、そちらの方が非常にまあ、充てる財源がないというようなところがまずあります。現実的にはね。そういう点も含めて、中々もう少しその実際その必要性とかね、それに対する全体の理解というものが無いとですね、この事業も具体的な検討に入っていくのは難しい状況じゃないかなというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） よう分かっておるんですわ。それでもね、やっぱり住民の要望もありますし、当然今、体育館の体育館じゃないわ。その文化センターのどこまで、歩道がきてますわ。未だ川原町の橋のどこまでね、河川、堰堤いうんですかな、あれの整備は私も、前もまちづくり協議会の中では、そういった話も出ておりましたんでね、そういうことももしあるんだったら、それらもひっくるめてね、まちづくりの中で、検討していただきたいと思っております。それでは次に、移させていただきます。保育園の移転の計画の件でございます。町長の答弁では具体的に何時からこういった答弁がなかったんですけども、まだそういったことまで具体的な年度に着工とか決ってないということですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） できるだけ私も早くね、検討して事業化に向けて考えて生きたいということは、私自身考えてる訳ですけども、中々全体、合併後のですね、色んな事業、色んな状況のなかで、その計画がですね、色々と検討、今皆でもらってますけども、今年度には、未だ最終的なまとまりができてないということです。今年度中にですね、そういう方向を決めて、19年度の予算に対してですね、事業家に向けての、その一つ措置をしていきたいというふうに考えております。前から、旧町の時からですね、議会にも色々とお話していただきましたように、現在の敷地内ではですね、非常にまあ、あそこへ行くアクセスも交差点、送り迎えされる交通、お母さん方においても、非常にまあ、行きにくい交差点、信号が非常にややこしい信号を通らなきゃいけませんしね、道も狭い。駐車場もないというような状況です。そういう中でですね、敷地も狭いですし、非常に子どもたちの環境としてもですね、全体の周辺的环境は非常にいいんですけども、敷地そのものが拡張ができないと。いう中でですね、やはり敷地は新しいところに求めなきゃいけないだろうなということ、候補地としては、現在の町民グラウンドであります、グローリーに売却してる土地をですね、買い戻すということで、この点については一応グローリーさんの方にはですね、そういう計画をお願いして、基本的には町の事業であれば、協力をしますと、ということで一応了解をいただいているという段階でございます。そういうことを前提にですね、具体的な移転計画、施設計画をですね、行っていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） ええ、その話も聞いとんですけども、グローリーさんの方もね何時になるんだろうないう、あれも聞いておりますんでね、具体的な、何時からやということも、今、町長の方も、これから検討するというので、グローリーさんの方も、了解しとんですけども、何時になるんだろうなという心配はしておりましたので、なるべく早いあれもしていただきたいなと。この件につきましても、子育て支援センターもね、そういう構想にはいっておりますんで、広い敷地がほとんど、私は潰れるんじゃないかと、思っておりますけども、環境的にも、ええ場所なんでね、予算的にも色んな処置難しいと思えますけども、できるだけ早く将来の少子化対策にも役立てていただきたいなと。できる限り

の、早急にやっていただきたい。ということです。

議長（西岡 正君） はい、町長答弁願います。

町長（庵逄典章君） そうということで、グローリー工業さんの方にはですね、非常にまあ、ご協力好意的なご協力のご返事をいただきながらですね、遅れておまして、この点については、私も遅れてるということについてのお話をさせていただいておりますし、しばらくちょっと待ってください。という話もさせていただいております。それから、そういう色んな答弁にも、させていただきましたように、保育所の園舎いうだけではなくてですね、やっぱり子育ての色んな公的な施設、支援センター的な大きな総合的な施設を考えていきたいということで、そういうことに対して財源的にですね、色々どういう財源をお願いできるか、そういう研究も今、しております。ただ基本的には、旧町の段階においてですね、土地の買収等については、特定財源、特定の基金としてですね、積み立てて、この新町に基金を持ち寄ってるということで、そういうその土地の買収等についての、資金についてはですね、既に用意をしてあるということで、ご理解いただきたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） それでね、一つ心配なのがね、あそこ、少年サッカーがよく使ってるんですわ。それがまあ、できたらサッカーする場所がないんやね。小学校ではソフトボールが中心で校庭使っておりますんで、できましたらそういった中学校は難しいところもありますし、一番手軽にサッカーできるんが、あそこグラウンドなんですわ。練習ですよ。それも又考慮していただきたいなと。適当な広場がありましたらね、どっかええところあったら、それこそ、あそこいったら、おまえらサッカーすな。というような状況になってきますんでね、サッカーも町長も、今年の夏に出席していただいたように、神戸の震災の関係で、県外から何十チームって集まって、盛り上がっております。テクノへ行きゃ、サッカー場もあるんですけども、できるだけ地元でいうことで、彼らも頑張っておりますんで、その辺の方ももし、できましたら考慮していただきたいと。思っております。

次に、4 番目の笹ヶ丘荘の件でございます。これも決算の時にも、皆さん方から色々なご意見が出ましたけども。今の状況をみまして中々黒字に移行するのは、困難というのは、私もよく分かっておりますけども。10 年間資料いただきまして、ざっと 5,500 ~ ,600 万の中の赤字ということで、単年度にしますと、平均 500 万前後の赤字がでてくるんじゃないかと。今の状況で私は、リバーサイドが、あれは、いつ閉鎖になりましたかな。2 年ほど前でしたかな。でしたら、リバーサイドがああいう施設がなくなったら、それを利用して、笹ヶ丘荘の使用が増えるんじゃないかと思っと思ったんですけども、あんまり、課長、増えてないですな。リバーサイドの閉鎖とはあんまり関係なかったですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 特には、影響はありませんが、笹ヶ丘荘とそれからリバーサイド、リバーサイドクラブがあった時にはですね、一応お客さんの受け入れを相互にしてお

りまして、ある程度相乗効果はございましたが、リバーサイドが撤退した以降は、笹ヶ丘荘は一つになりましたので、多い時には送りこんだり送りこまれたり言う用なことができませんので、特に撤退後利用客が増えたというような事はないように思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16 番（川田真悟君） 中々これの黒字にもってく方法は、厳しいかと思えますけども、方法はもう一つか二つかいう、限られた方法になってくるんです。それは私はまあ、ええか悪いかは別といたしまして、以前相生荘又新宮荘国民宿舎で西播の赤とんぼ荘も入れまして、全国 1 になった事がありますわね。収容また経営関係からね、それは何故かといいますと色々な競争相手といいますか、同業者がおった中で、やはりサービス面が私は良かったんじゃないかと思っておりますけども。笹ヶ丘のサービスが悪いというわけじゃありませんけども、同じような中で、今、ちょっとこれ、参考になるかどうかわかりませんが、こないだテレビをみておりますと、デパートの関係ですけども、全国に何百いうデパートありますけども、今群を抜いて一番成績がええのは、新宿にある伊勢丹ですね。多分テレビ見られた方もおると思いますが、あそこはもう、デパートの不況の中でも群を抜いていいんですね。それでは、一つというのは、色々な要素がありましたけども、一つは絶対にリストラはせなんだということですね。これはすごいなあと。そのかわり従業員が意識をもって自分らでやるんやと意識改革がすごかったんじゃないかと。今では色々なブランドも伊勢丹ブランドに変わりました、それを参考にせえという訳ではありませんけども、そういった方法も、やっぱり従業員の意識改革いうのも、私は一つ必要なんじゃないかと。一番手っ取り早いのは、民間に売るんが一番簡単ですわね。相生荘もしかり、この間相生の人と話してありましたら、相生荘とウーロン城じゃない、何城と言うかな。あれは。

〔町長「ペーロン城」と呼ぶ〕

16 番（川田真悟君） ペーロン城、あれも経営変えたらいいですね。あれは「ドライブインながさわ」さんがやっとうらしいですね。相生荘、私もこの間行きましたけども、全面的に変わりました、最初はちょっと人気悪かったらしいですけど、今すごい利益もあがっとういうことで。まっそういった方法もあるんですけども、まあ、今町長の答弁がありましたように、できるだけ地元でそういった施設も置いときたいというんがあれば、私はそういった意識改革が必要なんじゃないかと思っておりますけども。それともう 1 点ね、毎年これは経理上の問題ではあるかと思えますけども、先の決算時でも、赤字を決算を私らも承認したということがありますが、これは考え方は別として、私はまあ、当初予算にボンと何ぼかおいて、それで頑張れ。という方法がえんじゃないかと思う。後で赤字ができたから、これだけ補填するんじゃないにね。そういった方法も、当初からこういった予算のなかで黒字を出すように頑張るといった方法もいいんじゃないかと。どうも赤字が出た中で承認してくれいうたら、ちょっとにくい面もありますんでね。町長、その辺はどう考えられますかね。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逋典章君） 経営努力というのは、当然必要でありまして、意識そこに働く従業員が1番にね、そういう気持ちを持ってその経営にあたっていただくということが大事だと思うんですけども。ただまあそこに与えられている、その現在の施設の状況、条件ですね、そういうものもですね、やはり限界というものがあります。ですから、その点ただ努力だけでは、人的な努力だけではですね、難しい点が、私は現在の笹ヶ丘荘にはあると思います。

一つは収容面とかね、宿泊においてもですね、部屋が少ないと。幾ら頑張ってもそれだけの収益しか上がってこないという部分もある訳ですね。ただ利用者を増やしていく。通常ですね。そういう努力というのは、町も一体になってやらなきゃいけないだろうと思ってます。その為にですね、周辺の空いてる土地等の活用によってですね、今あのグラウンドゴルフとかゲートボールとかですね、そういう団体がそういう試合をあそこでし、そして、昼食をしたり又宿泊をして、そういう大会をすとか、かなり姫路とかですね、近隣からも来ていただけるような、そういう形で努力もしてくれております。そういう団体、お客さんを増やすということで、前にも大下議員の質問にも、ちょっとお答えしたと思うんですけども、考え方としては、今の旧中学校の下のグラウンドですね、グラウンドなんかの活用利用なんかも考えてですね、そういうお客さんを増やすような事をやっぱし一方で支援していかなきゃいけないなというふうに思っております。予算的にですね、今言われるような予算の置き方ができるかどうか、最初から赤字をみて、その分いくら何ぼ置きますよと。それを十分におければいいですけども、かなりできない事でやれといっても、これも難しい点がありますしね、毎月ですね、担当課の方においても色々経営状況を把握しながらですね、指導して少しでも収益を上げながら利益確保し、赤字幅を減らしていくというのを、今努力をしておりますのでね、そういうところで、しばらくみていただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔川田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、川田真悟君。

16番（川田真悟君） あそこね、私、ちょっと駐車場がね、具合悪いんじゃないかなと思うんです。ほいで、男の人はどないもないと思いますけども、女の方とかお年寄りが、あそこ上がるんに、下の坂ね、あそこの駐車場ね、狭いです。やはり、あのそういう方を、集客しようと思たら、やっぱり広い駐車場と入りやすい道路をつくらな具合悪いと思うんです。その辺もまあ、町長、課題と思っておりますんでよろしく願いしたいと思っております。それでは、最後になりますけども団塊の世代、町長が言われたとおりでございます、各自治体では、800万人ですか。銀行もこの金も狙っておりますし、人材的にも色々な人材がおりまして、いわゆる日本の成長を支えてきた方も結構おられますし、この方らが定年して、如何にまちづくりとか又色んな私は能力もあると思っておりますし、具体的に何も考えていないとおっしゃいましたけども、ある程度は受け皿をね、作ってあげないと発信しないと無理じゃないかと。特に佐用町内じゃなしに、全国今言われるようにインターネット一杯ありますし、これから佐用町もそういった高度化の情報化もありますんでね、この昨日、石堂議員からも出ましたように昔とった杵柄じゃないですけども、我々の、私はしたことはないんですけども、都会に出とう方でも農業結構やとった方、おられると思うんですわね。そういった方もやはりそういった受け皿を作れば、私は何とかなるんじゃないかと

思っておりますし、又この高速光ファイバー使ってね、インターネットのテレビ局と町長はまあ、難しいといわれるかも知りませんが、ある程度のことは、私はまあ、そういった呼びかけをしてね、また受け皿を作れば、そういった方も 800 万人もおるんですから、1割関心があったら 80 万人ですわ。1パーセントでも 8 万人ですわ。そういったことに色んなこう、情報を発信して行く事も、私は大事じゃないかと思う。「これをせえ」言うんじゃないし、こういったことも、佐用に来たらできますよという事もありますんでね、大いに検討していただきたいと思いますけどもいかがですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。町長。

町長（庵逄典章君） まずですね、そういう団塊の世代、私もその団塊の世代の一人です。川田議員もその一人です。地元なり地元に関係した出身者ですね、そういう方が、やはりこの佐用町で活躍してですね、自分たちのこの町、まだまだ若いし、色んな力それぞれの経験と力がある訳です。それを活かしていただくと。いう事が必要だと思っんですね。その他にそのこの佐用町に他からもですね。その活躍の場を求めて来ていただくと言う事も、もう一つそれに加えて考えていくということだと思います。その活躍の場としても、これまでも各旧町の中でも、色々な例えば、農業特産品をつくったり又それを販売したりというような施設もできて、今頑張っていたいて、生産をしていただいておりますけどもね、そこらあたりが、非常にまあ、全体として高齢化してる訳です。それも次の世代が引き継いで発展さしていかなきゃいけない。だから活躍の場というのは、かなり今実際あるんですわ。当時それをたち上げてですね、ここまでしていただいた人が、中々いつまでもできない。当然 10 年 20 年経ってますから。きております。そこに又そういう団塊の世代が新しいそういう感覚をもってですね、入ってきて発展をしていただくようなことをやっぱし、まず考えていく必要があるというふうに思っております。それプラスまあ、当然町と直接的にはシルバー人材センターなんかですね、その中での仕事、こういうことも新しくできますよというようにね、そういう人材の状況をみてですね、そういう開発をしていく、取り組んでいくということも、必要だと思います。それプラス、今言われる他からですね、佐用町での土地がありですね、山があり色んなそれだけの資源というものがある訳です。それを活用した形で次の第 2 の人生といいますか、これから自分自身やりたいこと、やってみたいという方に対してね、町が支援しながらその活躍の場を提供していくと、いうようなそういう取り組み、それが複合的にやっていかなきゃいけないなど。いうふうに思っております。

議長（西岡 正君） 残り時間 3 分です。

16 番（川田真悟君） はいはい。全くそのとおりだと思いますんで、これから、大いにそういうこともやっていただきたいと思っんです。以上 6 点、私の方から色々質問させていただきました。平成 19 年度の予算編成に関連して、少しでも 19 年度に反映していただければ、幸いですと思っております。

以上、質問終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 川田真悟君の発言は終わりました。  
続きまして、5 番、笹田鈴香君の質問を許可いたします。

〔 5 番 笹田鈴香君 登壇 〕



5 番（笹田鈴香君） 5 番、日本共産党の笹田鈴香でございます。

私はこれより 3 点の質問をさせていただきます。

町では、健康さよう 21 計画を策定中ですが健康づくりアンケート調査も終わり 11 月 11 日には郡民健康フォーラム、26 日は健康さよう 21 の記念講演も開催され、健康づくりにとりくまれています。私は、9 月議会でまちぐるみ健診についてサービスの低下を指摘してきましたが、今でも申し込み方法について、今までのような親切さがなくなったとか、骨粗しょう症の健診についても、今までのように病院でもできるのなら、何で先に言ってくれないのかなどと、不満の声を聞いております。11 月 15 日ですが、厚生常任委員会で福岡県久山町を視察しました。久山町は、旧佐用町と同じような人口 8,000 人余りの町ですが、この町は昭和 36 年に九州大学医学部第二内科の脳卒中研究の指定町として発足しています。特に成人保健については、40 才以上の町民全員を対象とし健診、受診率は 80 パーセントが実施されてきた事と死亡者の病理解剖 70 パーセント以上など、剖検を中心とした健康管理は他に例をみない、久山方式として世界にも知られています。佐用町で久山方式は、難しいと思いますが、健康さよう 21 計画の取り組みも含めて、今後の町民の健康づくりについてお尋ねいたします。

- 1、健康づくりアンケート結果を記念講演会に来た人には配布されましたが、議員には、この結果の用紙は配布されていませんが、町民への報告はどのようにされますか。
- 2、佐用町保健対策協議会は今まで何度開かれ、どのような内容でしょうか。
- 3、まちぐるみ健診などの周知方法や申し込み方法など旧佐用町の方法を再検討されてはどうでしょうか。
- 4、健康づくりのためにも健康委員は、やはり必要だと思いますがいかがなものでしょうか。
- 5、食の面からの健康づくりはどのように取り組まれていますか。
- 6、他の町でしていなかったから、しないというのではなく、サービスは切り捨てないで続けるように求めます。

2 点目は、近年の農政は条件を厳しくした制度として農家は加入しにくくなっています。これで佐用町の農業は守れるのでしょうかということでお尋ねします。

その前に 1 の質問なんですが、19 と書いてありますが、集落数が 18 に訂正をお願いします。

品目横断的経営安定対策の加入集落は、18 という答弁でしたが、現状はどうなっていますか。

- 2、農地、水、環境保全対策については、説明会も町内 6 箇所で開かれましたが、申し込み状況などはどうなっていますか。
- 3、計画書策定のために、フロッピーとか CD が貸し出されていますが職員にさせるように検討してはいかがでしょうか。
- 4、契約条件が厳しいしすぎませんか。例えば契約条件が 5 年など国とか県に追従しないで意見書をあげるべきだと思います。

最後に町単独事業について、お尋ねします。特に今回は、町単独事業の中でも災害復旧工事について質問したいと思います。7 月 19 日の大雨による被害届は住民課の集約数は 9 月 8 日付けで合計 319 件となっています。農林振興関係で町単独補助は、10 月 26 日現在、申請 58 件そのうち補助決定は 38 件となっています。国県事業にかからずに町単で工事をする人例えば、複数の箇所だったり又昨年工事をした箇所がまた崩壊したところもあり、工事費の支払いが大変だということをお聞きします。今回の復旧工事は地元負担が 15 パーセントですが、国県の事業と比較すると地元負担金は大変高くなります。そこでお尋ね

しますが、工事費の支払いは業者に全額支払い、その後で町から負担金を引いた金額が返ってきますが、国県事業は地元負担金だけを払えばそれで終わりになります。このように、国県事業の支払い方法にできないでしょうか。

以上をこの場で質問といたします。町長の明解なる答弁をよろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、笹田議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、「健康づくりアンケート結果を記念講演会に参加した人に配布したが、他の人への報告はということでございますが、今後発行する町の広報等においてポイント部分の質問結果等についてお知らせができればというふうに思っております。

次に、「佐用町保健対策協議会は今まで何回開かれどのような内容か」とのご質問ですが、保健対策協議会は10月19日に開催し「健康さよう21計画」策定の基本的な考え方、又アンケート調査結果の概要等を説明し、どうしたら実行性のある計画書ができるかを、委員さんから多くの意見を聞かせていただきました。尚12月の下旬に2回目を開催する予定でございます。次に、「まちづくり健診などの周知方法、申し込み方法など再検討をしてはどうか」とのご質問でございますが、この件につきましては、9月議会で答弁させていただいたとおりでございます。本年度と同様の方法で今後ともやっていきたいというふうに考えております。次に、「健康づくりのためにも健康委員は必要だと思うが」というご質問でございますが、この件については個人情報保護の上からもこれまでの健康委員のあった健康委員の活動は難しいと思いますので、廃止をしたところであります。次に、「食の面から健康づくりはどのように取り組まれているか」とのご質問であります。本年度においても実施しておりますが、管理栄養士等による保育園、小学校、中学校における食についての講話及び調理実習、成人、老人に対する健康教室、調理実習の実施、いずみ会の育成等の取り組みを行っております。次に「サービスは切り捨てず続けるように」とのご質問ですが、当然町としては出来る限りの対策は行っています。今後においてもこの考え方は変わりはありません。

次に、農業政策についてのご質問であります。品目横断的経営安定対策事業につきましては、集落へ出向いての説明会を開催した後の現在で取り組み要望集落は、13集落の予定であります。認定農業者では4名の方が申請を行っていただいております。次に、農地、水、環境保全向上対策につきましては、地区説明会後、活動希望集落のとりまとめをして、現在各地区で地域にあった活動計画を策定いただいているところでございます。現在の活動希望集落は、88集落で対象面積は1,000ヘクタールとなっておりますが、今後集落内の話し合いにより活動集落及び対象面積も当然変動があるというふうに思います。

次に、職員にこの計画をさせるよう検討せよとお話で、事でございますが。この事業の取り組みは、活動集落の住民の意思と話し合いでもって地域ぐるみでの共同活動に対する支援であり行政が活動を先導し無理に押し付けるものではございません。集落住民の共通意識と合意により取り組むためには、地域での話し合いで地域にあった活動計画を策定されることが大切であるというふうに考えております。町においても地域で策定された計画についての助言や指導等は当然かかわって平成19年度の実施に間に合わせたいというふうに思っております。次に、契約条件が厳しすぎないかということでございますが、助成対象となる活動内容については、平成18年度に全国600箇所のモデル地区で取り組みをされた内容で構成されており、国からの最終指針は1月頃と聞いております。大きく内

容が変わることはないというふうに思います。農業の持続的な発展と多面的機能の健全な発揮を図るためには、効率的で安定的な農業構造の確立と併せて基盤となる農地、水、環境の保全と質的向上を図るとともに、農業が本来有する自然環境機能を維持増進することを目的としての補助金の交付を考えれば厳しすぎるということとは言えない活動内容ではないかというふうに考えております。次に町単独事業についてのお尋ねでございますが、7月の災害につきましては、地元自治会から災害箇所の報告を受け現地確認を行い、国庫補助災害と町単独災害復旧に適應できるものなどに区分して、町単独災害復旧事業につきましては、町の補助規則に基づき回答をしておりますが、今回の災害につきましては通常70パーセント補助のところを、16年度の災害状況も踏まえて85パーセント補助とすることにいたしておりますので、地元負担については軽減しております。事業主体につきましては、地元受益者等で申請、事業実施していただき、町はその費用に対して補助金を交付することといたしておりますので、この点をご理解をお願いいたします。

以上、笹田議員からの質問に対するこの場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 笹田議員、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 再質問に入させていただきます。

先程久山町と健康づくりの関係ですが、久山町のことを少しばかり言ったんですが、もう少し詳しく話してみたいと思いますが、説明したいと思いますが、この久山町は、昭和31年に合併をしてその当時人口は6,678人でそれが現在8,742人になって、所帯数は2,667となっています。ということで、今どこでも人口が減少してる中で、この町は人口は増加しているということです。高齢化率も高くなったとそこでは、その町では説明がありましたけども、比べますとこの久山町は高齢化率は22パーセントということで、佐用町と比べると大分高齢化率は低いと思います。そういうことで人口的にも旧佐用町と似たようなところがあります。そして、この健康づくりに関してですが、何故このように久山方式といわれるまでになったかということ、やはりこれは佐用町と違うところは、福岡県ですが福岡の九州大学が近くにあるということで、昭和36年に九大の成人病共同研究町となった訳です。そして、まずその年の1回目として成人病健診を各地区の公民館で最初に実施されました。そして、昭和45年ですが、アメリカのNIHから資金が今まで出てたものが中止された訳ですが、しかし、やはりこれはいい事だということで、この町民の健康を守るためにということで、45年の11月に成人病健診を町費で継続を決定されました。その他53年には、40歳以上の町民成人病一斉健診実施をされておりますが、この実施の仕方も佐用で言いますと、三日月地区で何日間とか佐用ですと、各校区ごととか言うわけですが、ここでは、全部で64日間もかけて実施をされ、その健診場所へ行けない人には、各家庭を訪問して健診をされております。そして、56年には、この健康宣言というものもされておりますし、平成元年には、久山町基本構想として健康田園都市構想も決定されているようなところ。そういった意味では佐用も健康づくりに取り込まれてはおりますが、やはり条件的にその大学病院が近くにあったということもあったり又その町が日本人に多い脳卒中とかまたクモ膜下とかそういった成人病ですね、そういったものが多かったの、この大学病院がちょうど日本の標準的な町だということで、ここに決定をされたそうです。やはりそういった面では、佐用町はちょっと離れておりますので、少し条件は違

うと思います。久山町はこういったところで健康づくりに力を入れておられますが、それでは佐用も健康づくりに力を入れておられますが、本題の方にはいります。

まずそのアンケートなんですけども、こういった健康、佐用町健康づくりのアンケート結果なんですけど、6月の議会では、佐用町保健対策協議会の条例がこの議会で議決された訳なんですけど、そういった時にアンケートも取りますということを説明されました。それなのにこの、やはり議員には、やはりまず報告をすべき又出来上がったものがあるんであれば、配るべきだと思うんですが、その点は何故配られなかったのか、配布されなかったのかお尋ねします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。健康課長。

健康課長（達見一夫君） 今、町長の方が答弁されましたように、第1回目を10月19日に開催しております。その時に一応アンケート調査の概要的な部分の結果がでとります。その分につきまして、委員さんの方に説明を申しあげまして、この12月の5日にその10月の意見等もふまえた格好で会議をさしていただくようにしとります。その中でアンケート調査もコメント等も入れた分が出来上がるかと思えます。それで今まで、この前の26日の講演会等に一応「食」という関係の講演会をしました関係上、食に関する部分のアンケートの部分だけを、一応来ていただいた方に配布さしていただいています。それで、議員さんに配らなかったかというのは、それにつきましては、別に悪気とかそういう分があった訳ではありません。一応この12月のもし必要でしたら、12月の5日の第2回目の委員会、協議会の開催後、ある程度のきちとしたそのアンケート調査の結果部分のみができると思えますので、その分については、議員さんの方にも配らしていただいても支障がないかと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） しょうがないかなというのはちょっと。

健康課長（達見一夫君） 12月の25日でございます。5日と今僕言いましたが、2回目の12月の25日。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） やは、25日でしたか、24日だったか、ちょっと忘れましたが、議員連絡会の時もあったんで、やはりそういった時に、配布できなくても、できましたよという中間報告ですか、町長も講演会では、中間報告がまとまりましてということも言われました。参加されてる方にね。その時にも言われてますので、私たちには何故配布とか報告がなかったのかなというのを思い議会軽視ではないかということで、思いました。今後、そういったやはり、議会にかかった、これは関連ですけども、やっぱりその条例が議決さ

れたりしてますので、関係してると思うんですが、是非その点は配っていただきたいと思います。やはりこれを見ましても、いくら中間だといっても佐用町の事が、全国的なものと、比べられておりますが、これを見ると、やはりその中でも気になるのが、朝食を欠食する人の減少というのが、全国的から見ますと男性は 24.6 パーセント、佐用町では 24.6 パーセント。全国的にみると 20.5 パーセントと食べない人が多い訳ですね。それと、これは 30 代の人です。その他にも色々比較してあるんですけども。やはり運動されてるっていうのは、色んなこの健康づくりで町も促進されてると思う、啓蒙もされてますし、歩こう会とか色んな事をやはり啓蒙されているので、それも一つにあるかと思うんですが、やはり、男性でも 56.3 パーセント。全国的にみると 52.6 パーセント、女性で 60.7 パーセント、全国が 52.8 パーセントと、やはり取り組まれてる力も大きいのかと思います。その他に、気になるのは、睡眠のためにアルコールを飲む人の場合は、全国に比べて大変高くなっています。ということで、佐用町では、睡眠の確保のためにアルコールを使う事のある人は、24.8 パーセント。全国的にみると 14.1 パーセントと大変倍近くになっている事もわかりますし。それから、ストレスを感じた人もやはり佐用町では 66.9 パーセント。そして、全国的には 54.6 パーセント、他にも沢山書いてありますけども、やはりこういうことを見る事によって又自分の健康を心がけようという人も増えてくると思いますので、先程答弁されましたけれども是非みんなに早く周知をお願いしたいと思います。それで、次にお尋ねしたいのは、周知の方法なんですけど、今年と同様で周知するということでしたが、そういうことであれば、もう少し回数をね、増やして欲しいと思うんですが、特に申し込み用紙の配布は、もう 1 度地区別に 3 月に配布されても、その後もう 1 回して欲しいと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい、お答えいたします。

町ぐるみ健診については、期間が 5 月から 8 月と長いので、かなり前に配布をさせていただいておりますけれども。単発的な健診については、その健診の始まるその日程に合わせて、事前に配布をしておりますので、何ら問題はないかと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まあ、放送の方も何度かされておりますけども、自分の健康は自分でということでそれ勿論しなくてはいけないんですが、そういった意味での放送ももう少し頻繁にとまで言いませんけども、分かりやすくして欲しいと思います。ちょっと誤解を招くような前も放送だったんで。もう少し分かりやすい方法にしていきたいと思います。その点はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 今のところ、こちらにしては、そのつもりで流しておると思います。けれども、そういう町民の方が聞かれて、分かりにくいというのであれば、今後放送の時

には、そういうことも考えて放送文の内容を考えてみたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） よろしくその点をお願いします。

それと、6月に決ったその協議会なんですけど、先程課長にお尋ねしたんですけども、この協議会の委員ですが、もう一度確認したいんですけども、公募をするということ、この条例を提案された時に説明で言われた訳ですが、公募はされましたか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 公募の方はさしていただきました。けれども全く応募がありませんでした。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） まあ、20人以下ということで、条例ではなっておりますが、これを見ますと、今17人ですね。関係者の方が。公募の方法としては、どういう方法をとられましたか。

議長（西岡 正君） はい健康課長。

健康課長（達見一夫君） 広報それから無線放送等でさしていただきました。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） これからも、こういった方にも大きな力を貸してもらいながら、健康づくりを進めていかれると思うんですけども。食の面からは、昨日も答弁をされておりましたし、今日もしていただいたんですけども、もう少し詳しくそれぞれについて、説明をしていただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） はい、例えば一つの例をあげますと保育園等におきましては、食育ってなんだろうと。いう講話とそれから調理実習これにつきましては、6月の現在までから11月まで各保育園におきまして11回、親子含めて456人を参加していただいております。それから、小学校につきましては、江川小学校におきまして、いずみ会とのふれあい

のおやつ作りそれから夏休みにおきましては、子どもの料理教室とかそういう名前をつけてまして4回実施いたしております。また、中学校におきましては、いずみ会との協力によりまして、地産地消のお話なり大豆やおからの効用が、それに昨日も教育長の方から答弁がありましたように、そういう実習をいたしております。それから、一般の方につきましては、色々あるんですけど、男性のための料理教室とか各グループの料理教室それからこの18年におきましては、6月から食を育む健康教室ということで月1回開催をして、この11月の29日までに7回、開催し111人の方に参加をしていただいたり、それと特に本年度は、各老人クラブの単位老人クラブの方から要請があったところにつきましては、出向いて行って食による健康づくりや調理実習等を行っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 色々取り組まれてる様子が説明でわかりました。それで、もう一つ聞きたいのは、今年の骨粗しょう症の健診の件ですが、この骨粗しょう症をこの前の9月議会で聞きましたところ、健診だからということで、踵とで診ることだけだあって、後でまあ、追加されて秋もしますということをおっしゃってくださったんですが、こういうチラシが来てるんですが、このチラシを見ますと、さっき言ったように、先程の質問したんですけども、結局夏の健診をした人は駄目です。というような書き方をしているんですけども、前から病院で診てもらってる人は、やっぱり、病院の方が良いということで、何でもかこういうことをされるんだろうということ、聞かれたんですけども、その点、そういった人に分かりやすく説明するために、答弁をお願いします。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

健康課長（達見一夫君） この骨粗しょう症のその分につきましては、やり方につきましては、従来から変わってないと思うんですけども。一応骨粗の場合、DXA方式とそれから踵との健診とがあるんですけども、どちらか一方ということで、それは旧町のやっておった健診等から変わってないように僕は思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 変わってないといわれるんですが、両方は勿論受けれるんですけど、最初に、この踵との分は、町ぐるみの中に入れてたんですけど、病院の分は、なかったように思うんです。後で、これを言われたんで、今まで病院で受けてた人が、ほとんど、ほとんどかどうかわかりませんが、私に言われた何人かの方は、踵で受けてしまったから、後でこういうのがきても、病院で受けれないと言う事を言われたんですけども、その点はどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君）　　ちょっと僕、その意味がようわからんのですけども。

〔笹田君「もう1回、言います」と呼ぶ〕

議長（西岡　正君）　　笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君）　　一応ね、まちぐるみ健診も一緒に今までは、レディース健診とかで、別に子宮ガンとかの、乳がんかな。そういったのと一緒に検診車などが移動してきて、踵だけで診る分とそれから病院とどちらでしますか、というのがまず最初に、町の方から問われて、それを見て、踵とでする人と、病院へ、それぞれ予約をしていく人とあった訳なんですけど、今まで病院だけにかかっている人、DXA方式、いうんですか。それでかかっている人、かかるというか健診を受けてた人は、それが分からなかったから踵で受けてしまったと。受けてしまうと、2回は受けられないということなんで、そういう不満が出てるといわけです。

議長（西岡　正君）　　はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君）　　申し訳ありません。

それは、恐らく DXA 法とそれから踵健診を行っていったのは、旧佐用町だけですね。他の3町は、もうあのその、踵だけしかなかったと思います。逆に言うたら、今年初めて、まちぐるみ健診の中に新佐用町となって、その踵と健診を導入した。それプラス旧佐用町が、病院等で DXA 法を行っておったから、このまちぐるみ健診以後に DXA 法を、今回この11月の20日から12月にかけて今、やりよんですけども。だから、こちらの周知不足もあったかも分かりませんが、旧佐用町の方がおっしゃるんでしたら、その時に、尋ねていただいておれば、そういう返事ができたかと思うんですけども。

〔笹田君　挙手〕

議長（西岡　正君）　　はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君）　　そこまで、やっぱり受ける時は、それでいいのかなと思て、またあるのかなと思うくらいにしかない。そういう人が多かったかも分かりませんが、聞くところによると、ちょっともう少し確かめてはいませんが、保健師さんに言うと、今までは、どこも一緒だったんだということ、DXA その方式はとられてたかどうかは分かりませんが、骨粗しょう症はみなどっこも4町、旧4町全部同じようにしてたということは聞いてるんですけど。今後皆にわかるように、結局病院でみてもらう場合はみな、ちゃんと問診票も書いて、判子も押して、1,000円渡して診てもらうわけなんで、それをしてる人が、踵でよかったと思しながら、もひとつ頼りないという感じも受けられるんですけども、その健診はDXA法も、踵で診るのもかわりないですか。

議長（西岡　正君）　　はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君）　　全くかわりないかといわれれば、そうとは言いませんけども、昔のその踵健診につきましては、精度が低かったかと思うんですけども、それから年数も経ち



まして、お医者さんに聞きますと踵による健診なり、DXA方法、デキサ法っていうんですけども、これにつけても、現代のとひどく変わらんということで、それで今回のその骨粗しょう症の健診のパンフレットをみていただければわかりますように、来年からはもう、その踵健診を1位としてDXAを2位ということで、一次健診としてのDXA方法は、もう廃止というふうに書いておりますので、来年からは、町ぐるみ健診の時にその踵の分だけで行う。それでもし精密検査の必要のある方については、医療機関の方に自分で精密、そのDXA方法を受けるなら受けると。そういうふうにいたします。これにつきましても、医療機関の方から、そういうもう踵健診の精度の方も高くなったので、もうDXA方法については、その精密検査として位置付けてしたらいいんじゃないかという、医療機関等の方のお話を受けまして、来年からは、今申し上げたような格好で健診の方、実施したいとするようにいたしております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） そしたら、確認させていただきたいんですが、そのDXA法じゃなくて、踵になった場合、今までは日にちを決めて時間を決めて予約を決めて、DXAで健診を受けた人は、後で結果を報告と、事後指導という形で先生が来られて、お話とかあったんですけど、それは今度から無くなるわけですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 来年からは、町としてはDXA法を導入しませんので、そういう町としてのDXA法についての後の指導なり報告の方はありません。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） という事は、これも一つサービスが低下したと思います。

やっぱり、それを当てにしておいて、先生に指導を受けて、骨粗しょう症の骨密度が、そのように色々指導を受けて、高くなって喜ばれてる方もあるんで、折角いい事をされてるのに、残念な気がします。他の意味でも、色んなサービスは是非、やってほしいと思います。

次に、2点目の農業に関しての、件でお尋ねをします。品目横断の経営安定対策は、13集落で認定農家が4名という事なんです。結局これで、ちょっと以前よりは減っておりますね。それと農地、水環境保全については、先日の答弁にもありましたけれど、88集落、これも以前よりは、ちょっと、10集落位は、10集落というか、10地域といいますか、減っております。この中で、聞かして欲しいんですが、農地、水環境保全対策についてですが、地域で水稻生産調整が100パーセントを達成されなくてもこれは、この制度に該当しますか。どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 農地、水の環境保全対策につきましては、その集落に農地です、農用地の中にある農地、水稲とか転作田も含めてですけども、その一応その農地を位置付けをしていただきます。それについて、その面積をですね、土地台帳の面積によって、10 アール当たりですね、4,400 円という田んぼについては、助成金が交付されるという事になりますので、水稲以外ですね、転作で作られるもの又畑地も農用地として、位置付けされて、それも管理していくと。いうことになれば、それも対象になります。

議長（西岡 正君） はい、よろしですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） それでは、次に税制上の取り扱いはどうなりますか。2 点程続けて聞きます。税制上の取り扱いはどうなりますか。又交付金の流れや経理事務はどういうふうになりますか。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この農地、水環境保全については、その組織を作ってもらわなければならないのですが、その組織の方に交付されます。税については、個人に渡すものではありませんので、個人に例えばですね、その集落で誰かに草刈を依頼すると。そういった賃金については、その人が個人的に申告はされると思いますけども、このお金については、組織に交付されますので、そういった運営について運用していただく資金という事になります。交付される時期については、今確か何時頃ということはまだはっきりわかりません。おおよそ、年度末くらいではないかなというふうには思いますが。

議長（西岡 正君） はいよろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 個人に入らずにということなんです、結局集団に入った時に、今度、人夫賃言うたらおかしいんですけど、それを使って仕事をしなさいという事なんで、当然、その集落によって金額が違うと思うんですが、その仕事をして収益になった場合、それはどうなりますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） それについてはですね、個人の収入所得という事になりますので、確定申告の時に個人が申告していただくということになるかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 今回まあの農業の収支方法が変わってきて、税金のその申告方法が変わってきたということで、そういうことも大変心配をされてる訳なんです。それと、そしたら事務的なことは、やはりその農地の誰かの代表者の方がなると言う事でいいですか。収入とかその経理的なことで、事務的なことをされるのは、その代表者というか、営農組合だったら営農組合とか、そういう形で事務を全部その人がする事になりますね。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 一応、組織を作っていたかという事になりますので、その中で経理的には会計さんとか、そういうような役職ある程度役割を持たれると思いますので、その中で事務はやっていただくようになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） 笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、面積も先程言われたんですけども、中山間地の直接支払いは、この水張り面積で計算すると思うんですけど、今回はこの農地、水、環境のこの制度でいきますと、違うということがあるんですけども、その点はどのように計算方法というか、するんですか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 土地台帳ですね、税務課が持っておられるんですけども。その地番のですね、面積によって交付され、面積によって交付されるものでございまして、水張り面積については、田んぼによって色々違うと思いますけども、この農地、水の対策事業につきましては、あくまで台帳の面積でいきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、この農地、水の関係で言いますと、今までですと普通品目横断にしても、中山間にしても、大体農家を対象にした制度だったんですが、今度は非農家も対象言う事なんです、その非農家に対しての説明はどういうふうに町としてはされますか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） この事につきましては、農会長会に説明を1番当初したわけなんですけど、その後、農会長さんと自治会長さんの合同のですね、旧町ごとの説明会をしております。この農地は、守っていこうというのは、これから担い手農家が減っていくと、後継者がいなくなるというような事が大前提でございまして、そういうようなことで、今後農地を守っていくためには、その集落、非農家も含めた方ですね、その地域で守っていこうと。いう制度でございまして、それについては説明会というのは、区長さんも含めて、説明さしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 私たちのおる所は、ほとんどの人が農家なんでいいんですけども、やはり、非農家の多いところもありますので、説明方法というか、内容は一緒だと思うんですけども、やはり農会長さんの中でも説明がしにくいと困られてる方もあるんでね、その点は、もしそういうので相談に来られたら、説明は町としては、されると思うんですけども、今までそういう苦情はきてませんか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 説明会の時にも言っておるんですけども、相談はずっと乗っております。わからない事とか相談事があれば、農林振興課の方に来ていただいたら、また、相談説明さしていただきます言う事ですね、何集落かの役員さんも来ております。これからまあ、12月中にですね、農会長さんの方に各集落の農用地の図面を配布する予定をしております、一応その後ですね、それを配布した時点では、ちょっと調査を、どのような状況になっているかという事もちょっと聞き取りはしていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） それと、先程言いました、その計画書を作るにあたって、私が見せてもらったのは、CDだったんですけども、全員にあたった訳じゃありませんけども、もし、パソコンがね、使えない人もあると思うんですけども、そういった人の為には、どのようなことをお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、農林試行課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 説明会の時にですね、一応計画書に付きましては、コンサル委託という事も出来ますという話を説明もしてきております。内容的に計画書をみていただければ、集落での対応も可能であるという事で、説明会でこの事業に希望される集落に付きましては、全集落このフロッピーですか、CDを渡しております。それをもってみていただければ、出来ようかと思うんですけども、その集落ではよう作らないと言われる地域については、コンサル委託をするということで説明もしてきております。現在のところはですね、3集落程は聞いたと、言うことを思っておりますので、今回図面を渡すときにも、そういうのを含めて、一度確認したいというふうに思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 本当に、大変なことで皆どうしようかということで、もう申請してるけど止めよかと言う声も上がったたり、でもまあ、折角制度を上手に利用すればと言われてる所もありますが、やはり1番、単にその4,400円田んぼでもらえるというのは、いい事なんですけど、結局それを計算した場合にコンサルに、例えば頼んで20万かかったとしても、あとまあ、その集落で計算して40万の金額で言うと40万入るという想定をした場合に20万ほどコンサルにかかって後、その田んぼとかの出来てない人の所とか、またその他川の掃除とか色んな事するのに、賃金を出してしてもらおうと結局お金が残らへんという、そういう言い方で、田んぼとかしてするのは、それ程ないんですけども、そのやはり計画書に対しての不満というか、言う事を言われる人が多くあります。その点もやっぱり、町の方としても、説明はされてるといことなんですけども、もう少しその条件としてね、緩和を出来るように、国や県の方にも担当課としては上げるつもりはありますか。無いですか。意見書を。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 私どもの方は、出す予定はありませんけれども、この指針もですね、1月頃に出されるという事も有りますので、その内容に基づいた計画書という事になりますので、それについては、出てきた時点で又集落等にですね、通知もしたいとは思っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 大変農家にとっては、制度自身はよくても、そこに入れないという農家も多いわけなんですけど、私は6月議会で町長に品目横断について、この制度をどう思うか言うことで質問したところ、この制度の認定要件は色々ありますが、現在対象となっている営農組合などが制度に取り組みられれば、不利益は生じない制度と考えておりますという答弁をされた訳なんですけど、私も要件をクリアしてその取り組めるところは、何も悪い制度だとは思いません。しかし、佐用町の農業は、そういう意味では今の環境保全の今の制度も非農家にとっても、いい制度だとは思いません。しかし、佐用町の農業は、品目の場合

は、最初から条件が満たされない農家が大半を占めておりますし、又農業を守るために制度を作るなら、小さな農家も入れるような、そういった制度を作ってもらいたいと思うんですが、町長はこの入れない人、例えば品目横断で言いますと、先程の答弁では、13 集落と認定農家4名ということは、もうほとんどが制度に乗っかれない訳なんですけど、そういった人に対して、町長はどのようにお考えですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） これは、非常にこれはこれまで国が行ってきた農業政策の大きな転換ということで、これはもう、国の農業政策の中でこういう形が出てきてるわけですから、中々町単独ですね、これはもう全国同じような条件という事です。出来ない。町単独で、物事を変えれる事はできない。国の考え方を農業施策を変わっていただかないと、できない訳です。ですから今回そういうことで、もう法で決りですね、方針が決ってやってる以上、それで出来るだけまあ、その合せた形で進めていかざるを得ないしそれに合わないところの農業については、地域の中で皆がどのように農地を守っていくか、これはそういう制度に乗れない部分については、もうその制度以外のことで、自力でやっていかなきゃいけない分は自力でやっていってもらわなきゃいけないことありますし、町として何が出来るかという、それは今までは、町の財政そういう国の制度の中だけで則ってやってる訳で、基本的には国の制度の中で町もやっていかなきゃいけない訳ですから、中々町単独で、じゃやっていかなきゃいけないと言われても方法としてね、現実難しいのが現実だというふうに思います。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 難しいのはまあ、現状だという事は分かってはいただいている訳ですが、それでは、このこういった制度に対して条件緩和を求めて意見書を国や県に町として、挙げていただくことはできませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵逄典章君） この件についてはですね、やはり佐用町だけが意見書を挙げるとかというようなものではないと思います。これは、全国の中で考えて取り組んでいる訳ですから、先般も東京でこの農水省のですね、こういう政策を担当している食料部長の方からですね、お話も聞きましたけども、そういう点についても、その国全体としてやっぱり中々これまでの農業政策ではやっていけないということでの転換を計らわれているわけですが、佐用町のようなこういう小さい農業、それに制度にのれないところがあるということも、その段階では、時にはね、お話もさしていただき、言ってますけども、国としても、そういうことは、ある程度その状況としては分かるけれども、国全体の今の農業政策としては、やっぱり、そういう大きく捉えて、中々地域それぞれの状況に合わせた細か

い所については、その制度の中には盛り込めないというのが、回答でありましたしね、町としてだけそういう意見書を出すというような事は考えておりません。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5番（笹田鈴香君） 意見書は、出していただけないということですが、そういったこの町の農業を守るということは、町を守るということでもあります。今回のこの制度も品目横断は、担い手に支援をという事とそれから今度の環境保全の場合はこれ言ってるように、やはり農業だけじゃなくって、皆で環境を守ってという産業面というんか、そういう面からも、この車の両輪のような形で進められてると思うんですが、やはり、片方だけ良くてもやはり片方が、うまくいかないとやはり農業だけじゃなくって、町もうまくいかないと思うんで、是非そういった機会があればやはり町民の声を、そして農家の人も全体の声をね、そういった機会を捉えて、是非町長には、町の代表として声をあげていただきたい。これからもあげていただきたいと思います。最後になんですが、町単独事業なんですが、この災害とか今までにも色々ありまして、今回は今まで30パーセントの所を、地元負担が15パーセントということで、それに対しては、皆さんも工事をされる人は大変喜んでますし、何時自分とこにかかってくるかも分からないので、そういった意味では喜ばれております。しかし、この支払い方法なんですが、国県事業ですと結局、もうこれだけですよという負担金だけで済む訳なんですけども、この町単になりますと最初に全額払わないといけません。ということは、5万から40万のこの工事費になる訳なんですけども、例えば30万かった場合に30万を払って、領収書もらって、それから、それを申請をして、85パーセントという金額が後で返ってくるわけなんですけども、やはり、これだけ結局、山や田畑や川や色んなところが荒れているから、こういう事が起きると思うんですが。例えば、さっきも言いましたように、2ヶ所崩れて仮に10万と30万だったら40万を先に払わないといけません。ということで、大変なんで町単独事業やし、何とかいい方法でその負担金だけ、後で払えるような方法がないかということで、是非取り上げてくれという声を聞きました。実際に私の近くの人でもそういう人があるんですけども、これを請求書を渡して先に出してもらえろという、そういう方法はできないでしょうか。請求書で申請をするという。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 基本、添付資料には基本的には領収書という言い方もしてませんが、金額が多い時とか、そういうようなときは相談に、言ってもらったら、請求書の写しを添付していただいて、請求書にですね、していただいたら、そういう対応はさせていただきます。これは、1番当初はですね、申請していただいて概算見積もりを出していただいております。その後ですね、町の方が査定さしていただいて、補助金の交付決定をやっております。その後ですね、内容によっては、実際の交付決定した金額よりも下がったり又増えたりする場合がありますけども、その場合も、こちらの方へ相談にきていただいてですね、実際要った費用についての85パーセントという事になりますので、そういった添付書類については、その時ですね、大きな金額でしたら、相談、こちらの方へ言っていたら、請求書の写しで対応させていただくというようにしております。

〔笹田君 挙手〕

5 番（笹田鈴香君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） という事は、請求書の写し写で良いわけですね。もしその町が査定にまた後で、査定というか、行きますね。その時に差が出てきたりもするんですけども、そういった場合は、町の査定の範囲だけの分しか出ない訳ですか。それに対してだけ。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） これは、災害復旧、原形復旧言う事は元になりますので、一応、集落の方からですね、受益者の方から出てくるのは、ある程度改良とかそういうようなことも含んだ見積もりも出てくる場合があります。しかしまあ、こちらのこの要綱の中では、原形復旧は基本でありますのでそういった説明もさせていただいております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） 前にも 1 回取り上げた事があるんですが、余りにも差がこう、ありすぎる時もあるんですね、そういった場合に業者としては、自分でこれがきちっとこの直す工事の方法だという事で、金額がでると思うんで、余りにも差があった時には、業者として面子がないとか、その金額でできるんだったら、町の方に工事できる業者にやってもらってくれとかいう声もあるんですけども。その辺の違いはどうやって埋められますか。業者の査定とそれから町の査定がすごく食い違った場合。何故食い違うのか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。1 分をお願いします。

農林振興課長（大久保八郎君） 基本は災害復旧ですから、原形復旧が元になりますので、町としては、そういうような言い方ですね、業者の方から見積もり書が出てきておるんについては改良を含んだ内容とか言うんがあります。ですから申請の段階でそういう話もさせていただいておりますし、一応査定設計ですので、私どもは、こんだけの金額でやれるのではないかと。言う事は、言っております。

〔笹田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、笹田鈴香君。

5 番（笹田鈴香君） では、最後に確認だけですが、請求書の写しでもできるということで、問われた人に答えてもいいですね。

〔町長「いや、ちょっと待ってくださいよ」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） それ申請はしていただいて、請求書の写しですけども、きちっと後



ね又領収書それは添付していかないと、公金を支出する訳ですから、そんな請求書だけで、後公金の支出してそのままと言うわけにはいきませんからね。そこんところは明確によくして、高額になった場合に、こちらの事務的な手続き上、きちっとこれだけが最終的査定して、その最終的な支払いになるということを確認した上で、とりあえず請求書で一応仮支出をして、そして後からきちとした形の手続きをとるという事ですから、そういうことだけはね、何ぼそのあれでも、議員の方も理解をしていただかないと、そんな事でこういうことできんことしなさい。なんていうような事、言ってもらっては困りますからね。

議長（西岡 正君） 時間が参りましたので、笹田鈴香君の一般質問は終わりました。  
ここで、お諮りします。昼食のため、午後 1 時まで休憩したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） はい、ご異議なしと認めます。

午前 11 時 55 分 休憩

午後 0 1 時 00 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き、再開をいたしますが、午前中に西はりまの天文台の公園長がお休みということで、ご報告を申しあげました。義理の弟さんが亡くなったということで、引き続き今日の昼からと明日、休ませていただきたいということの通知がきております。よろしくをお願いします。

それでは、18 番、平岡きぬ糸君の質問を許可いたします。

〔18 番 平岡きぬ糸君 登壇〕

18 番（平岡きぬ糸君） 18 番議席、日本共産党の平岡です。私は 2 項目について、質問を行います。

まず、1 項目目は歯科保健活動の充実と歯科保健センターの充実についてです。南光歯科保健センターは、1983 年 6 月今から 23 年前に開設、以来予防と治療を一体化し地域住民の歯科衛生教育を行って、南光町民の歯の健康づくりの拠点として定着しています。開設当初の目標は、子どもの虫歯をなくそうでした。1 歳半の子どもの虫歯は当時 10 パーセント以上ありましたが平成 14 年度からは、0 パーセントに又 3 歳児は、開設時は 8 割の子どもの虫歯がありましたが平成 16 年度には、2 割になっています。16 年度ちなみに西播磨の平均虫歯の本数割合は 35 パーセントです。また生涯を通じた歯科保健活動として歯科センターでは、幼児は 1 歳から 6 歳まで 3 ヶ月ごとにリコールを実施し、呼び出しですが、口腔内の点検と歯磨き指導を実施した後、歯のクリーニングを行ってブラッシングの気持ち良さを知ってもらっています。又学童、成人、高齢者、障害者の治療後、定期的なリコールシステムをとって口腔内の点検と専門的な歯のクリーニングを実施し、歯周病の予防に努めています。こうした乳幼児から成人までの一貫した歯科予防活動は、定期的な健診を行い早めに予防の処置を取り組む事によって 80 歳になっても 20 本の自分の歯を一生保つことができる事を、実証的に明らかにし 8020 運動を呼びかけ、全国の先駆けとして注目を集めています。合併して対象者は増加しています。南光の歯科保健センターは、現行どおり新町に引き継がれていますが、当然旧町のままのスタッフではきめ細やかな保

健指導はできるものではありません。これまで取り組んできた歯科センターの活動をより充実させ、一生自分の歯で食べられる事を実現する事は、佐用町民皆の願いです。住民の願いを実現するために、次の点について町長の見解を伺います。

1点目は、生涯を通した各時期の歯科保健対策は、合併後どのように行われているのが現状を具体的に明らかにしていただきたい。1、胎児期、2、乳幼児期、3、保育園、4、学童期、5、成人期・壮年期、6、老年期、7、障害者。

2点目に、新町全域できめ細やかな歯科保健活動に取り組む事は、重要で歯科衛生士などの増員が必要であると思いますが体制を充実する考えはありますか。考えを聞かせてください。

3点目、保健事業は、健康課が責任をもって行う事業です。町としての責任を果たすことが今求められていると考えますが、町長の見解を明らかにお願いします。健康課で取り組むべき保健事業に対して財政支援が必要ですが、考えはどうでしょうか。この点もよろしくお願いします。

4点目、歯科保健センターは、予防と併せて治療の役割も大きいものがあります。地域住民が、これまでどおり安心して治療が受けられる現体制の維持が必要であると考えられるのですが、いかがでしょうか。町長の見解をお願いいたします。

2項目目に、障害者福祉施策の充実について伺います。自立支援法が今年4月から実施され利用者負担の導入や事業の報酬の日払い方式への転換など関係者に不安と負担を強いるものになっており、改善を求める声が全国的に起きています。佐用町では9月に障害者自立支援法に関する緊急要望書が関係者から町長に届けられておりますが、どのように対処されたのかを伺いたしたいと思います。 応益負担の撤廃、報酬単価の日払い方式の撤廃、障害者の程度区分の調査判定は、障害者の実態が的確に判定できるように見直す事について、国に対し要望する事を、町長はどのように対応されたのか、よろしく願いいたします。

2点目に、町として次の事項にどう対応されるのかを見解を伺います。

、国の応益負担の見直しをするまでの間、町独自の減免制度を作ることにについて考えはどうか。

、町から利用者、家族、事業者に対して説明が十分行われていないなかでの事業の移行となっており、関係者からは、混乱と不安の声を聞いて降りますが、町として説明をする事についてどうか。

、地域生活支援事業、支援センターなどについての取り組み状況を明らかにするとともに、サービスの低下にならないよう利用費の軽減をすることについて。

点目、障害者福祉計画の策定状況を関係者に示す事又意見を反映する事について、その取り組みはどうか。

最後に 1981年国際障害者年で完全参加と平等が謳われましたが、その精神は、佐用町に活かされ取り組みは行われてるかどうかを伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、平岡議員からのご質問に、お答えをさせていただきます。

まず、「生涯をとおした各時期の歯科保健対策は、合併後どのようにおこなわれているか」とのご質問でございますが。

番目の胎児期については、妊婦教室を上月保健福祉センターで年3回実施しております。又乳児期については、1歳児歯科相談を毎月第3金曜日に年12回。1歳6ヶ月児健診児及び3歳児健診を隔月ごとにそれぞれ年6回ずつ上月保健福祉センターで、そして2歳児教室を南光歯科保健センターで年6回実施しております。保育園については、町内12の全保育園でブラッシング指導を年4回ずつ実施をしております。学童期につきましては、小学校歯科保健教育として2年4年6年生を対象にそれぞれ年1回。中学校歯科保健教育として全学年に年1回南光地域の小中学校において実施をしております。成人期壮年期につきましては、まちぐるみ健診を18日間とまちぐるみ健診事後指導を12日間実施をいたしました。老年期につきましては、介護予防事業として口腔機能の向上を図るために特定高齢者に対し「歯つらつ教室」を年6回開催をしております。障害者については、障害者歯科保健指導として施設入所者や在宅の障害者の方々の口腔ケアを南光歯科保健センター及び施設、自宅を訪問して実施しております。次に衛生士などの増員が必要であると思うが、体制を充実する考えはあるかとのご質問ですが、今のところは施設の規模設備の内容から考えると現状の体制で十分だというふうに思います。次に、保健事業に対しては、財政支援が必要ではということではありますが、南光歯科保健センターは特別会計で予算執行しておりますので、基本的には独立採算と言う事で努力をしております。

次に、歯科保健センターは、予防とあわせて治療の役割も大きいものがあり、地域住民がこれまでどおり安心して治療が受けれる現体制の維持が必要ではないかということですが、基本的には当面現体制の維持を考えておりますが、南光歯科保健センターは、昭和58年に開設され既に23年を経過し、その頃と比べますと社会事情や地域の歯科医院の数も大きく変わっております。郡の歯科医師会の方でも色々と検討をいただいておりますが、各議員においても予防についても、力をいれていただいております。今後佐用郡歯科保健推進協議会や南光歯科保健センター運営協議会の意見を聞きながら歯科センターの運営全体について検討を要する時期がきているのではないかとこのように考えます。

次に、障害者福祉施策の充実についてのお尋ねであります。ご質問の「障害者自立支援法に関する緊急要望」は、9月19日付けで「きょうされん」兵庫支部長より届けられたもので、この「きょうされん」という団体は、全国の共同作業所や小規模作業所の代表者や授産施設の関係者で構成されている組織でございます。今回の要望書では、まず第1に国に対して次の要望をして下さいとのことで、障害者自立支援法の応益負担つまり、この制度によるサービスを受けると原則1割が利用者負担となるので、多くのサービスを利用するとそれだけ利用者負担額が増えることとなる為又事業所の報酬単価の改定により、事業所運営が苦しいので高い報酬単価を望むが応益負担では、利用者の負担がそれだけ高くなるので、従来の応能負担に戻す要望を国に対して行って欲しいとの内容等でありました。また障害者における施設サービス等の報酬単価の日払い方式の撤廃、障害者の程度区分の調査判定は、障害の実態が的確に判定できるように見直しを国に対して要求して欲しいとの内容でもありました。この要望書に対して、本町がどう対処していくかのご質問ですが、基本的には第1点目の応益負担の撤廃、2点目の報酬単価の日払い方式の撤廃については、対応を致しておりません。4月に法律が施行されて以来、各方面より論議があることは承知しておりますが、これまで介護保険法新設による利用者の1割負担など、新しい法施行に伴う利用者負担の増加については、他の制度との関連もありますので、今後、慎重な検討と近隣地域との動向も見極めて行かなければならないと思います。報酬単価の日払い方式については、事業所の経営上は不安定となり大変であるとは聞いておりますが、この制度の根幹を成す部分でもございますので、全国的な動きを見たとえで考えなければいけないというふうに思います。この他、認定調査判定についての基準等については、出来るだけ障害者の立場に立った判断により、当然全国一律で統一した調査票や項目により、

調査判定を行うこととなっておりますが、調査員や意見書の記入の仕方である程度の誤差が生じてまいります。本町では、この調査員の資質を確保するためにベテランの経験者に依頼し職員と共に複数の目で調査を行い、大半の調査対象者に対して特記事項を記入して対応しております。また、地元医師会の先生方の協力により主治医意見書も丁寧に記入していただいておりますので、他地域にも劣らない精度ある調査と審査会による判定が行われているものと思っております。

質問項目の2点目として、これらの支援法に対して町の対応はどのようにするのかということですが、現在県下の動向や西播磨地域での調整を図っておりますが、特別な減免制度を採用予定の市町はなく従来の規則要綱に基づく減免措置を継続している市町が何箇所もあり、そのほとんどが精神障害者の通院時の医療費負担の軽減でございます。またある市町では、この軽減策を本年度一杯で打ち切り予定のところもございますので、その動向を見極めながらも対応策を協議してまいりたいと思います。利用者、家族、事業者への説明であります。障害者自立支援法はもともと、身体障害、知的障害、精神障害の3障害を統一しようとするものであって、まだ法律の定着していない現状では、それぞれの旧法による継続事項が多くあり統一化した説明が困難な場合も多くございます。このため実際にはそれぞれのサービス事業者である各福祉事業者がそれぞれ個別の障害者にあつた説明と相談に応じていただくのが一番であり、その体制をサポートするために町内の福祉事業者の連絡会も開催させていただき調整を図っております。またこの支援法での影響は利用者だけでなく事業者自身にとっても大きな影響があるため、現在も事業者アンケートなどを行なっている途中であります。その他、地域生活支援事業と支援センターについても、より利用者に判り易いようにと新たに「障害者福祉のしおり」なども作成し、説明に努めております。地域生活支援事業の内相談事業や日常生活用具給付については、直接福祉課窓口で対応し、またコミュニケーション支援事業の中の手話通訳養成と派遣事業、社会参加促進事業としてのスポーツ・レクリエーション事業などは、対象者も限られることから県の西播福祉事務所を所管範囲とする太子町、上郡町と本町との3町の共同事業として、これまでどおり実施しております。障害者福祉計画の策定状況につきましては、現在その作業を進めており、障害者の皆さんの生活実態を把握すべくアンケート調査も実施し、その分析作業に入っておりますので、とりまとめ次第策定委員会を開催することとしておりますが、策定委員会では、より多くの障害者の皆さんの声が反映できるよう努めてまいります。また最後に1981年の国際障害者年のスローガンである「完全参加と平等」の精神が町政に活かされているかのご質問であります。合併以来、全町を挙げて新しい地域社会づくりを目指して、設置致しました各小学校区毎の地域づくり協議会においても、福祉社会の充実が最大の目標でもありますので、行政だけでなく住民の皆様と共に育てていかなければならない最大の願いであり、絶えず努力を要する課題であるというふうに認識しております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 最初に歯科保健活動の充実と歯科保健センターの充実について、1項目目からご答弁に合わせて質問したいと考えております。

今、歯科保健の合併後の歯科保健活動、健康課で取り組まれている内容が報告というかありましたが、これらは健康事業の取り組みで、これに対して歯科保健の関係については、歯科保健センターの衛生士が出向しているかと思うんですけども、そこら辺の実態はどのように、これらの取り組みを通してなっているのでしょうか。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 今、町長が答弁しました事業につきましては、全て歯科保健センターの職員若しくはその事業と、歯科センターの診療によりまして、在宅の歯科衛生士等頼む場合がありますけども、必ず歯科衛生士若しくは歯科医師等の出役をしていただいております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 歯科保健センターの衛生士並びに歯科保健センターが雇いあげる在宅衛生士によって、それぞれの事業がやられているということなんですけれど、これに対して町としては、財政的に健康課が取り組む内容であり、歯科保健センターの衛生士などがする場合、どのような財政措置になっているんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 歯科センターの方からきていただいた分につきましては、一般会計の方から日当として1日5,600円を特別会計、歯科センターの特別会計の方に、払うようにいたしております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 乳幼児なり学童期それから老年期、障害児とすごい旧南光時代に比べて人口的にも単純にみて4倍になっているわけなんですけども、それらの事業を同じようにしようとするとう然無理が出てくると思うんですけども、例えば壮年期の場合行われている町ぐるみ健診などの取り組みについては、後の対応については、それらも歯科保健センターで衛生士が対応しているんですか。健康課のかかわりは、そこら辺はどのようになっていますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 答弁の中にもありましたように、18年度につきましては、町ぐるみ健診の結果説明会において、歯科衛生士等に出席していただいた日にちが12日と言う事で、南光の歯科センターの職員それから在宅の歯科衛生士等で賄いました。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 当然、歯科衛生士が出向くという事で、歯科保健センターの場合、予防と併せて治療もやって実際ありますけども木曜日、金曜日が治療日になっています。そういった点で、歯科衛生士が出向く事によってそういった体制が自ずと崩れてくるというか、そこら辺に無理が生じてくると思うんですけど。数の上からみてそのように私は想像するんですが、実態はどうなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 今のところ、日程等の調整の上では、ひどく支障をきたした事はありません。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） その日程、出向くというその具体的な体を動かす、勿論そうですけど、併せて出向くための準備期間なり、後の対応する為には、非常に多くの事務量が必要になりますし、そこら辺は、診療とは別にまた従来の少人数であった町の時とは、実情が変わってくると思うんですが、そこら辺は対応は丁寧にされておりますか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 今、議員さんがおっしゃったように、旧町が新町になって極端に言いますと4倍という事なんですけども、その町ぐるみ健診等の事後指導つきまして、人数の方がやはりかかりつけ医等がありまして、その開設の医院等のその関係もありまして、すべて歯科センターの方でやるというわけにはまいりません。そういう中で、こちらの方からもある程度呼びかけをいたしましても、やはり自分の歯科のかかりつけ医等があるということで、それ程人数的には多く増えておりませんので、今の体制の中で、やっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 健診を受けられて、後歯が悪いところがあると、ちゃんと治してくださいねという。そこまでを歯科センター、町の方の責任でやっておられて、その後治療するのは当然係りつけの歯医者さん。旧南光の歯科センターが出来た当時は、歯医者さんが無い状態でできておりますので、今日先程最初の答弁でありましたように、歯医者さんも佐用町全域では増えてきています。町民の人の要望に応えられる治療ができるそういう歯医者さんの受け入れができたという状況の変化がありますので、当然治療がそうなんで

すが、それに至るまでの保健の指導の面では、行政としてやはりその治療を行う歯科医さんとは別にして、旧歯科保健センターがやってきた南光町できめ細かい対応がされてた事が結果的には 8020 につながる訳なので、その点を、健康課の位置付けとしてやられるかどうかという点をお聞きしたいんですが。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 今も答弁しましたように健康課としましては、町ぐるみ健診等の結果説明会とその中で今のような指導の方もやっていきたいと考えていきたいと考えております。

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 町ぐるみ健診は、歯の分野もありますけども後あと体全体、午前中のね、質問の中にもありましたけれども色々な健診項目がありますので、総合的にやられることであって、その為には健康課で所属しておりますところの栄養士であるとか、保健師であるとかそういう連携も必要になると思うんですね。そういう点で衛生士がその関わっていくというのも、人数的に多くなっております。連絡調整であるとか、その小さな町の時には、色々これまでは、そこら辺ができるのが許容範囲を超えてしまうというか、場所も変わり遠くなって文明の利器が有りますけれども、色々機械はあるけれども、実際対応していくためには、そこら辺の体制としてですね、町としてやらなければならないという、その基本的なところを、これから歯科保健センターのあり方を考えていく上では、私は大事なところだと思うので、その点健康課として歯科の分野の取り組みについては、どのように考えているのか、その点を私は、町長に伺いたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 町民の皆さんの健康づくり、これは絶対として行政でですね、まず総合的に取り組んでいかなきゃいけないということで、これが一つの町ぐるみ健診という形ですね、実施をし、これにはですね、行政、町がそういうその町民の皆さんに既に健康に関心をもっていたいただき又色々な健康づくりの活動をしていただくための、色々な仕掛けをしていきますけども、実際には、それを実際、実施していただき又その時に、必要な予防・治療・指導についてはですね、それぞれ歯科の先生又病院の先生方の協力を仰がないと出来ないわけです。この歯科保健センターも今、平岡議員も言われたように当時作られた時には南光町に、旧南光町にはですね。歯科医院がなかったと言うところですね。そういう中で予防と同時に診療も行うという事で、地域の住民、南光町地域の皆さんの基本的には歯科医療についての役割も果たされて来たという事だと思うんですね。しかし、現在まあ、かなりのその新しい歯科医院も開設されてですね又その歯科医院の診療もただ、歯が痛くなった虫歯になったから歯科医院へ行くというだけじゃなくてですね、歯の健康も含めた予防もですね、非常に各医院が力を入れて、一体になってやっていただいております。ですから、そういう意味では、行政がすべて歯科のそういう指導のところまでね、やらなきゃいけない時代とそういう社会、その地域の歯科医療なら歯科医療の中で、予防医療まで含めてですね、既にそれぞれの医院が一体になってやっていただいているのであればね、それはその歯科医院にも十分に役割を分担、果たしていただきたいという風に思います。そういう中で、この歯科医院の開設について、郡の医師会、歯科医師会にお

いてもですね、色々話が協議がされているというふうに聞いておりますし、私も一応話は聞いております。この南光の歯科医院は、一つはいわゆる新庄先生が、個人的には非常に大きな力によって出来てる部分があると思うんですね。それで新庄先生が、そういう非常に力をいれていただいて、一緒になって、その活動を続けてきていただいたということで、ただ、やはり開設者は、医院の開設者ですね、と実際の診療を行っているのは又大学病院から派遣された先生が診療されていると。その辺の管理の問題とか。そういうこともかなり、色々、今の時代になってきますとね、問題点も指摘をされております。だから、そういうことで、今後、町といたしまして歯、町民の健康づくりの中での歯科保健についてですね、郡の歯科医師会とも先生方とも協力を仰ぎながら、どのような形で今度の歯科センターを、今後ですね、位置付けて歯科センターの位置付けをしていって、運営をしていったらいいか、これは新たに研究していかなきゃいけないなと、ということで今それぞれ話が出ているところです。まあ色々な意見がでておりますのでね、今後の課題として捉えております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） はい、町長が言われるように、町内の民間医との協力の基に、歯科センターをこれからどのような位置付けにしていくかという事の検討は、これからというふうに伺いましたけれども、歯科保健センターを運営するのに運営協議会というシステムを開設当初から作っておりますけれども、その中には、町としては、どんな意見を聞いておりますとおっしゃいましたので、直接、町長は参加されていないんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） いえ、出席もさしていただいたこともありますよ。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） それで運営協議会は歯科センターの運営について色々話し合いをする場ですけれども、当然歯科医師の医師会からの意見もありますけれども、老人会であるとか自治会、様々な方が参加されておりますので、そういった点でこの運営のあり方について、当然合併して対象者も増えてるし、どのようになるのかなというのは、誰が考えても検討課題に上ってるのはわかる訳で、現在の現時点でのその検討の状況というのは、先程ご回答になったものぐらいなんでしょうか。それ以上もの、ありませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、1 点はですね、この歯科センター特別会計でいわゆる一つの独立会計の中でね、運営をしている訳ですけども最近の状況では、採算が合わなくなって



きたと。これはあの、そういう採算が合わないって言うのは、所謂歯科診療による収入がですね、少なくなってきたというところがある訳ですね。その辺を増やそうとすればですね、診療に力を診療をもっとやらなきゃいけないと、ただ元々診療をするということになったら、その意見の話の中で、それぞれ開設されている医院の方にも圧迫していくと。いう形になる訳です。歯科センターの本来の目的っていうのは、もう一度考えなおして行かなきゃならないだろうと、ただ先程言いましたように、時代が変わって今まで歯科センターの目的であった予防とか指導とかいう面についても、民間の歯科医院もどんどん、そういうことについても力をいれられておりますのでね、だから、これまでどおり、そちらに原点に戻ってって言って、そういう予防とか、そういうことだけをほなら、やったら、またそれについてもですね、もう時代的には、かなりの部分がもう別に歯科センターで行なわなくても、済む分も沢山できているわけです。そういうところで、在宅の寝たきりの方の訪問、診察診療とかですね、そういうことに力を入れていったらどうかとかね、やはり、現在の歯科医院では出来ない部分で、その歯科センターが果たしていく役割は、どういことだろうなという話が出る訳です。一応郡の歯科医師会の先生方もですね、その辺は歯科センター運営していくに当たって一緒になって考えましょうというね、そういう考え方は、もっていただいているわけですけども。その辺のことが、まだ出てきておりません。医師会の方からはね。出てきておりません。未だどういふうに医師会としては、考えていくかということについてね。そういうものもいただきながらですね、今後センターそのものの運営を考えていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 歯科衛生部門について、その先程健康課との絡みを言ったんですけども、健康課でみなければならない健康の部分の対応について、町として歯科保健センターは、特別会計で治療した点数、医療点数によって収入を得ているという、そういう仕組みになっておりますが、その健康課がやる仕事を歯科センターの職員がやることによってですね、その日当が入ってるとは言いながらです、その雇いあげるとか、健康課の仕事をやるために雇いあげた歯科衛生士の雇いあげなどは、どんなふう具体的に、歯科センターの方でみてるというふうに聞いているんですけども。そうではないんですか。

議長（西岡 正君） はい、健康課長。

健康課長（達見一夫君） 当然、町の健康課の方でやる部分については、健康課の方で支出をしております。それによって歯科センターの協力を得て歯科センターの歯科衛生士等を派遣していただいた分については、歯科センターの方にそのお金を払っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 80 歳になっても 20 本の歯を持つという、その具体的な実証をする上では、健診と予防とそれから治療が併せもってやられて初めて、やられるものなんですけれども、先程言われたように既に民間の歯医者さんとも協力してやっていくというその、

民間の歯医者さんにできる分野とそれから、町が絶対手放してはいけない分野のね、サビ分けを私はこの歯科センターをこれからどうしていくかという事を考えていく上では、よくしていただきたいと思います。歯科保健センターは、当初歯医者さんが無い状態で診療所としての役割も果たして、今日まできている訳で地域のところで他の町内には勿論歯医者さん沢山ありますから、皆さん地域の歯医者さんを利用されてると思うんですけど、そういう点で PTA からは、学童をみて欲しいか、高齢者の人もみてもらえるように、要求の中でそういう形に、今日なってきました。そういう点では、この今までどおり診てもらっていた人たちが、歯科保健センターのこれから位置付けを変えようとしている中で、診療部門について、安心して引き続き診てもらえるかどうか、この点不安の声を聞いておりますけれども、それは変更ありませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 民間の歯科医院さんと町政とのサビ分けをきっちりとしていかなきゃいかんと言われるんですけども、中々町が絶対にだけでやらなきゃいけないというようなね、この部分は民間であるという、そういうその、明確にしていくような事は、中々出来ないって言うんか、する必要がないって言うんですかね、現実民間の先生方の考え方によっても、非常に、本来やってきた予防なんかについても、歯科予防診療について非常に力をいれておられる先生も増えてきておりますしね、歯科の、この医療、保健医療については、旧南光町には、そういう歯科センター有りましたけども、他の他旧町においても、その先生方の協力によってですね、やはり佐用町、元の佐用郡においては、かなりその 8020 運動も全体として、取り組んできておりましたしね、だからそういう中で合併後もですね、その体制としては、今のセンターの中の人員で足りてるというのは、歯科の先生方の協力によって学校とかそういうところ、指導とかそういうことは、既にやっていただいておりますのでね、できる訳です。診察、診療について、今歯科センターで週 2 日間だけの診療が行われております。ですからそれは、私も答弁させていただいたように、当面現状の維持をしていきたいというふうに考えておりますけども、しかし、まあ、まだまだ、これ歯科医院の先生方も増える可能性もありますしね、地域医療としてもっと全体に充実してくればですね、町がセンターで診療をする必要性があるのかどうかということも状況の変化によってはね、考えなきゃいけないことが出てくる訳です。現在においてもね、かなり歯科医師会なんかの中での話では、現在のようなセンターでの診療についての、また色々のご意見も出てるのが現実ですね。実際ね。だから先生が当然大学病院から派遣していただいて、その先生もずっと変わっていく訳です。まっ週 2 回と言うような診療のなかでね。センターでの診療をまず絶対にやっていかなきゃいけないかどうかというのは、これは、今後の状況によっては、考えていかなきゃいけない部分かなという感じはいたしておりますね。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18 番（平岡きぬ糸君） 重大な事、おっしゃったんですけど、絶対やっていかなければならないかどうかは、検討の余地が有るというような意味をおっしゃったんですけど、それは、いわゆる旧南光の人の係りつけ医を無くしていくという方向になりますので、その点は安心して、これまでどおり診てもらえるのかな。診てもらえるかどうかという不安を

持っている住民に対しては、衝撃的なお話だと思います。それと、言いましたように、南光の歯科保健センターとそれから郡の歯科医師会とは、密接な連絡調整のもとに色々歯科保健活動やってきている中で他に比べて比較してですけど、その予防についての意識があるというのは、確かに認めますけれども、実際意識があるから、それが十分やられているかどうかという、その結果の点については、やっぱり歯科センターは、町の町民に対して最後まで責任を持つという、そういう立場に立ち切っているから、できるもので歯医者さんは、やはり自分とこの歯医者さんの経営を安定させなければいけないというのは、第1の目標になります。その点が大きく変わるので、当然予防治療してもらうのに、私は何も歯科センターが全部せえという事ではなくて、その今沢山出来ている医師の皆さんの協力のもとに、佐用町民の対象が増えた皆さんが、歯科センターで対応されていたような事が十分出来るような、そういう方向にもっていくために、やっぱり町がその中心に座ってですね、歯科医師会との連絡調整の積極的な役割を果たすと言うのが、私はこれからの歯科センターを考えていく上で大事だと思います。その点を手放すと単なる歯医者さんの声が大きくなったりそういうふうな事につながっていくと、従来と違って積み上げてきた8020のそういうものが、単なる目標になってしまうので、そうではなくて町民皆に利益がいくように、そのために果たす町の役割というのは、私は重大だと思います。ということで、1項目目はよろしくをお願いします。

議長（西岡 正君） 町長、答弁があるそうなので。

町長（庵逄典章君） 私がですね、そのそういう今後のね、歯科センターの将来の在りかたとしてのお話をさしていただいて、そのことが非常に重大な発言だというふうに言われますけども、私は、決して地域の人の医療を受ける体制をね、それを阻害するような事考えておりませんし、当然それを事ができる、全体としてね、受け皿としてちゃんと補償される中で考えていかなきゃならないという事を言っているだけです。逆にですね、今、平岡議員の方は非常にまあ、重大な発言をされたんですけどもね、そういう先生方がやはり、患者に対して十分責任をもって、やっぱり、まずそれを第1に診療されてると思うんですね。それを民間の先生であればですね、そういう点はその大事じゃないんだと、言うような言い方をされましたが、これは非常に先生方に対する大きな侮辱であってですね、これは大きな重大な発言だと思います。そういう事を考えていくんだったら、歯科医療だけではなくてですね、普通の一般医療においてもですね、その民間経営では駄目だと、これは全部公営でですね、やっていかなきゃいけないという事になります。先生方はやはり患者に対して、まず第1に責任をもってその患者の為にやるという事の、そういう、その使命感のなかで、私はやっていただいているというふうに思っておりますしね、どちらでやったから責任がある、ないというようなね、そういう発言は、これは非常に重大な発言であり、問題があると思っております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 歯科医が、その使命感をもってやってないと言っていないんですね。行政がやるという仕事とそれから民間の歯医者さんがやる仕事、その使命感をもった上でですよ。でも、収入はちゃんとあげなくてはいけない。そういうのが第1になるんですと。それは当然だと思うんですけども。当たり前の事言いました。

次に、障害者の関係について質問させていただきます。

9月19日付けで「きょうされん」の方から、障害者支援法に関わる充実について、国に対して申し入れをして欲しいという事で言われてるんですけど、このことの働きかけは、基本的には対応してない。とうことなので、働きかけをしてないという事だと思いますけれど、これについて町長としては、この今やられている自立支援法に伴うところの応益負担の問題、日払い制度の問題、日払いになったという事については、町長自身は、この事について、どのような見解をもっておられるんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵途典章君） あのまあこの、障害者自立支援法によってですね、非常に障害者の方の今までよりか、負担が増えてきたということについてね、これは、非常に今の社会保障の中でですね、財政的な問題の中でやはり永続的にやっていくためにはですね、こういう応益が出来る、対応が出来る人には、それなりの負担をしていただかなければならないんだろうなという事は、基本的にはやっぱし思います。しかし、非常に一変に増えたという事に対してね、今色々議論もされておりますし、問題視されております。これは、県においても、国においても何か、やはり、もう一度検討しなきゃいけないというような動きもある訳で、町としてもそういう問題についてね、やはり国全体として考えて欲しいという考え方を持っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 自立支援法ということは、つまり障害者が自立できるようにというふうに、法律、単純に理解すると、そのようになっているんですが、残念ながら今回の自立支援法というのは、その名前と反対の方向に大きくなっていると言う事で関係者から、色々な怒りの声があがっているんですが、町長が先程基本的な考えをお聞きした事に対して、ちょっとあれだったんですけど、そういうことは、大変だからというような意味の事、おっしゃいましたけれど、障害者自身が人間として、生きていく当たり前の生活をするための必要な支援というのが、これが利益だというふうに国の法律は言って、その利益に対しては当然その負担を払うのが当然だと、こういう基本のもとに、応益負担が課せられた訳で、生きていくことの権利を侵される、そういうところが私は、重大な問題なので行政のトップとしては、その憲法で謳われたその生存権の侵害にあたるんだという、そういう立場に立って、この問題に対応して欲しいと思います。それから、その負担がされることによって、実態としてさまざまな意見をお聞きはしてるんですけども、障害者の関係で一つはですね、1割負担になる事によって利用者の負担がですね、これまで無料だった人が、1万数千円から2万円以上の負担になっているという、給食費なんかも含めてのところなんですけれど、こういう実態を私は関係者から、ちょこちょこ言うか、そういう話を聞くんですけど。佐用町全体として町としては、この利用者の1割負担に伴って、どんな影響が出てくるのかというような把握はされているんでしょうか。お願いします。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 町にとって、この1割負担がどういう影響かと言うところについてはですね、当然制度が変わっておりますので、今までそれぞれ施設訓練費等で施設の中で対応しておりましたものが、1割負担が当然減ってまいりますので又それに対する歳入も減ってくるということで、今のところ町全体の影響度というのは、この年度末終わってみないと、実数的にどういうふうになるかというのが出てこないのかなというふうには思っております。今さっきおっしゃいましたように、個人負担の1割負担が介護保険と同じように導入されました。それについては、色んな低所得者のその所得者対応として、いわゆる第1階層第2階層、低1、低2というような、その階層も設けられて、それぞれ月額の上限負担額を一定の定額に抑えるという形で、当初私も想像しますに、恐らく介護保険に準じた対応で、金額的にも介護保険と同額の金額になっておりましたので、そういう単価設定、月額の上限額の設定をされておりました。「きょうされん」さんだけやなしに、色んな各種団体、先程町長からも答弁ありましたように、各方面からの答弁の中で、恐らく今の動きでありますと、この18年度から平成20年度までにかけて、これの国全体と言いますか、この法律自身の、いわゆる経過的処置としてこの金額の引き下げが昨今、特に昨日、一昨日ですか、新聞紙上でも報道されております。基本的には今まで、社会福祉法人として低所得者1の方なんですが、1番所得層の低い、いわゆる障害者年金の2級のお持ちの方ですと、大体月額の上限額が1万5,000になっておりましたので、それで社会福祉施設で利用される場合は、その2分の1の軽減をかけて7,500円という月額負担額の上限が設けられておったんですが、昨今のニュースでは、その7,500円を更に2分の1、全体から言いますと4分の1の軽減をかける、その案が出てるといふふうに、国の方からも、厚生労働省のほうからも、インターネット等で公表されておりますので、そういうふうな形の処置も今後取られていくのかなというふうに想定しております。それから、さっき言われました事業者の日払い方式につきましてもですね、やはり、今までですと、月額の処置単価ということで、月額いくらという定額で決っておりましたんが、現実的には実際に、その利用者が利用された日だけを、その計算して施設側に支払いという形になってまいる方法なんですけど、これについては、非常に各事業所さんが、そのための部屋なりベットも空けておかなければならないというようなことで、非常に経営上、苦しいということで、いわゆる激変緩和策が考えられております。今現在、私も聞いておりますのは、前年度の対象人数等の計算方法あるんですが、前年度の8割までの軽減策を考えられておったんですが、これについては10パーセント引き上げて90パーセントまで、その激変緩和で対応するというようなニュースも流れておりますので、これも18年本年度を含めた中で20年までの、この前期の一番最初の3年間について、適応されると思っておりますので、少しは利用者等の負担等も軽減されるのではないかなというふうに理解しております。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） 応益負担の、その今、国の方で色々様々な運動とか、声の元に制度の見直し、応益負担のものを直そうとしてみる動きがあるという事なんですけれども、実際、その低所得者といわれる、対応される、今言われたその2級の場合、月額1万5,000円が半分に助成されているものが、更に2分の1になると言われて、その内容が軽減されるそのこと自体はいいんですけども、対象者というのは、果たしてどうなのかという点なんですけど、今回は、今までは本人の収入に対するものが対象になっていたのが、家族も

含めた所得というふうになされていくという、その障害をもった例えば、子どもさんが居る家庭で、課税者になるともって、その1万5,000円ではなくなる仕組みになったんですね。だからその、今おっしゃるような事が果たして具体的に対応できる人がどれだけ居るのか、そういう具体的なことを行政としては、掴んでおられるのでしょうか。そういったことが聞きたかったんです。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） なるほど、おっしゃるように、今回のその利用者の軽減策は、所帯の課税状況をみてという状況であります。これにつきましては、この制度が導入されて、色んな施設からも利用者からも役場の方へも相談も受けました。ほとんどの方がですね、その実質的な、例えばお父さんお母さんが現役で働かれているような場合も含めて、いわゆるこれは、私も行政側が指導したわけではないんですが、その利用者の組合、施設協議会等からの指示が出ましてですね、ほとんどの方が所帯分離をされて、独立世帯というふうな方向をとられた結果が多いというふうに理解しております。どうしても、在宅で例えば通所施設だけ通われる場合もですね、非常にこの方法がいいかどうかという、あれはあるんですが、所帯分離をされて、その障害者本人さんだけの、その所得税だけをみていくという対応の件数も多くあったというふうに理解しております。

議長（西岡 正君） はい、あと3分です。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡きぬ糸君。

18番（平岡きぬ糸君） あった、3分。さっきそのまゝ、その対応策として苦肉の策だと思いますが、世帯分離をする、法律で世帯が一つになってみられるから、世帯分離をせなあかんという、そういうところに追い込まれるというのは、とても法律の、そこでも欠陥があると思うんですけど、実際に世帯分離したのは、どれくらい有るのかとか、いうことも聞きたかったんですけども、その日払い方式になったがために、その障害者の人は、その障害があるということで、その毎日通ったらいいんだけど、通えないという、休む場合もあるので、それは即運営に響くというのが、今回の法律なんですね。これは、厳格に、日に併せてお金を払うといっても、出す方はそら、あれなんですけれども。現場はそのことを通して非常に、利用者さんとの間でも、そういう暖かい目で見たいけれども、そういう余裕がなくなってくるというか、福祉の分野で大変なことになっているということ、理解していただいてですね、ここで聞いている障害者計画であるとか、そういうものについて、アンケートもされたというふうにお聞きしました。それで策定委員会も開いて、障害者福祉計画のですね、策定にあたって委員会を開いて関係者の声が反映できるようにしたいと。こういうふうに言われたんですけど、具体的にアンケートの分析の作業などは、いつ頃までに終わって、この意見を聞くのはいつ頃で、そういうことも具体的に今、分かる範囲でお答え願います。

議長（西岡 正君） はい。

福祉課長（内山導男君） 利用者の実際の、それぞれ障害をお持ちの皆さんのアンケートにつ

きましてはですね、ほぼ 10 月の末をもって締め切らせていただいて、今その最終的に分析作業にかかっております。それと併せて先程おっしゃいましたような日払い方式等の施設側の考え方も有りますんで、現在その施設、町内 10 施設、10 法人の施設なんです、その施設の移行調査等アンケート等も今現在、行っているところであります。これが 12 月の中頃に締め切り等しておりますので、それと併せまして、いわゆるその事業者にとっては、新法へ移行していくのか、法のまま最大結果期間として認められた 5 年間でどうしていくかという、その最終判断もありますので、その辺も含めて今調整作業をしております。それがまとめ次第、策定委員会等開催していただいて、当然その利用施設側の皆さん方にも策定委員会の方、入っていただく予定にもしておりますし、それぞれ障害者団体の代表者にも入っていただく形にしておりますので、そういう形の中で、計画を策定していきたいというふうに考えています。

議長（西岡 正君） 時間になりましたので、これで平岡きぬ糸君の一般質問を終わります。

続いて、14 番、矢内作夫君の質問を許可いたします。

〔14 番 矢内作夫君 登壇〕

14 番（矢内作夫君） 大変睡魔の襲ってくる時間帯になった訳ですけども、しばらくの間ご辛抱していただいて、眠たい方には寝ていただいたら結構かというふうに思います。

14 番、矢内でございます。通告に基づきまして、1 点の件について、町長の考え方をお聞きをしたいというふうに思います。今後どう取り組みますか、財政の健全化ということであります。昨年 10 月に合併しまして 1 年と 2 ヶ月が経過したわけでありまして、それぞれの自治体が独自の自治をしてきた訳であります、それが今回 1 本になり、1 年余りが経過した事になります。町長におかれましては、旧町全体が色々な意味で把握できている時期ではないかというふうに理解をいたしております。合併の最大の目的でありました財政の健全化に向けて具体的な施策を打ち出す時期が来ているように思われます。勿論これまでも健全化については、町長も最大限の努力は払われてきた訳であります、時も丁度、今 12 月ということで、19 年度の予算編成ぎりぎりのところであるというふうに思われます。新年度 19 年度予算の編成について、町長の考え方は、何に重点をおいた編成を考えておられるか又そのような中で当然こう、縮小、廃止すべきものもあるというふうに思います。5 年後 10 年後、更には 20 年後を見据えた町長の基本的な考え方をお尋ねをしますのであります。その具体的なものとして、何点かについて、お聞きをしたいというふうに思います。

まず 1 番始めに、今回 19 年度からでしたか、一部導入になります新型交付税についてであります。この新型交付税導入が近々のものとして、実施に向かう状況になるように聞いておりますが、我が佐用町にとって、これにより現在とどのように変わるのか、基本的に新型交付税というのは、人口と面積で配分されるんだというふうに、聞いておった訳ですが、その点についてお尋ねをいたします。また、これによる町のもつ施設の統廃合については、どのように考えておられるか、現在今、保育所も 12 箇所、小学校 10 箇所そして給食センター 3 箇所等々あるわけですが、今回については、そういう今申しあげました、保育所、小学校等々についてのみ、お聞きをしたいというふうに思います。

2 番目に合併により、142 集落という非常にこう、多い集落数になった訳ですが、これについて、どのような考えでおられるか、その基本的な考え方をお尋ねをしたいというふ

うに思います。先日の自治会長会の席で自治会長の報酬について話があったように自治会長の方から、お話を伺いました。どのようなことだったのか。これも併せてお聞きをいたします。

3番目に、自主財源の確保という考え方の中で昼間人口の増を基本にした観光についての考え方というのは、どのように町長、思われておられるのか、これについては収入増には直接つながるものではないかもしれませんが、町の活力の増進という意味からも、どのように考えておられるか、お聞きをしたい。

この場での質問は、以上であります。

議長（西岡 正君） はい、お答え願います。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、矢内議員から新年度予算の編成に向けて3点のご質問を頂いておりますので、答弁をさせていただきます。

まず、現在の状況についてですが、昨日、岡本議員からのご質問にもお答えをさせていただいたとおり、合併後1年が経過いたしました。現在の佐用町の財政事情は非常に厳しく平成17年度普通会計決算では歳入不足を補うため多額の財政調整基金を取崩した結果、実質単年度収支が約6億8,000万円もの赤字となっております。加えて経常収支比率が97.9パーセントという高率を示し、財政構造硬直化が著しい状況でございます。歳入に大きなウエートを占めます普通交付税は、平成18年度交付基準額が46億7,937万円で、前年度比8,405万円、1.8パーセントの増となっておりますが、これは合併補正6,161万円、三位一体改革による国庫補助金、負担金の一般財源化の影響額8,588万円などの特殊な増加要因を含んだ数字であります。平成19年度の地方財政収支の8月仮試算によると、一般財源総額は前年度同額を確保しているものの地方税の増収に依るところが多く地方交付税は2.5パーセントの減、臨時財政対策債についても8パーセントの減となっております。これを佐用町に置き換えますと、普通交付税が約1億1,700万円、臨時財政対策債が約3,800万円の減収となりますが、国の税源移譲による増収は、ある程度見込めるものの、これら1億5,000万円余りを完全に補うことができるかどうか、危惧をしているところでもあります。平成19年度は合併後3年目であり、予算編成については、佐用町の礎を固めるものとするため事業の必要性、効果等について十分検討し、真に住民の視点に立った施策になるよう合併後の課題解決に向けて取り組む考えであります。

1点目は、合併協議会における事務事業の未調整事項を早急に整理するとともに、新町の一体感の醸成を図るため施策をソフト・ハード両面から実施してまいりたいと考えております。2点目は、平成18年度策定の「行財政改革推進プラン」に基づき、行政のスリム化、効率化を一層徹底しつつ、事務事業の仕分けや見直しを平成19年度予算に反映させて参りたいと考えております。3点目は、財政の健全化は行財政改革の推進と併せて中長期的に取組まなければならない問題であり、当面は経常経費の削減と地方債発行の抑制により経常収支比率の改善を図ることが必要であるというふうに考えております。歳出全般につきましては、危機的な財政状況にあることを職員全員が認識をし、歳出全般にわたる徹底した見直しと予算配分の重点化、効率化を進めなければなりません。投資的経費につきましては、財政健全化のため一般会計での起債上限額を平成19年度元金償還額予定額と同額の16億8,900万円に設定をし、地方交付税算入が有利なものを優先的に選択してまいりたいというふうに考えております。次に、新型交付税についてでございますが、試案の基本フレーム等につきましては、には、「国の基準付けがない、あるいは弱い行



政分野」から新型交付税を導入する。人口規模や土地の利用形態による行政コスト差を反映すると。離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保する。地方団体の財政運営に支障が生じないような制度設計等が、4項目について打ち出されておりますが、全国知事会等から交付税総額の確保、交付税算定の透明性、予見可能性の確保、人口面積比の根拠の明示、新型交付税に移行する項目の妥当性。地方交付税の補助金化の回避、安定的な財政運営の確保、新型交付税規模拡大に当たっての慎重な対応、制度設計への地方の参画など8項目についての要望書が提出をされております。

また、佐用町といたしましても都市部の面積については、人口密度の多い宅地が多く固定資産税の収入が見込めるため、交付税が手厚く措置されているのは大都市優遇に思える一方地方に多い森林面積については、固定資産税の収入も少なく不利に思えるということ。また、地球温暖化防止や災害防止の観点からも森林を重視し、「大都市有利」のような交付税の見直しを図っていただきたい旨を県に対して提出をいたしております。次に、合併により142集落と非常に多い集落数になったが、これについての基本的な考え方でございますが、現在協働のまちづくりを推進し、それぞれ地域づくり協議会が設立され地域の課題について取り組む体制が徐々にできてきている状況にありますが、限界集落65歳以上の人口が50パーセントを超えている集落も数集落があります。高齢化に伴い人口、戸数が減少し集落機能が維持できない状況が出てくるものと、もう既に出てきております。今後、地域づくり協議会や集落の中でこういう課題について、十分議論をしていただく必要があると考えております。将来的には集落の統合等も必要かとも考えますが、現在では、まず142集落を基本に集落自治を進めていき、現在の色々な課題について、まず考えていただく必要があるというふうに思っております。自治会役員会におけるお話の中で、自治会長報酬等についても話したという事の問いでございますが、西播磨地域の各市町における自治会の役員等における報酬の支給状況と自治会長への退職記念品料等の支払い状況について色々と調査をした結果を役員会でお話をさせていただきましたが、今後は、各地区毎の自治会長会などで状況をお話をさせていただきながら調整を図って参りたいというふうに考えております。

次に、「自主財源の確保の考え方で昼間人口の増を基本にした観光についての考え方」でございますが、近年の観光に対する価値観は多様化して観光地の選択肢が広がっていることから、その観光客ニーズに対応する必要があると思っております。そのような中で沢山の方に佐用町へ来て頂く、それもりピーターとして繰り返し来て頂けるようにすることが大切ではないかと思えます。それには、自然、歴史、年中行事など潜在する町の魅力を再認識するとともにPRをし、訪れる観光客の皆さんを町民挙げてお迎えする気風の醸成と又特産品の開発、観光商品の開発、食文化など様々な産業との関わりをもって広範囲な経済活動の展開になる事が経済波及効果を促し、強いては税收等自主財源の確保にもつながっていくのではないかなというふうに考えております。つ

以上、この場での矢内議員からの質問に対する答弁とさせていただきます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） ありがとうございます。最初にお答えをいただきました、その19年度予算編成についての考え方の中で、行政のスリム化を反映するような考え方、経常経費の削減というようなことも、ご回答の中に出たわけではありますが、具体的にどのようなことを思われとんか、聞かしていただいたらというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、これからの行政改革、行革プランですね、これもお示しをさしていただきますけども人件費の抑制を考えていかなきゃいけないと。ということです。ただ、沢山の課題をこれから、まだまだ、やっていかなきゃいけないのに、逆に職員、人材も人的な力も当然、必要になっております。職員としてもですね、やはり意欲を持って働ける環境もつくった中で、この新町のまちづくりに、あたっていかなきゃいけないんだというふうにも考えております。来年もですね、当然退職者もある訳ですけども、一応今年度も職員採用については、見送っておって、一応職員削減にもすでに努めているところでありますけれどもね。そういう中で細かくは色んな事務のやり方等、経費の節減というような事も、行っていきますし、これまで合併後行ってきた色んな施設の見直し又施設の管理経費の見直し、こういうこともやってきたので、これをまず反映さして行かなきゃいけないと思っておりますし、又施設の管理の中で統合についてもですね、やはり新たな活用方法とかいうようなことも、当然取り組んでいかなきゃいけないなと思っております。また色んな旧町からも引継ぎ、また新町においての課題としてですね、各地域の要望課題ですね、が沢山出てきております。これについてもですね、当然、応えていくべき、町として責任をもってやっていかなきゃいけない課題が沢山あるんです。そういうものをですね、いかにその効率よく又本当に必要なものかどうか、これについてよく研究をしながらですね、取り組んでいきたいなというふうに思っております。又工事の発注とか設計においてもですね、職員、少しでも経費の削減、工費の削減ができるようなですね、合理的な設計をしていくという、そういう観点に立ってですね、職員があたっていくように、考えていきたいなというふうに思っております。事業については、何とか財源の確保できる限りですね、町民の生活にまず密接な関係のある所からですね、取り組んでいきたいと思っておりますし、先般も色々一般質問でもね、いただきました中でお話ししました、大きな町の長年の課題等についてもですね、町としてこれから、早く取り組むべきところは、取り組んでいこうという考え方をしておりますので、細かくですね、どれとどれとを削減してどうだと言うんではなくてですね、これはやはり町全体が皆がやっばし、そういう状況をよく認識したなかでですね、いかにしたら、それぞれの事業を効果的に効率的にやっていけるか、総意工夫をしようという考え方で取り組むということ、こういう姿勢が、まず一番大事だというふうに思っておりますので、そういうことで一応職員全員が、そういう気持ちになってやっていけるような形で指導していきたいというふうに思っております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） はい、ありがとうございます。私、今回新型交付税ということで、行政の対応の仕方をお聞きをしたいということで、新型交付税のいうことに質問を出した訳なんですけど、質問する前は、新型交付税の考え方というのは今までの、基準財政需要額の算定の根本が変わるというふうに思っておった。その算定の根本が人口と面積を基本にしたものになってしまうんやというふうに理解をしており、3年ぐらい前からそういうふうな、僕自身は気持ちでおったさかいに、その合併の推進言うたらおかしい、促進いうたらおかしいんかも分かりませんが、そういうふうな話を皆さんが、お聞きになった時は、そういうような形で、これからは、交付税も削減されるしするんで、何とかこう選択肢と

して、合併じゃなかったらしょうがないんやというような形で説明をしてきた訳なんです。それが今度は、ちょっとあの、東京の方に電話をして資料をいただいたんですが、今回来とう資料をみますと、かなりその部分が骨抜きになってしまっておるといふうな、こう見たら感じもします。今の、町長がお答えになったこれやね、これやね。

〔町長「はい」と呼ぶ〕

14 番（矢内作夫君）　　これでね、その、よう分からんのですが、国の基準付けが無いというのは、どういうことなんでしょうか。あるいは弱い行政分野というのはよう分かりますわな。佐用みたいなどですわ。国の基準付けがないというのは、ちょっと分からんのですが。それと土地の利用形態に、これらは都市化しとるか、しとらんかということなんか、その辺のところがちょっと、分かりにくくて、町長も直接その、答えがあった訳じゃないと思うんですが、佐用町にとってプラスかマイナスかということについては、お答えがなかったというふうに思うんです。それも含めてちょっとお願いしたいと思います。

〔財政課長 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、財政課長。

財政課長（小河正文君）　　はい、まずこの新型交付税導入、これまで算定項目というのが、かなりの数、県町村でみますとですね、まず 95 項目からなっておったわけですね、それが新型交付税によって、68 項目程度に落としていこうという、3 割の減の簡素化的なことを考えられておりますけれど、この交付税算定でもですね、全て変わってしまうんでなくして、今回 19 年度につきましては、地域振興費の部分で大きく人口面積の関係が出てまいっております。そういう中でこの人口に対しましてもですね、補正係数といいいますか、その中の計算する過程の補正部分が 12 項目ございます。又面積についても 5 項目というような、こういう項目になっておりましてですね、その実際、この 8 月の仮算定で計算しますと、佐用町 400 万程度の増の試算が出たという結果になっております。

議長（西岡 正君）　　はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君）　　今、町長言われた。ほなもう 1 ペン聞きます。

議長（西岡 正君）　　はい、財政課長。

財政課長（小河正文君）　　国の基準付け等の関係ですね、まだハッキリこの新型交付税にしても、見えてこない部分がございます。そういう中で自治会等団体の方からですね、その辺の先程町長答弁ありましたようにですね、自治会から出ております項目をハッキリさせてくれということで、出てまいったもんでございます。ですから中身的にじゃ、この部分、この部分いうところまでは、私もそういう未だ書類もいただいてない状況でございます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） ここにね、新型交付税の導入ということでね、地方行財政の各分野にわたり国の法令や補助金等による細やかな規制関与が行われている事に対応し、地方交付税の基準財政需要額の算定方法は複雑な事になっており、これを簡素化すべきとの指摘が従来より行われた。このために、人口と面積を基本と算定する新型交付税を平成 10 年度から導入する事にしているというふうに書いてある訳です。今課長答えられたように 400 万というのはね、計算されて 400 万出たわけでしょ。ということは色々な計算の基礎が分かつたらなんだから、400 万というのは出んわけじゃないですか。私も、この間東京へ行った時に、代議士のその秘書に聞いたわけです。ほな同じ事言う訳ですわ。まだハッキリ分かつたらんのやと。分かつたらんのやったら、19 年度からどないして、あんたどこ、国は地方に交付税落とすんどい。いうて言うたんやけども。なんせ、相手が分からんこっちゃさかい、聞いてもしょうがないんで、そのまま帰ったんやけどね。その 400 万の根拠というのが、僕らにはハッキリ分かん。

議長（西岡 正君） はい、財政課長。

財政課長（小河正文君） この 400 万出た計算式はですね、これは総務省の方の試算、計算ルールと言いますか、そういう、さっき言いました項目ですね、補正係数、この部分はいくらの分を使っていう、その計算式は、送られておって、それに基づいて算出して 400 万から出たという状況なんです。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） まぁあの、今その基準というか、従来の算定項目というのが、95 項目から 68 項目になったと。これは、ここにも書いてあります。都道府県が 42 項目のが 32 項目に変わった。それから、市町村が 53 項目が 36 に変わって、全体で 68 項目に変わったと。これはこれでええと思うんですよ。ほなその 400 万というのは、色々な小さい子とは抜きにして、国がこれとこれとで、まぁまぁそこそこ計算してみとというような方式の元に出てきたんが 400 万。それがプラスになったということやね。まぁあの、僕はまぁ、今も言いましたように始めはとにかく激減すると。その激減緩和策いうもんは、多少とるかもわからんけど、今の国の財政の中から、その地方におりて来る交付税が増えるということがまず無いというのが基本的な考え方でいったらええと思うんです。そういう中で質問を続けられてもらう訳なんですけど、ここにも保育所のことを書いておる訳ですけど、今保育所、新町になって 12 箇所というか、12 園保育園がある訳ですけども。この今、通っております園児が 480 名というように昨日聞いております。保育士数がその中で 69 名。その中には、臨時もおるようでありますけど、それとまぁ、それにパート含め調理員含めると約 100 名くらいなスタッフで 480 人の園児を預かっておるといような状況になっておるんじゃないかというふうに思います。それで、平成 15 年からですか、その行政も企業会計を導入せないけんという考え方の中からバランスシートというようなもんも出てまいりました。昨日何処の保育所で何人おって、どのくらいの経費がかかろうかということ、

担当課に聞いたわけですけど、非常にこう、それがでてくるのが遅かった。全体的なもんは掴んどんやけども、各保育所では掴んでないんやと。というような回答でした。保育所によっては、ほんまに10人受ける保育所もあれば、100人を超す保育所もあります。そんな中で、ほなこの保育所はどのくらいなランニングコスト言うたらおかしいですけども、それがかかってるんだらうかという事を聞きたかったためにお聞きをしたわけですが、それがまゝ、担当課の課長も昨日ちょっとお話ししたんですけど、大変な数字が出たと。いうふうに言われる園もある訳です。1例を出してみますとですね、佐用保育所の場合は、118人。園児が居ましてですね、全体の経費が9,300万。1人頭約79万年間かかろうと訳です。それで私も長谷なんですけど、長谷保育所の場合は、現在7人。それで経費が2,365万8,000円かかろうと訳です。1人頭になおしますと年間337万9,000円かかっておるわけです。それは、多いとこと少ないとこと平均しましてやっぱ120万くらい、一人頭かかろうと訳ですね。そのいただく保育料というのが30万から31万円という状況であります。こういうふうなその保育とか、そういう子育てをお金に換算したらいけんのんかもわからんけど、なんかこう、もうちょっと同じような効果の中で、こういうような削減をするような方法が私はあるんじゃないかと。いうふうに思います。そういった中で午前中にも川田議員からも質問があった佐用保育所の件なんですけど、その新築というか移築についての話はわかった訳ですが、この際ちいと先をみてですね、旧佐用町を1本化するというような考え方については、どういうふうに思われるか、担当課でも町長でもいい。ちょっとお答えいただきたいというふうに思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まず、そういうお話が出てくるのは、その財政がね、今後非常に厳しく、もっとなっていくだろうという事の危惧の中でね、色々とお話があるんだらうと思ってます。今先程のですね、交付税これも問題は、新型交付税という形でですね、これは、その交付税の配分方式ですね、計算方式がこれまでと違って変わるだろうということ、それが私たちの町にとって有利化不利かというような問題があるんですけども。それより一番大きいのは、交付税総額、交付税総額がどうなっていくかということが一番大きい訳です。この交付税総額が、中々今後非常に厳しくなっていくだろうということです。配分についてはですね、新型交付税になってもですね、今は少し都市部の方が有利になるんじゃないかという懸念はしとったんですけども、今のところの計算、あれでは、その土地の面積とかですね、そういう面の中で佐用町にとっては、そんなに大きな差はないだろうなというふうには思っております。それについてはあまりね、今のところ危惧はしてないところでございます。ただまゝそういうことで総額がですね、下がっていけば、これはもう、自ずと下がってくるということは、間違いはないんです。そういう中で保育所だけじゃない、全てにおいて大きな経費がかかっているわけで、それに対してコスト意識というんですかね、どれくらいかかっているということを知っておくという事は、非常にこれは、色々な問題を考えていく上で必要なことだとは、思っております。そういう意識をもつことはね。ただそれだから、ほんならどうするかというのは、また別問題、これは行政として、その経営的に民間会社のような形での考え方を全てが当てはまる訳ではありませんのでね、それは、また別問題だと結果によってはね、と言う事になると思うんですけども。でまゝあの、保育所にしても学校にしてもね、小さな保育所なり学校の方、基準的なことは全部同じようにしていく訳ですから、小さい程大きな経費が一人当たりに計算するとね、

これはただ数字の計算上の話だけですけれどもかかっている事は、間違いありませんし、特に極端にですね保育園児が子どもが減っている中でね、一つの施設を運営していくっていうのは、大きな経費がかかっている事もこれも良く知って、運営をしている私たちも良く知っておかないといけないし、そのことをね、利用していただいている方、そして地域の皆さん方、町民の皆さんも、良く知っていただいても尚且ついくらかかっても必要なんだと。これは他の事、総体、全体的な予算はね、中で、この部分にはやっぱりお金をかけるべきだというのであれば、それはそれで、皆さんの合意の元に運営をしていくということになるんだと思うんですね。保育園においてもですね、実際少ない子どもの中で、しかも今の社会状況が変わっていくなかで、保育内容また保育が担うべき色々な役割も大きくなってきていますしね、その役割も色々な幅広がってきてます。それに対応していくためにはですね、施設の充実また職員の充実もしていかなきゃいけない。しかし、先程も言いましたように、もう全体的な予算はこれ限られた予算しかない。じゃ、どうしていくのかという話になると思いますね。そういう中でやはり施設をね、今の計算だけでも、佐用の120人の定員で120人おれば年間70万が、それが小さいとこへ行けば300万、400万になるというのと一緒ですから、もっと全体一つの大きな施設として充実した内容で、今の現在の社会情勢なり色々な利用していただく子どもたちのためにですね。大きなより良い保育内容、施設をサービスを提供できると。言う事であれば、それが皆さんの合意が得られるんだしたら、それを考えていくべきだろうと思います。ただ、一変にね、旧佐用町のものを一つにしたらいいのか、実際、段階的にね、やっぱり考えていくべきなのか、それはやっぱり、現実的な話として取り組まなきゃいけない部分が、現実にはあると思います。しかし、今のその10人を切るようなね、人数。しかも中々これから、そういうところが増えていくんじゃないしにまだ減っていくだろうというような中でね、しかし、そこに居る子ども達にとって必要な保育、現在また教育。そういうものが提供できない状況という事であればね、これはその子ども達にとってどうすべきかということをして1番の課題としてとらえて、考えていかなきゃいけないなと思います。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 私もその今も言いましたように、お金の面だけでね、どうこうは言っておるつもりじゃないわけなんですけれども、やっぱりその最低限のやっぱり、切磋琢磨する対象というのは、やっぱり必要やと思うんです。特にその家庭で一人とか二人とかいう、ほんまに少ない子どもをもつ家庭になったゆえに余計だろうというふうに思うんですが、これで保育所で、長谷の場合ですけど、7名。ほんで又その長谷の場合は特に利神小学校いう、小学校へ行っても10名か12、13名というような、本当にこう、情けない状況になってしもた訳なんですけれども、そういうようなことのその、子ども切磋琢磨というような意味からもね、ある程度やっぱり規模のものにせなったら、ちょっとやっぱり、町長おっしゃるように、これからほな7人が10人になるというようなことは、まず無いんじゃないかと。6人、5人になっても、10人、15人にはならんというふうに思うんです。そういう中で、ちょっと拙速かもわからんけども、少し先のことを考えたら今の佐用の保育所のきゃ場を、もうちょっとこう広げて160人預かれるようなね、施設にすれば、きちりやっぱり、今もうバスもあるし、何もあるんやから、そういうような形で通園の面についても、しっかりとした事ができるというふうに思いますんで、そういうようなところも一つ考え方の中に入れて、これからお願いしたいなというふうに思います。それとあの、

この合併についてなんですけども、合併じゃない、集落のことについてなんですけど、まずね、この今町長おっしゃいましたように、集落自体が直ぐに合併どころっていうよりも、集落の中でほんまに集落自治がもうできんようになった部落も、なんぼかほんまに今おっしゃったようにあると思うんです。そういうような部分について、ほんならできんから色んなことについて、ほんなら行政が乗り出して、他の集落にしよらんようなサービスをその部落だけしたらえんか、というようなことも、色んな公平性からいうたら、ちょっとやっぱり問題もできてくる部分があるというように思うんです。そういうような中で、そら勿論お互いの合意が必要な訳なんですけども、やっぱりそういうようなことも、ある程度は行政の方からもね、声かけ言うたらおかしいけども、そういうようなことする必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点、どう思うかと思われるかちょっと、お答えをいただきたい。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵途典章君） この課題については、既にですね、そういう状況になっている集落にとっては、非常に切実な問題として色々と話もありますし、どうしたらいいんかということでの色んな考え問題で考えていただいているところなんですけども、ただ、集落によってはそうじゃない所も沢山ある訳ですね。やはり、この問題は、地域によって非常にまあ、大きな較差があります。だから、そういう問題についてね、やはり、地域全体としてみんなの、お互いに考えていってもらわないとその対象集落だけで考えていくだけでは解決しない問題な訳ですね。だから、佐用町として又佐用町非常に広くなりましたので、そのそういう広くというのは中々考えにくい面があって今回 13 の地域協議会、まちづくり協議会を作っていたと。そのいうお互いにやっぱりお互いの状況をよくわかっているね、中で一つのやはり今の大きな直面している課題として一緒に議論、考えていただくということ。これをまあお願いをしておりますし、これからもお願いしていきたいなと思っております。それによって、その地域の中でやはりお互い一緒にこうっていこうという気運を作っていくって、集落の統合というんですかね、そういう自治の統合というものをやっぱりやっていってもらわないと中々十分な行政サービスを十分に提供していく事は、受ける方も受けていただけないような状況になっていくんではないかなというふうに思っている訳です。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） そのことについては、ほんまにあの、お互いにやっぱりあの、疲弊しておる部落から言うたら非常に言いにくい部分もあるというように思うんです。その辺、周辺集落とか、色んな中で、誰かが声ださなんだら具合悪い、できにくい部分があるというように思いますんで、今町長、お答えになったような考え方で一つ、お願いしたい。いうふうに思います。それから、ちょっとこう、細かいことお聞かせ願いたい訳なんですけど、今こう 142 集落があって各集落に自治会長さん、一人ずつおられますわね、それがどんなんですか。次は各地区、小学校区というか、センター長おいてる、そのまちづくり関係で一つ代表者がおられる訳ですか。自治会の代表者が。簡単に言うたら長谷に地域づくり

協議会ありますわな。その中に6集落の中で代表総代、代表自治会が一人、おられます。そういうような中、13ある訳ですわ佐用町に。新佐用町に。ある訳ですね、その13の自治会長の中で今度代表総代というのが、もう一人おられる訳ですか。その形はどういうような、各旧町であるんか。

議長（西岡 正君） 総務課長。

総務課長（小林隆俊君） まちづくり協議会とは、別でございますけれども。それぞれ旧町地区の中ですね、地域ごとに役員という事で、出て来ていただいておまして、それをまゝ、14人の役員ということでございます。142人の上に役員という事で選出をしていただいて、協議も調整なりしているという状況でございます。

〔矢内君 挙手〕

14番（矢内作夫君） それで、その14人の役員が、代表の総代、自治会長ですわな、その自治会長の中に、一人町の代表総代というのがおられる訳ですか。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） はい、142人ですね、代表の会長というのがあります。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） 142集落がね、あって、その中から各地区の代表総代というのがあって、地区のな。それが集まったんが14人の代表総代会になる訳だろ、違うん。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） 代表とかじゃなく役員と、142人の内の会長、副会長が。会長が1人おられて、副会長が3人おられて、その後は、役員とまゝ、監事とかいうことで、14人の方がおられると。その組織の中ではですね。自治会の組織としては、そういう状況でございます。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14番（矢内作夫君） それだけの、ほんなら、一般の142人の自治会の上にそういうのがある訳やな。それ、そこへね、どがい言うんですか、会計いうのはあるんですか。会計あるん。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。



総務課長（小林隆俊君） はい、あります。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） ちょっと、こんな事言うたら、ええか悪いかわからんのやけど、そういうその代表総代いう立場がありますわな。それで、どっかに不幸があった。それで、色んな立場からあそこで、ああいうふうな人がお亡くなりになりましたと。いうふうな形で代表総代に役場から連絡があると。いう時に代表総代としたら役場から連絡あるさかい、そこへやっぱり葬儀に立たないけん。いう場合にですよ。細かい話なんですけど、香料というのは出るんですか？

議長（西岡 正君） はい、ええっと、どこでしょう。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） その自治会長の会計の中で、それぞれ負担もされております。会費を取られてやられております。そういう中ですね、決められております、慶弔費とか、そういうものも、決められております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） それだったらいいんですけどね、ちょっと僕聞いたんには、連絡あったと。どうでもわしが行かないけんのかと。役場、誰が連絡したか知らんけど、言われたらしいです。ほな、いや、行く、行かんはそら、えんやけども、そういうな事がありましたんで、連絡はさしてもらいました。言うて。ほなら、行くんだったら、香料はどないなるんなら、言うたら、それはありませんと。そういうふうな会計はありませんと言われたんやと。それで、合併して間なしですわね、色々なその各会の代表者と言われる方に、そういうことがあった場合に、その連絡が来る訳です。ほなら、あの人、わし見たこともないんやと。いう感じが新町になったらありますわな。その時に連絡をされたら、やっぱり行かないけんのか、ほな行くくらいだったら、やっぱり自治会長としての、そのそういうふうなものぐらいいは、そこそこで段取りはできとんじゃないかというふうな事、質問受けた訳です。ここでする話じゃないんです。それもね、そういうことも皆知っとってかもわからんで。僕はわからなんだ訳ですわ。ほいでまあ、ちょっとついでにね、聞こか思うて今、ちょっと聞きよんですけど。

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（小林隆俊君） その自治会長の組織の中で、そういう慶弔規程も、それぞれ作られております。その中で周知されてですね、運用をされておると、いうことでございますの

で、ケースケースによってですね、会長が持っていくと代表で持って行かれる場合、それから旧町の中で副会長さんが持っていかれる場合とか。その部分がございます。個々の個人、個人の関係については、それぞれの交際の中でやっていただいております。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 連絡ですけども、そういう関係で自治会関係の例えば何処かのね、同じ会で自治会長さんが亡くなられたと。他の自治会長さんにもとりあえず、連絡はしないとですね、中々知らなかったということに、あとは個人の判断で行っていただくかどうか、香料とかそういうものについては、個人の一応付き合いという形になります。当然もう、それ公費から出すということでは、そういうちゃんとした香料規定作ってる部分については出しますけどもね。個人は個人としても当然持っていかれるというのが、それは個人の判断ですから。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） それとね、これはまたちょっと違う話なんですけども、最近その、よう、そういうような悲しい言うたらおかしいですけども、そのそういうような葬儀が、最近続いている訳なんですけども。その時に旧町の間でしたら、その弔電としてね、町長があり県議があり衆議院がありみたいな格好でされておりました。それで、それはまあ、個人が出す方が、それは別として。それから、旧町の時には、社会福祉協議会というのが、必ず佐用町の場合来てました。今度新町になってから今まで聞いたことないような名前の団体の中で、そのほとんどのところへ、弔電か F A X かレタックスか弔電かなんか分かんないですけども、行ってます。ハッキリ言って森林組合長ですけども。この森林組合長いうね、名前であるという事は、多分公費が出とうと思うんです。課長出てますか。

議長（西岡 正君） 分かりますかな。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ほな農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 森林組合は、行政上の組織ではありませんので、組合法人になっておりますので、町の方は、内容的にはちょっと分かりません。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） あれほんなら、もしその森林組合から出ても、その個人が出すと

しても、それは公金じゃないわけですか。公金じゃないんですか。町長、公金じゃないんですか。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

〔矢内君「公金じゃないんですかいうて聞きよう」と呼ぶ〕

町長（庵逄典章君） それは森林組合としての公金ですね。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） どちらにしても、僕は公金言う事になるとね、その今言いよったような、代表自治会長、僕は森林組合の組合長よりも同じ弔電、公金として使うんだたらね、代表自治会長という名前の FAX なりレタックスなり弔電を打つんが、これは、必要じゃないかというふうに思うんです。なんかその辺ね、僕が個人でされるんは、それは、ええと思うんです。だけど、もし公金をお使いになってやられとうという事になると、その辺はちょっと、精査して欲しいなというふうに思います。

議長（西岡 正君） ちょっと、それは、団体がちがいますので、その点だけ。

14 番（矢内作夫君） はい、すみません。そういうことでお願いしたいと思います。  
それとあの、最後の観光の件なんですけども、この新町まちづくり計画でね、これ平成 14 年の資料なんですけれども、今の佐用町に外来者といわれていますか、来入者といわれていますか、そういうふうな方がこの平成 14 年で約 95 万人、入って来ておるようです。このデータ見ますとね、今町長お答えになりましたように、観光言うんも、色々なニーズが、ちごたりするような事もあるというのは、僕もそれはそうだろうというふうに思うんですが、一つそのね、佐用町にはこうして世界一の公開型の天体望遠鏡もありますし、それは観光じゃないかも分らないんですけども、テクノへ行けば、それこそ最大級の 8 V S R という放射光もある。そして、日本に 6 箇所しかないといわれておる、粒子線の治療センターもあるし、今度は、その横に県のリハビリテーション、あれにしても、多分日本一ぐらいの大きさのもんじゃないかなというふうに思います。そういうふうな中で、その施設を、いっつも名所・旧跡ばかりに行くような観光じゃなしに、たまには、そういうなとこの、天文台あがったら内の素晴らしさとか天体の素晴らしさとか、「なゆた」言うたら、こんな素晴らしいものなんやとかいうような、ちょっと、黒田さんらに、テーブルでも作ってもるてやね、それを 30 分か 20 分くらいで流せるようなものを作ったりして、そういうふうなもんを、あっちこっちで見たり、それからまあ、時によったら南光町のひまわりもあるし、奥へ行ったら野生の猿もあるみたいな格好で色々そういうなもんを、魅力的にホームページでも発信したら、なんかこう、かなり佐用へも来てくれそうな気もするんですけどね。そういうような点で、観光課長、どんなふうに考えられとうか、ちょっとお聞きをするんですけどね。観光について。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 矢内議員のご質問ですが、ホームページには一部載せております。アクセスもできるようにしております。町長の答弁にもありましたように観光客のニーズがですね、多様化しまして天文の方が好きな方、歴史が好きな方、それから食が好きな方、色々なお客さんがおられます。一括をしてですね、佐用町なら佐用町だけのルートを作っても中々みえられんという状況もありますので、問い合わせ等では、花があるかとかね、花のコースが作ってあるかとかね、というような問い合わせが有りますので、前回は答弁町長にあったように、少なくとも西播磨ぐらいな範囲でのルートが必要ではないかと思っております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） それでね、西播磨のルートが必要なんだったら、西播磨のルートとして、どういうふうな事にしようかと、というようなこと西播磨全体でお話をされた事あるんですか。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） 西播磨の関係では、スタンプラリーとかですね、旅の宿とか色々パンフレットは作って発信をしております。

〔矢内君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） いやいや、今まではやっとなんやけども、その新町になってやられたんかどうかが別としてですよ。その旧町の間やりよったんか知らんけれども、あんまり効果がなかったということですよ、要は。やっとうさかいに、このままでえんじやいうことなんか、いや、ちょっと別の事をまた新しい事考えてな、ちょっとやってみようかと思うんじやとかい言うような話を聞かして欲しい。

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（芳原廣史君） そういう意見もありまして、現在協議会の中で、検討中でございます。

議長（西岡 正君） はい、矢内作夫君。

14 番（矢内作夫君） 時間も来たようですが、これで終わりますけども、本当にこう厳しい財政状況のなかでありますので、町長当初におっしゃいましたようにですね、職員のほんまに一人一人が、しっかり持ってこれから厳しい財政状況のなかで頑張っていたきたいというふうをお願いをしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 矢内作夫君の一般質問をおわりましたので、ここで休憩をいたします。再開を 3 時 15 分といたします。

午後 0 2 時 5 2 分 休憩

午後 0 3 時 1 5 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。  
8 番、井上洋文君の質問を許可いたします。

〔 8 番 井上洋文君 登壇 〕

8 番(井上洋文君) 8 番、公明党井上洋文でございます。私は今回 2 点の質問を行います。

第 1 点目は、学校問題についてでございます。同僚議員 2 名が質問しましたので、重複する面があると思えますけれども、答弁よろしくお願いたします。

(イ)としまして、いじめの現状と対策についてでございます。今日の学校教育は経済的な要因等による教育格差の拡大いじめや不登校、子どもの学力、体力の低下、教員の資質、子どもの安全対策など多くの課題に直面しております。このような中で高等学校の必須科目の未履修問題が全国的な広がりを見せ、また相次ぐいじめによる自殺そして、いじめ自殺予告の発生と国が教育改革に本腰を入れ始めた矢先に教育の根幹をゆるがす問題が次々と発生しております。いじめの問題は、今や何も珍しいことではなくなり、毎朝、新聞を広げますと、嫌でもいじめと飲酒での事故の記事を目にします。いじめる側もいじめられる側も、少子化の中で大切な将来を担う子どもであるだけに、深刻な問題と受け止めております。

そこで、第 1 に本町での現状を把握しておられるのか、どうか。

第 2 に、実態についての調査、把握しているならば、何らかの対策を打ち出されていると思うが、効果はどうか。小野市河合中学校では、3 分の 2 が、いじめがあるとアンケートに答えましたが、この結果をどのように教育委員会は認識されておるのでしょうか。

(ロ)としまして、ソーシャルスキルについてでございます。児童生徒を取り巻く環境により不登校や無気力、いじめなどの発生要因として、ソーシャルスキルの不足が指摘されております。ソーシャルスキルの基本は、1 .人間関係の基本的ルールやマナーを学ぶ。2 .相手の考えや感情の理解の仕方。3 .自分の考えや感情の伝え方。4 .友達が口を利かなくなった時など人間関係がこじれた場合の対応などがあげられております。これらは本来、親や家庭、地域の人たちとのふれあいの中で自然のうちに身につくものですが、家庭環境の変化や地域の共同体意識が薄れ、子どもたちが人間関係の基本的な知識を学ぶ機会は減ってしまったように思います。社会に出てから直面する問題の多くが、人間関係に起因すると考えれば、早いうちからソーシャルスキルを教える事が、重要であると思えます。又本町において最近子どもと親、教師との認識の違いがあるのではないかと考えられます。総合学習の時間の中で、ソーシャルスキルの導入とこれに関連する子どもと教師のコミュニケーションのより一層の充実を検討してみたいと思っております。

(ハ)教職員の健康調査と対策について。強いストレスなどにより半数近い教師が健康状態の不調を訴え、男性教師では、他の職業に比べて 2 倍近い、抑鬱感を感じている事が財団法人労働科学研究所の調査で浮き彫りになっております。特に教育のための研究・準備期間確保の困難化、95.4 パーセント。保護者、地域との関係の複雑化、85.6 パーセント。児童生徒との関係の難しさ、66 . 4 パーセントになっており、最近の本町の教師についても同じような結果になるのではないかと考えられます。教師が教育現場で心身ともに健

康である事は、生徒に大きな影響を与えます。悩んでる教師の精神面でのケアや事務作業の負担軽減についてはどのような対策をしておられるか、(イ)(ロ)(ハ)を通じて、児童生徒、保護者、教師の第3者機関等による相談窓口体制の創設を提案しますが、お伺いいたします。

第2点目は、消防広域化への対応についてでございます。先の通常国会で消防組織法の改正が行われ消防庁が定めた市町村の消防の広域化に関する基本指針では、平成19年度中に都道府県が推進計画を定め、計画5年以内を目途に対象市町村の消防広域化を実現する事が示されています。本町のような小規模消防本部では、単独で人員、予算、機能などを行財政の効率化と基盤の強化を図るには中々難しい面があるが、対応はどのようにされるのか、お伺いいたします。

以上2点、この場から質問を終わります。

議長(西岡 正君) はい、答弁願います。はい、町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長(庵途典章君) それでは、井上議員からのご質問にお答えさせていただきたいと思っておりますけれども、最初の学校問題につきましては、後程教育長の方から答弁させていただきたいと思っておりますので、私から消防の広域化への対応について先に、お答えをさせていただきます。

市町村の消防の広域化は、消防体制の充実強化による住民サービスの一層の向上を図るために、一部事務組合等の制度を活用して常備消防の規模を拡大することであり、多様化大規模化する災害、事故、建築物の高層化、複雑化、住民のニーズの多様化など消防を取り巻く環境は大きく変化しており、これらに的確に対応し、消防の責務を全うするため、消防体制の更なる充実強化、高度化を図る必要がございます。そのためには、消防本部の規模を大きくして、その機能を高度化していくことが必要になります。今後一層充実した消防サービスが提供できるよう、スケールメリットを生かした、広域化を検討することは大変重要であると考えておりました、合併以前からこの消防業務の広域化について、問題提起を西播磨の市町長等においても、提起をしたところであり、また国の指針として、10万以上の中で構成をしていくという方針も出された中でですね、今西播磨県民局においても色々と一緒に相談しながら、検討をしているということでございます。今後ですね、各市町の抱えている課題、基礎的データを洗い出して、将来の人口減少、過疎化等も視野に入れ十分に議論していくことが不可欠であるというふうに考えておりますので、この広域化に向けてですね、取り組んでまいりたいと思っております。

以上、私からの答弁とさせていただきます、あと教育長にお願いします。

議長(西岡 正君) はい、教育長、答弁願います。

教育長(勝山 剛君) 失礼します。それでは、学校問題につきましてお答えしたいと思います。

まず、いじめの現状と対策についてですが、いじめへの取り組みにつきまして、チェックシートで指導体制や教育指導、早期発見、早期対応などを点検する中で町内の各学校の状況について報告をさせているところであります。学校が気づいたまたは気づかされた事案については、教育委員会に指導経過やその対応について報告をするよう、指導しております。また、この対応については、該当校では校長以下、全職員で対応すること、また

保護者やPTAの役員、校長会など解決に責任を持てる、もつところは、情報を共有するよう指導しています。しかし、まだまだ気づかれずに心を痛めている児童や生徒や今後いじめが起こるかも知れないことへの対策としては、決して十分とはいえないと、認識しております。今後は更に全教職員が共通認識の元に、児童生徒の実態把握及び指導を徹底するよう進めてまいりたいと考えております。小野市河合中の3分の2がいじめがあると。答えた件であります。数字的にはともかくとして、いじめがあるという認識は、私も持っております。次に、議員ご提案のソーシャルスキルを教育の中に位置付けては。この事について、お答えいたします。ご指摘のとおり、より良い教育は良好な人間関係において行われるものである。そのように認識しています。教師と児童生徒の関係。教師と保護者との関係。親と子や家族の関係、教師と教師との関係。学校と地域との関係等など多くの関わりのなかで、互いの気持ちや存在を尊重する事のできる多様な能力、いわゆる本当の生きる力が必要となっています。その為には、人と人とが付き合っていく上で基本的な能力を高めていくことは大変重要な要素であると同時に教育現場の混沌とした現在の状況からの脱却と諸問題をより良い方向に向かわせるための、キーワードになるものと、認識しているところであります。現在、中学校の教育課程では、コミュニケーション能力を図ることが、国語教育の中で重要視されているところであり、国語科の中、更には議員ご指摘の色々な場で、例えば学級会活動、生徒会、児童会活動等の中で少しずつであります。そのコミュニケーション能力を高める指導をしているところであります。更にあらゆる機会を作り、今後は、ソーシャルスキルアップを目指した取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。次に、教職員の健康調査と対策についてお答えいたします。教職員の健康調査につきましては、毎年5月、6月を中心に定期検診をはかっております。特に本町では、本年度、学校教職員の健康管理を行うため、三日月で開業されております織田先生を産業医としてお願いしており、教職員の定期検診後の8月から各学校に出向していただいて、個人に対し健康相談を実施しているところであります。身体的な相談はもとより、メンタルヘルスにつきましても、相談に乗っていただき、専門医等の紹介などもお願いをしているところであります。未だ本年度始めたばかりであり、今後はこのシステム作りが充実するよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

更に、教職員の仕事、事務量の軽減とか、そういうことについてであります。本年度、中学校4校には、パソコンを導入していただきました。来年度は、小学校10校にもパソコンを導入していただき、できるだけ事務の効率化を図りたい。負担軽減に努めてまいりたいと考えております。パソコンを導入したからといって学校現場の事務の軽減は、そうたやすく減るものではないと、私自身が現場にいましたので、思っております。それは、どういうことかと申しますと、どうしても顔と顔を見合わせて指導する事が学校の第1であると、そう捉えているからであります。これらの諸問題を相談し解決していくための第三者機関の必要性は、私も以前から痛感、痛切に感じているところであります。先進的な事例の調査や県教育委員会などの指導を得ながら、今後検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 学校でそのいじめが起こった場合のですね、責任はどこにあると思われませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。教育長。

教育長（勝山 剛君） 学校を預かっておる責任者、校長にあると思っています。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 第一次的には、学校、校長、教頭まゝその担任の教諭だと思っただけでも。それと同時にこの再生会議の中で言われてる事は、地域、各家庭や地域の一人一人が、当事者の意識をもつということも大切だと。このように謳われとる訳なんですけども。教育長にちょっとお聞きするんですけども。「いじめ」とはですね、どういうことを、いじめと、そのとらえられているか、学校としまして。

議長（西岡 正君） はい、教育長。答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しい質問であります。定義としてはですね、自分より弱者に対して、一方的な言動それから身体的、心理的な苦痛を継続的に与えていく。それから、相手が苦痛を感じる。こういうことだろうと私は定義付けしております。一般的に、そのいじめという時に、この定義を基に、どう対応していくか、更には一過性のものもあります。これも今、一般的にはいじめと。例えば1回、廊下でトーンと押された。これもいじめと。そういう捉え方も現実にはあるということ。そのように考えています。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） いじめは、一言で言えばですね、人の嫌がること、これを言ったりしたりするということ、僕はいじめやないかと思うわけです。ですから、相手に色んな非があろうとも、いじめていくということ自体は、これは一番悪い事ですし、いじめの一番の定義だと思う訳なんですけども。そこで特にまゝ、私たちもそうなんですけども。大したことはない。いじめもされた方にも、その非があるんじゃないかと。又いじめられた側にはですね、誰がみても当然、いじめられるような、そういう事があるんじゃないかという捉え方をまゝ、おうおうにしてしがちなんですけども、いじめというのは、あくまでもやはり、いじめた側が100パーセント悪いという、その基にやっぱり考えていかなかったら、いじめというのは、無くならないんじゃないかと思うんですけども、100パーセント悪いと、いうように教育長は考えられてますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 議員、おっしゃるとおり、そのとおり私は受け止めております。しかし、先程議員が申されましたように、いじめられる側も非があるんじゃないか。この



事については、そのことを否定していく非常に難しい面があるということも、私の方は、そのように考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） それとですね、これ兵庫県神戸新聞に出てましたけども、県内の小中学校でアンケートを取った場合ですね。人は生き返る、死んでも生き返るんだらうというそういうアンケートがですね、低学年に 20 パーセント程あったと。このように載っておった訳ですけども。この考えは、その何が原因としてですね、このような考えを低学年の生徒がもっておると思われますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私が、感じてるのはゲームですね、そういうことで生き返ると。そういうふうに捉えております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 確かにそうなんです。ゲームとかですね、そういうパソコンに熱中している生徒については、やはり、そういう考えが多いと言ように分析されとる訳なんですけども。本町において今回光ファイバーが敷設されるわけですけども、そういう面からみて、教育面からですね、この光ファイバーが敷設されて、そしてまあ、色んな多チャンネルが見れる。いうことで又そのパソコンもですね、導入される方があるかと思う訳ですけども、そこらはどのように、教育面から捉えられていますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 各学校に現在もパソコンを導入していただいております、それを中学校では、技術家庭の関係とかそれから情報教育、小学校では総合学習等等で情報の収集だとか、そういう学習に役立てているところでありますが、やはり、人と人とのコミュニケーション、これは、十分機械があろうとも、とっていく必要が私はあると考えております。更には、パソコンを利用する時のモラルですね、これについては、十分学校でも、今現在も指導しているところであります。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） 井上洋文君。

8 番（井上洋文君） これはあの、学校教育だけと違ってですね、社会教育面からも当局としては、そこらをどのように捉えられおられますか。

議長（西岡 正君） 当局ですから、町長ですか。

8番（井上洋文君） 生涯学習課。

議長（西岡 正君） ああ、生涯学習課ですか。はい、生涯学習課長、お答えください。

生涯学習課長（岸井春乗君） すいません。もう一度お願いできますか。ちょっと他のこと考えてましたもんで。

議長（西岡 正君） はい、井上議員、もう1度、ほなお願いします。

もう1度お願いします。先程の質問を、ちょっと聞き漏らしたんで、もう1度、同じ事をお願いしますということなんです。

8番（井上洋文君） その光ファイバーをね、敷設する事によって社会教育としてですね、どのようなメリットがあり、まあメリットあるんですけども。その教育関係に対して私あの、悪い面もあるんじゃないかという質問した訳なんですけども、その生涯学習課としてはですね、どのように光ファイバー、その多チャンネルやパソコンで色んなものが見れる事に対して、どのようにとらえられてるか、そこら辺お聞きしたい。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（岸井春乗君） すいません。各家庭において、自由にそういったものが見れる、またゲームができるという事になりますと、社会教育と言いましても、やっぱり家庭教育という事に求めていかないといけないだろうなと。いうことを考えます。またそれが、家庭教育ももちろんですし、地域としても、そういう地域としてできるかどうか分かりませんけれども、地域ぐるみといいますか、そういったことでないと非常にこう、やっぱり一番関係してくるのは家庭に求めるしかしょうがないのかなというふうに、考えます。

ただその多チャンネルなり、ゲームをするっていうのは、やっぱり親の前でしたりはしませんので、多分隠れてするということですから、非常にその辺については、親がしっかりとした教育なりをやっていかないと、非常に難しい問題になってこようかなというふうに考えますけども。

議長（西岡 正君） はい、よろしいでしょうか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

8番（井上洋文君） この再生会議の中でですね、いじめを受け苦しんでる子どもを救い、更にいじめによって子どもが命を絶つ事を食い止めるために学校教育委員会の関係者、保護者、地域を含むすべての人々が社会総掛かりで取り組むとあるんですけども、先程教育長の方から答弁ありましたけれども、実際にやはり、中学校等ですね、陰湿なやっばし、いじめが行われているっていうことをお聞きしとる訳なんですけども、そこらの捉え方としてですね、どのような対処をされたか、最近あったですね、そのいじめに対しての対処の仕方をちょっと、教えていただきたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず、その状況が学校に伝わった。それをもって担任それから学年、そして校長、教頭。まずは事実の実態の把握に努める。その中で親、子どもとの面談、更には関係生徒への指導、更には PTA また学校評議員。この辺との連携をもとりながら、ケースバイケースでありますけれども、学校によっては、保護者への啓発啓蒙又お願いの文書を持って、事の重大性と今後の学校への指導体制への協力と更には家庭での子どもの変化に気づき、その気づいた事よっての家庭での話合いだとか、学校との連絡連携、そういうことについて指導をしていっております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 相当前からですね、このいじめがあったというように聞いとる訳なんですけども、それまで、その担当がですね。担任側が分からなかった。またクラブのその担当が分からなかったと。いう事についてですね、どのように認識されてますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） これについては、非常に現場に遭遇しておりませんでしたので、今の立場として、1日でも早く気づいて欲しかったという事が本心であります。ただと言いますか、学校現場で私自身が、教職員にいつも言っておりました事は、できるだけ校地、校舎を歩いてくれと。どうしても、時間に追われまして教室と職員室だけの往復になりがちであります。そういう面から例えば東側の階段上がったら、西側の階段から降りてきてくれとか、そういう現実的にやれば直ぐできる。そういうことを色々と指導段階では先生に協力を求めておりました。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 中学校で起きたいじめなんですけども、この中学校の場合は、この担任教師が変わっていきますわね。変わるんでまたクラブの先生はまた別やと。いうようなことで、そこらの連携がですね、中々連携がうまくできないと言う事で、そのそういういじめが起きた場合でも、中々その対応が遅れてしまっていることなんですけども、そこらの連携はどのようにされてる訳ですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 私がおりました学校では、今も続いておると思いますが、職員会議が月1回ないしは2回もっております。その中で各学年の問題行動だとか、今クローズアップして、全体的に進めなければならない諸問題等について、必ず連絡報告をさせておりました。更には、各学年毎に連絡会議を校内の連絡会議をもって、その個々の生徒の状況

を交換したり、更には日常的には朝の職員の打ち合わせの時間がありますが、そこで緊急に連絡する事については、連絡をしたり、そういう機会はもっておりましたが、まずは、教職員がいかにか子供の変化に気づいたり、子供の状況把握をしているかというのが、ベースになりますので、そういう点で中々実態把握をつかめてなかったら、そういう場も機能しないというのが現状であります。

以上です。

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 文科省がですね、教職員給与のあり方に関するワーキンググループがですね、11月の24日に纏めた小中学校の職員のですね、勤務の実態調査ということで、まとめる訳なんですけど、その中で1日の平均勤務時間は小学校で10時間37分、中学校では11時間16分ということで載っておるわけなんですけど、まして残業についてはですね、1日平均1時間47分、小学校で。中学校では2時間26分だった。そこへもってきて、その持ち帰り残業、持って帰ってやっておると。いうように載ってる訳なんですけども。その教師がですね、その生徒と向き合うって言うんですか、触れ合う、そのスキンシップをするという事が中々難しい現状になっとるんじゃないかなと思うんです。教育委員会に対しての報告等がですね、先生に聞いても多いと。いうように言われる訳なんですけども。そこらの件についてどうなんです。パソコンが入ってその減らせるって事もそうやけど、先程教育長申されたように、向かい合ってやはり、生徒と向かい合うという事が大切だということで、いじめに対しても、捉え方がまあ、色々違って来る。そこらのスキンシップがですね、教師と子供とのスキンシップが1番大切じゃないかと思うんです。そこら、どんなんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 確かに、先程議員おっしゃいましたように、教職員の勤務実態については、先程数字にあげられましたが、佐用町内の勤務実態については、時間的には把握しておりませんが、時間外の勤務を相当しているというのは、私も現場におりましたので、実感しております。例えば、中学校でありますと、夏場は6時下校という事になります。6時下校になりまして、子供が佐用中学校であれば、大体40、50分。一番遠い所で、自転車通学でかかると。そんなら1時間は少なくとも、誰かは学校におると。言う事ですね。そういう中で6時まで子供に係わっておりますと、その後に事務的な処理をしていかないといけない。こういうのが実態であります。そういう中ですけれども、また教育委員会の報告とか実績報告ですね、そういうものが沢山あると。これはもう仕方がない部分が有りますので、これは、私は教職員の仕事であると。そういう認識をしておりますので、これは、どういう形であるかと、していただかないと機能しませんので、職員にもそういうことは、今までも言ってきておりました。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） その子どもたちのコミュニケーションは活発に行われているが、本音は見せたくないという姿を見せる子が増えているということ、こうした背景には自分が

どう思われているか気になるという友達関係の不安定さと自己表現の苦手な子どもが増えているということなんですけども。これは、佐用でもそういう傾向があるんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） そういう傾向があるかどうかは、分かりませんが、非常に口べたといいますか、例えば私が声をかけてもですね、「どないや、学校楽しいか」言うても、こうして首を振るくらいとか、この間も、先日ですか、ちょっとお話ししましたけれども、給食の時にちょっと声をかけてもですね、「おいしいか」言うたら、「いいや」もうそれだけでですね、終わったりですね、こういうものが嫌いなんやとか、そういう中々具体的な話、長い言葉でですね、文言で答える。こういう子供たちは段々少なくなっているように感じます。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 教育長、先程言われましたけども、このいじめは、100パーセント、いじめの方が悪い訳ですけども、そのいじめの原因を作る、その家庭教育というの、やっぱり、いじめの側としてですね、家庭教育も大切であると、いう事を捉えよう訳ですけども、教育委員会とその家庭や地域とはですね、連携して学校ばっかし、教育委員会ばっかしがこのいじめに対して、一生懸命取り組むということじゃなしに、やっぱり家庭教育、またこの地域の、そういう教育力を高めていかなあかんということなんですけども、その事について、教育委員会とですね、これは生涯学習課が窓口になるんですか、そこらの連携、今回のいじめについてもですね、そういう事についての、やっぱり話し合いというのは、行われて訳ですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 今回、いじめについて具体的に教育委員会と生涯学習課との連携、協議、これは行っておりません。しかしながら、議員おっしゃいましたように、いじめについては、家庭教育の問題とか地域との連携とか、これは非常に大切であります。特に学校は、保護者、直接でありますので、PTA等を通じて課題解決とか、これからの対応についてですね、協議したり、共通理解を図る。そういうことを進めておりますし、先日は、PTCAと言いまして、上月の文化会館の方で会議をもった訳で有りますけども。そういう所に講師を招いてですね、これについては、生涯学習課と教育委員会は後援したという形で、イベントを開催しまして、250人程のPTA会員、更には地域の方々までいただきまして、そういう研修の機会ももったところです。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） ほな、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 教育委員会の中に、社会教育もあったんですけども、今回分離したということなんですけども。そこらでですね、その連携の、そのとり方が今後これだけい

じめの問題、地方でも出てくる事になるとね、そこらの問題、やっぱり教育委員会の中に、社会教育もあった方がえんかなというふうに思ったりするんですけど。そこら、今回のいじめなんかで、生涯学習課としてですね、どのように今後いじめ等について、捉えられていくか、そこらちょっと、決意でもよろしいからお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、生涯学習課長。

生涯学習課長（岸井春乗君） 先程も教育長の方から、先だっの PTCA の研修実践発表会というのがあって、その中で講師先生は、丁度いじめの問題について、お話をいただきました。ご承知のように、協働のまちづくりというのを今、生涯学習を基礎にした協働のまちづくりというのを進めております。これは、やっぱり地域の安全安心、住みよい町をどうしたら作れるのかということで、住民と行政と協働で考えていくという事が基本に有りますから、やっぱり、その辺についても学校内のいじめであろうとも、やっぱ地域に働きかけるというか、投げかけるというか、地域の力、保護者の力というのが必要ではないかなというふうに思っております。映画の話して恐縮なんですけれども、日本で1番荒れた学校、稚内の南中学校で1番有名な「南中ソーラン」という、ソーラン節で立ち直らせた映画、これは事実に基づいて作られた映画なんですけれども、その中で学校の中だけではどうしようもないということで、地域に働きかけ、保護者に働きかけ、保護者じゃなくっても、その地域の大人たちが、学校へ入って、学校みてくれということで、地域と一体になって、その学校を立ち直らせたという映画がございます。それを見ておるとやはり、例え学校の中だけのいじめがあったとしても、学校だけでの問題というふうには、学校の中だけの解決というのは、非常に難しいのかなというふうに思いますし、そういうことからすれば、やっぱり、地域とともに動いていくという事がなかったら、いけないかなということで、生涯学習の方を進めるということでございます。教育委員会部局から移った。その事に限って言えば、確かに教育委員会の方かも分かりませんが、やっぱり地域の方へ働きかけるいう事になりましたら、町長部局の方が働きかけやすいのかな、いうふうな感じもしております。それだけに限って、町長部局へ移したというふうには思っておりませんが。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 分かりました。今回新聞にも出たんですけども、教育委員会、ちょっとお聞きしたいんですけど。教育委員会というのは、狭い意味の教育委員会というのは、教育委員長がいらっしゃる、それを含めて5名、5名ですね。5名の教育委員会。それから、広い意味での教育委員会というのは、総務課それから教育推進課それからまあ、教育委員会も含めて、俗に教育委員会というわけなんですけども、その教育委員会、その狭い意味でのですね、教育委員会5名いらっしゃる教育委員会がですね、定期的に会合されてると思うんですけども、その内容はですね、こういういじめの問題とか色々な問題があったときに、そこらでやっぱり議題として、当然出るだろうと思うんですけど、その教育委員会、狭い意味での教育委員会というのは、どういうことを、こういう問題が起きた時にされてるかということをお聞きしたい。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 教育委員会の開催については、月に1回定例で開催しております。これにつきましては、私の方から前回からの今回までの約1ヶ月間の管内各学校の状況を説明し、例えばこの10月11月では、臨時で開催して、今回いじめ等の対応また町内の状況についてご報告し、課題、問題点を整理して教育長として参考にさせていただいております。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） この教育委員会、その教育委員長を中心にした教育委員会なんですけども、これは委員が殆ど全員が校長経験者ですか。

教育長（勝山 剛君） ではありません。

8番（井上洋文君） ではないんですか。どういうメンバー、役職だけでいいんですけど、役だけでいいんですけど。元の。

議長（西岡 正君） はいお答えください。はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） 学校関係者4名とそれから学校以外で一般の方1名です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） これだけ、世間的にまあ、いじめが問題になつとる訳ですけども、この教育、その委員会5名の教育委員の方、いらっしゃる訳、教育委員会はずね、いじめの問題等について、これは今申されたように4名いらっしゃる訳、学校関係4名いらっしゃるわけですけどもですけども、その4名の方がずね、このいじめ、小学校も中学校も、今いじめがある訳ですけども。そういう、いじめが起きたときにずね、飛んで行ってやっぱりその校長とずね、やっぱし色々な事を打ち合わせていく。ということをしなないと、全体の教育委員会、その校長先生や学校上がりの課長もそうやし、失礼な言い方もわからんけど。推進課長もそうですし、学校、行政からあがってこられた課長、学校の中々言いにくい面があるんじゃないかと思うんです。そういうなんで、教育委員会が名誉職になってしまってますね、月に1回くらいで報告があつて、先輩後輩という、そういう間柄でずね、極端な話、これはまあ、朝日新聞出てたんですけども、これはまあ、臭いものには蓋をしめてしう。問題には蓋を閉めてしまふ。蓋をしてしまふと、いうような、そういう体質があると。いうことを言うた訳なんですけども。そこら今回そういう問題が起きたときにずね、折角そういう素晴らしい方がいらっしゃるんで、教育長中心にした、その今の教育委員会が悪いということやなしにずね、そういう事に対しても、やはり先輩として色々なアドバイスをしていくというような、そういう体制はないんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 体制は、有る無しという判断ではなくってですね、状況に応じてですね、学校訪問をしたりですね、そういうことはしております。尚、学校教育委員会、狭い考えしとんなどと思われるかも分かりませんが、やっぱりその学校はですね、私も経験あるんですけども教育委員会事務局でですね、学校の色々な問題は、できるだけ解決したいというのは、校長の思いだろうと思います。隠す隠さんというのは、別問題です。現在ではですね、指導主事がおられませんけれども、学校現場から上がってる者は私一人なんですけど、事務局は、10月から坪内推進課長もきてくれました。学校現場の経験はありませんが、教頭校長とですね、本当に膝を交えて学校の問題をしっかりと教育委員会としても受け止めて、十分指導はしているとは言えませんが、それに近いことは出来ていると思っていますし、しかし、議員がおっしゃるように教育委員会の委員の方々にもですね、できるだけ細かい部分までも教育長として報告したり、随時電話連絡だとか来ていただきましてですね、教育委員会とは別に、そういう連絡調整とか今後の方向については、ご相談したり意見を聞いてるところです。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） と言いますとね、この緊急提言の中でですね、教育委員会はいじめに係わったらいじめを放置、助長した教員に懲戒処分を適応するという厳しい、そういう内容になつとる訳なんですけども、そこら教育長がですね、大変な中でこれだけ多くの学校が統合してある訳なんですけども。それはその管理していくというのは大変だと思うんですけどもね。そこらの事で私もちょっと心配したわけなんですけども。今教育長、決意されたんで、それはそれでいいんじゃないかと思う訳です。話変えますけど、教職員の方に色々聞いてもですね、教員の方に聞いても、やはり残業が多すぎるし、いじめの問題、色々な問題が雑多になってると。いうことで特に最近はぴりぴりしている状況だと。いうことをよく言われる訳なんですけども。そこら職員の方ですね、方に対して先程ちょっと答弁あったんですけども、やはりこの統計からみても、鬱になる先生多いということなんですけども。普通の職場のサラリーマンより倍くらいのそういう鬱がおると。本町でもそうだと思うんですけども。そこらもっと、生徒もそうですけれども、先生の方のホローもですね、今まで以上にやっていかないかんのじゃないかと思うんですけども。そこらはどうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） もう、議員おっしゃられるとおりでありまして、今後は教職員が少なくともですね、生き生きとして表情豊かにですね、勤められるように学校長等々と協力しながらですね、進めてまいりたいと考えております。尚、病気療養等々につきましては、早いうちからですね、自分の心身に変化が生じた時には、できるだけ早く連絡して対処するように、今、進めておるところです。以上です。

〔井上君 挙手〕



議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 大変な中ですが、でも頑張っていたきたいと思います。

学校評議員制度というのは、これは、教育委員会もとられてですね、5 名ですか、名簿いただいたんですけど、5 名の学校評議員さんいらっしゃる訳ですけども、その方がですね、色んなこれは校長先生が任命されて教育委員会が委嘱状出すわけですけども。その学校評議員の方はですね、校長先生が選ぶ訳ですから校長先生の側についてですね、極端な言い方すれば、考え、校長先生に厳しいようなことはですね、中々言いづらいと思うんですけど、そこら辺の件は、この評議員の方がうまく機能されて厳しい提言もされたりですね、色んな助言もされる事、あんまりないと思うんですが、そこら辺どうですか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） これもですね、じゃあ 14 人の校長がですね、どういう状況、どういう気持ちでおるか、ちょっと分かりかねるんですが、これも申し訳ないです。私の経験からしか物が言えませんので。今のところは、お許しいただきたいんですが。佐用中学校 2 年間で 2 年ちょっとと、三日月中学校で 2 年程の間に学校評議員を推薦させていただいて、教育委員会から委嘱をもらって協力していただいたわけですが、議員思われるように、すべて校長について言うたら、そうではないです。やっぱりそれぞれ立派な方ですので、校長おかしいぞと、言われる方もハッキリ言っていただけますし、そういう点では、いくら校長がお願いしますと言ったとしてもですね、その事については、ハッキリと私は物を言っておりましたので、悪いところは悪いと、ハッキリ言うてくださいと、こうしたらどうやということも言うてくださいと、そういう形でご依頼しておりましたので、私はそういうこと、実感としては持っておりません。尚、学校評議員については、小学校が今 54 名。それから中学校が 4 校で 20 名。大体 4 人から 6 人程度それぞれの学校で委嘱をしているところです。以上です。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8 番（井上洋文君） 小野市の河合中学校、最初はいじめは、そないに無いだろうということだったんですけど、まあ、生徒会の方がアンケートととって、3 分の 2 がやっぱりいじめがあると、色ないじめの状態を、この間神戸新聞出ましたけども、そのようにいじめが発覚した訳なんですけども、そのいじめが、いじめを解決するのはですね、先程からまあ、教育委員会も生涯学習課も色々連携をとってというような話も出たんですけども。やっぱりその生徒同士でやっぱりいじめを解決していくという事も、これは一つの大きな方法やないかと思う訳ですけども。その校長先生に電話させていただいたら、やはりいじめについて、どういったいいんですか、一人のその指導するような生徒を作ろうと思ってるんだというような話をされてた訳なんですけども。そういうまあ、これピアサポーター、その学生がですね、そういう組織を作って被害者、いじめの被害者がそこへ相談に行けるような、というと、学校と父兄というのはどうしてもやっぱり、意見が違う場合がある。捉え方が違う場合がある。幾らなんぼ言っても平行線になる場合がある。どっちが悪いかわからんと。ということで、学校ばっかしをですね、責めても、さっき言いましたよう

に学校の先生、だんだんだんだん、何がほんとやらわからん。そうやなしに、そういう中間的なですね、その組織いうんか、そこへ相談がいけるようなものを作ったら、いいんじゃないかという、ピアサポーターと言うらしいんですけど。そういうようなものを作ってはどうかというような話もあったんですけども。まず、私も前に質問させていただいたんですけども、学校評議会、学校運営協議会、学校評議会は、その5名程ですけど、学校運営協議会という、地域もも含めた地域の有識者や保護者、教育委員会、学校外の関係者等を含めた、そういう学校運営協議会というのをですね、これは各地で今、そのできとる訳ですけど、先程教育長が答弁されたけど、そういう相談する、そういうものを作ってですね、そして、そこで相談をして、これはこっちがちょっと悪いんですよとか、こういうふうに気をつけてくださいよというような、そういうものをですね、作っていけばいいんじゃないかと思うんですけど。そこらの学校運営協議会については、これは相当数設置されるところ、あると思うんですけど。そこらは、3年程前にそういう提言させていただいたんですけど、そこらは、どういう考えされてますか。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 運営協議会につきましては、色んな話があることは、私も承知しておりますが、現段階では現在の学校評議員制度、これを折角ある訳ですから、できるだけ学校の相談役って言いますかね、そういうことですね、進めていきたい。学校によっては、評議員会を開く時にですね、校長教頭だけの出席ではなくって、ケースバイケースで生徒指導担当、係りの者だとか養護教諭が入るとか更には、学年代表くらいで教員が入って一緒にですね、考えていくとか、そういう場も設定しておりますので、今のところは評議員制度を充実していきたい。そのように考えております。

〔井上君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、井上洋文君。

8番（井上洋文君） 今までのその、学校教育委員会からの上の報告っていうのは、いじめがないって言う学校というのが、いい学校だというように捉えられておって、中々いじめがあってもですね、中々報告しづらいっていうのが、現状やなかったかなと思う訳ですけども。これからはやっぱり、いじめが発生するのは悪い学校ではないと。いじめを解決するのが、いい学校と、そういうようにこの再生会議でも謳われとる訳なんですけども。そういう意味で、いじめがあってはなんのですけど、あった場合もですね、やっぱり早期対応というのが1番必要じゃないかと思えますんで、その点よろしくお願いします。

それと時間がなくなりましたけれども、消防広域化の対応なんですけども、これは佐用町のような小規模の消防署については、先程町長答弁ありましたけれども、やはり取り組んでいきたいということなんで。10万以上ですか、僕は30万以上くらいかなと思うんですけども、10万、30万ですね。30万以上くらい。そうしますと、仮に佐用町でその三日月のテクノの件なんかもそうですけども。こっちから行かなくても向こうから来れるというような、そういう面も利点もあるし、全体的に通して特に機能面についてですね、相当消防長言われておりましたけれども。機能についても、いい機能のポンプを入れれるというような話ございましたんで、是非ともこの前向きで取り組んでいただきたい。このように思います。以上で終わります。

議長（西岡 正君） 井上洋文君の一般質問はおわりました。  
続いて、21 番、鍋島裕文君の質問を許可いたします。

〔21 番 鍋島裕文君 登壇〕

21 番（鍋島裕文君） 失礼します。21 番、日本共産党の鍋島です。

私はまず教育行政について、2、3の質問をいたします。合併、新町が教育委員会所管であった社会教育を町長部局にした事に対し、合併後多くの町民の方から厳しい批判の声が出されてきました。その主な内容は、社会教育がまちづくりの原点という事からして、中核となる学校教育と一体のものとして進めてこそ、教育の目的を果たす事ができる。これが分断された体制では、佐用郡の教育の崩壊につながる恐れがあるというものであります。合併後、私たち共産党町議団は、町長に社会教育を教育委員会所管に戻して教育の正常化を求めてまいりました。今回もこの立場で質問するものでありますが、今回は特に、9月決算議会での金谷議員の社会教育を町長部局にできる法的根拠は何か、との質問に対し、当局が示した地方自治法第180条の7事務の委任がはたして、正当な根拠といえるかどうか。この点について質問をいたします。

第(1)点目、社会教育法第5条市町村の教育委員会の事務や地方教育行政法第23条教育委員会の職務権限については、どのように考えられますか。

第(2)点目、合併後、町立図書館は、町長部局の生涯学習課所管となっておりますが、社会教育法に基づいて制定された佐用町立図書館条例は、その第3条で管理は佐用町教育委員会が行うとなっております。遵守すべきではないでしょうか。

第(3)点目、社会教育法は、社会教育の専門的な助言、指導する者として、教育委員会に社会教育主事の設置を義務づけています。この社会教育主事について、伺います。

その この社会教育指導の専門家としての役割をどう考えられるか。

その 法律では、教育委員会に設置が義務付けられておりますが、佐用町の現状はどうでしょうか。

第(4)点目最初に述べたように町長はこの措置の法的根拠として、地方自治法第180条の7事務の委任等をあげています。そこで伺います。

その 同法同条の内容は、教育委員会は町長と協議して同委員会の事務の一部を委任できるというもので、委任する主語は、町長ではなく教育委員会ではないか。

その 前教育長は今年の3月議会で「社会教育を町教委の所管から外す時、教育委員会に一切話はなかった」と言明されています。これが、事実とすれば同法は適用されないのではないか。

2として、町内小中学校のいじめの現状や町教育の対策について伺います。

第(1)点目として、各学校から町教委へのいじめの問題の報告は、この10年間でどのような状況か。この報告状況に対する町教委の見解は。

第(2)点目につきまして、この方針につきましては、先程井上議員の質問で答弁されております。2点目の答弁は結構であります。

次に、町営住宅の諸問題について伺います。昨年12月2日に公営住宅法施行令の一部改定が行われ同26日に国土交通省住宅局長名で2つの通知が出されています。このうちの一つは、法的拘束力のある政令改正の通知であります。もう一つは、法的拘束力のない通知となっており、もし本町でこの拘束力のない通知による解約がなされているとしたら、第1点目にその是正を求める立場から質問いたします。同通知は、入居収入基準を超えた場合の家賃値上げや単身入居者年令引き上げ、入居承継の解約などがその内容であります。本町の実態について伺います。

その 旧町条例では、単身入居者は、50歳以上の者としておりましたが、現行はどうか。

その この間、50歳以上の単身入居希望者はあるのか。

その 入居の承継について、旧条例では3親等以内の同居者であったが、現行はどうか。

その 同居の子どもが、その対象からは外されたとしたら、問題であります。

その 単身入居者も入居の承継も従来の制度を守るべきではないか。政令通知があったとしても、自治体の裁量でできるし現に他の自治体では実施しています。

第(2)点目に入居者募集登録制度について、伺います。合併後、町営住宅の入居者を定期的に3月、9月の年2回募集し、入居者登録制を実施してる訳ですが、その実情と問題点について質問します。

その 現在、募集対象である町営住宅の空家の数と登録者数はどうなっているのか。

その 仮に空家があっても、登録者がいない場合は次回の募集まで入居希望はあっても待たなければならないのか。そうであれば不合理ではないか。

第(3)点目、家賃の減免制度について伺います。

その 現在住宅家賃の月額最高額と最低額はいくらか。

その 町条例第18条の減免の適用状況はどうか。家賃は前年の所得で算出されるわけですが、その年に失業等で著しく収入が減った場合は、家賃の減額をすべきと思いますが、どうでしょうか。

第(4)点目として、中上月住宅には、町有の駐車場が確保されていない事から、政策空家を駐車スペースにできないかとの要望がだされています。一考すべきではないでしょうか。最後に公害行政について質問いたします。

第1点目に、村上農場からの鶏ふん汚水流出問題であります。9月の鶏糞汚水で魚が大量死事件の当局の汚染防止の取り組みについて伺います。

その 同農場に確認した「改善計画書」の内容とその取り組み状況を明らかにされたい。

その 処理能力を遥かに超えた鶏ふん量といわれていますが、実態量の把握はしているのか、どれほどの蓄積量か。

その 当然、場外搬出が必要だが、強力に業者指導すべきではないでしょうか。

その 不安な思いをされている地域住民への説明をすべきではないでしょうか。

第2点目に、産廃処理施設の才金集落進出問題について伺います。

その(1)この進出に対する当局の見解を伺う。

その(2)手続き上、現在の進捗状況はどうか。

その(3)株式会社才金ファームの事業内容と公害問題についての当局の調査状況を伺います。

以上、町長の答弁、よろしくお願ひし、この場からの質問を終わります。

議長（西岡 正君） はい、答弁願ひます。はい、町長。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、鍋島議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、教育行政についてのご質問ですが、社会教育行政を社会教育委員会の所管にということのご質問にお答えをさせていただきます。社会教育を町長部局にしたことにより、多くの町民の厳しい批判が出されているとのことではありますが、社会教育行政において住民の方からの苦情があるのであれば、それに対しては謙虚に受け止め、是正していく必要がありますので、その点はぜひ具体的な形でご指導をいただきたいというふうに思います。

担当課におきまして現在、教育委員会から引き継いだ業務につきましても、以前と変わらないように推進をしております、教育委員会から社会教育が町長部局に移ったことよっての、特に現在支障があるというふうには、聞いておりませんが、未だ移行して1年です。色々今後業務を行いながら、教育行政を推進しながら、検討を加えていき、佐用町としての総合的な推進教育体制を確立していく必要があるというふうに考えております。さて、社会教育法第5条又地方教育行政法第23条をどのように考えるかということでございますが、社会教育法第5条には市町村の教育委員会の事務が規定されておまして、社会教育に関し当該地方の必要に応じ予算の範囲内において、その事務を行うとされております。又地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条には教育委員会の職務権限として、教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で次に掲げるものを管理し及び執行すると規定されているもので、法律においてその事務なり、職務権限が示されているということでございます。次に、図書館について、図書館条例第3条を遵守すべきではないかということでありますが、条例上あくまでも図書館は教育委員会が管理するように規定をされております。しかし運用上当初から生涯学習課の職員が図書館の管理運営に当たっておりまして、利用者等において当然何ら今、問題はないというふうに考えております。次に、社会教育主事についてでございますが、社会教育指導の専門家としての役割をどう考えるかということでありますが、現在町民のニーズは多種多様化、高度化しており、旧来のような社会教育が行ってきた教養講座的なものを提供していたら良いという時代ではなくなってきております。生涯学習において学習したものは、地域に還元してこそ生涯学習の意義があり、単なる個人の教養を高めるというだけのものではなくてきております。生涯学習は人づくりであり、人づくりはまちづくりへとつながっていくものでなければならぬと考えます。佐用町では、生涯学習を基盤にしたまちづくりを推進しており、住民生活のあらゆる場面において存在する課題の解決に向けて生涯学習が不可欠なものとなっております。したがって、町職員としてもまちづくり課や生涯学習課の職員だけが対応すれば良いという考え方ではなく、担当事務の上からも又職員みんなが地域の人間であり、全職員が地域に関係するということで、積極的に関わっていくべきであるとして、先般も管理職を対象とした研修も行ってきたところであります。

現在、教育委員会に社会教育主事は、派遣社会教育主事ということで、2名配置しております、社会教育の事業推進については、生涯学習課とも密接な連携をとりながら行っているところであります。尚、過去に社会教育主事の講習を受け、資格を持った職員は多くありますが、それらの職員は、それぞれの部署において担当職務に従事しております。その中でまちづくりの推進につき、学習プログラムの提供などのノウハウは、大いに役立っているものと考えております。次に、地方自治法第180条の7についてのご質問でございますが、事務委任をするのは教育委員会であり、教育委員会の権限に属する事務の一部を町長の補助機関たる職員に委任するというものであります。委任するのは教育委員会の権限の事務でありますから、教育委員会が委任するという形のものであります。このことは、教育委員会にも図り、合併協議の中でも決定され今日の形になっており、その点は前の教育長も承知しておられるところと認識をしております。したがって、教育委員会に話は一切なかったと言われたことにつきましては、どういうことでそういう発言になったか、私には理解しかねます。いずれにしても、教育委員会に諮ったうえで、今日の形ができておりますので、法的にもなんなら問題のないことであるというふうに認識はしております。

以上、教育委員会の問題について答弁を申し上げます。要はこの私たち佐用町をどう住みよい町にしていくか、住民みんなが自分の町を住みよい町にしていくために、町の行政とともに、実行していくのか、町民のニーズが住民生活のあらゆる場面で多様化し複雑化した総合的な課題になっていることから、一つの担当課だけで対応するということが困

難になってきております。住民と町の協働のまちづくりを推進していく上で職員としても動きの取れやすいように、連携の取れやすいように総合的にやっていく総合行政であるべきであります。そのため当初からまちづくり課、支所地域振興課、生涯学習課、教育委員会によるまちづくり推進担当者会も立ち上げ、共通理解のもと生涯学習を基本に据えたまちづくりを推進しているところでございます。社会教育事務を町長部局へ移したことは、法律上も勿論何の問題もないというふうに思っておりますし、町の現状に合わせた町民の視点に立ったまちづくりを推進していく上からも、この体制をとったほうが良いということで、合併協議の中でも決定された事でもあります。今、それを実行して未だ合併してから1年であります。その体制の評価を出すのは、まだ早いのではないかとというふうに考えております。小中学校のいじめの問題に付きましては、後ほど教育長の方から、答弁をさせていただきます。

次に、町営住宅についての問題でご質問を受けております。単身入居者の年齢基準でございますが、平成17年12月2日公営住宅法施行令の一部を改正する法令が公布され平成18年4月1日より施行されております。内容といたしましては高齢者の年齢を50歳から60歳に引き上げられました。又経過措置として施行の前日において50歳以上であるものは、今後も従来どおり、単身入居可能となっております。又入居収入基準を26万8,000円と改定され、これに基づき対応しております。合併後、50歳以上の希望者は6名で5名が入居されています、残りの1名は希望の住宅の空きがありませんので、現在登録をされております。入居の承継については、平成17年12月26日付け国土交通省住宅局通達で入居名義人の同居者である配偶者、事実上婚姻関係にある者と婚約の予約者及び高齢者、障害者等で特に安定を図る必要がある者について行うことが出来るものとなっております。今までの三親等以内の同居親族ですと長年にわたり同一親族が入居し続け、現入居者と住宅に困窮している非入居者との公平性を著しく損なう実態があることから、運用指針を改正する通達が出されました。通達以後、5件の承継申請があり3件は配偶者で2件は子どもへの承継申請がありましたが、いずれも入居許可をしております。町でも原則、通達により運用する方針ですが、名義人の死亡若しくは退去された場合、残された方が他の住居を確保できず、真に住宅に困窮している状況等判断されれば、継承承認をいたしております。単身入居者も入居の承継も従来の制度を守るべきではとのことでありますが、公営住宅法に基づき基本的には運営を行ってまいります。単身入居者については、経過処置も講じられておりますので支障は少ないというふうにも考えています。また、入居承継についても、住居に困窮している状況等その都度適正に判断していきます。次に入居者募集登録制度についてであります。現在住宅の空家は、7戸で内特公賃の住宅が3戸、登録者は6名であります。希望の住宅が空くまで待機されている状況にあります。空家については随時募集をかけていますが入居希望者が無く、空家になっております。年明けには再度募集を行いたいというふうに考えております。次に、減免制度についてであります。住宅家賃は、住宅の規模、建設時からの経過年数等ルールに基づいて算出された金額に対して、入居者全員の所得額と扶養控除額等により毎年算出をしております。新築住宅の家賃ですが、柴谷住宅では新規入居者で月額家賃最高が3万7,700円、最低1万3,800円。上上月住宅では新規入居者で月額家賃最高が4万7,000円、最低が2万8,500円でございます。減免の適用については、火災にあわれた家庭1件と離婚による収入の減少により1件、計2件を適用しております。条例18条の減免について、ご指摘の失業などにより著しく収入が減少した場合は、離職証明書及び離職後の世帯の収入総額などが判明できる書類を添えて申請があれば適性に対応してまいります。次に、施設改修についてであります。現在中上月入居者より駐車場の確保についての要望は直接は聞いておりません。中上月は1棟5戸で全部が政策空家になっている棟はありませんので、空家部分だけを壊すと

ということまではできません。希望があるようでしたら政策空家となっている庭の空地部分を駐車スペースとして活用できるかどうかについて検討し、その場合もフェンスの撤去等の必要がありますが、全戸の当然、駐車スペースの確保は難しいと思います。

次に、公害行政についてのご質問であります。本年 9 月 18 日に発生した村上農場からの鶏ふん汚水の流出については、発生以来関係機関とともに現地確認や対策会議等を開催し、村上農場に対し汚濁防止の対策として、緊急の流出防止対策、短期に実施する対策、長期的な対策等に分類し改善計画の提出を求めたところであります。具体的には、流出箇所の修復、堆肥舎の改善、鶏舎周辺の清掃美化、排水施設の改善、鶏ふんの除去撤去、沈殿槽の設置、鶏ふん処理方法の改善策、行政との継続協議、養鶏羽数の減羽と農場の管理体制の強化又住民に愛される農場への転換策等、現地指導をしながら農場としての対応策を提出するようにしており、その後改善計画を 10 月 18 日と 11 月 28 日に文書で提出をされましたが、内容が不十分であるため、再度農場として対策会議をして再提出するよう求めております。緊急の流出防止対策、短期に実施できる対策については、発生以後継続して対策工事を実施させております。鶏ふんの量については、おおよそ 3,000 立米程度ではないかというふうに考えており大日山農場だけの鶏ふん処理は到底無理でありますので、他の農場への搬出計画を立てさせるとともに、養鶏羽数の減羽計画と農場の適正な管理体制を強く指導しております。又地域住民に対する説明についても、今までに 3 回経過報告をしておりますが、改めて 12 月 17 日にも開催する予定にしており、現在の状況説明報告をしたいというふうに考えております。

次に、才金集落に関する件でございますが株式会社才金ファームは、有機肥料を製造する会社で本社は岡山市にあり全国に 7 社の支店を持つ会社であります。地元の才金集落では、会社の進出に積極的で岡山市の本社も視察に行かれております。私も 8 月末に関係課職員 4 名と視察に行き工場の施設見学及び公害に対する対応等の説明を受けておまして、その時の視察をした結果においては、よく研究された施設で特に問題はないというふうに、見て帰っております。才金ファームは、現在県と事前協議中であり協議が終了すれば町への手続きが必要となります。町への手続きは、公害防止協定の締結、公害防止管理責任者選任届、山地開発届、水道水源保護条例による事前協議等が必要な手続きとなっております。会社の事業内容ですが主な原材料は、食品の残滓、下水汚泥、鶏糞、チップ等で製造の方法としては、原材料を処理施設へ投入し真空乾燥によって発酵処理に適した水分まで乾燥させ、チップを混合させます。混合の終わった物を、5 日間から 7 日間一次発酵させ更に二次発酵層へ投入して約 1 ヶ月余りかけて肥料に仕上げます。臭気については、密閉型の水タンク式でパッキを行い、土壌脱臭装置へ送り込み、脱臭するという方法をとっておられます。処理そのものにつきましては、水を使用しないので汚水が外部に流出することというような事はないというふうにみております。

以上、鍋島議員からの質問に対する、答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 続いて、教育長お願いします。

教育長（勝山 剛君） 失礼します。いじめに関する現状、町教委への対策についてですが、特に各学校から、町教委のいじめの問題の報告につきましては、過去 10 年間の統計は、大変申し訳ありませんが、未集計であります。最近になって具体的な例の報告を求めていますので増加という表現が適当であるか判断しかねるところでありますが、現在 8 件のいじめを認識しているところであります。以上です。

議長（西岡 正君） はい、鍋島議員、よろしいか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） では、教育問題から再質問させていただきます。

まず、1 点目に町立図書館の条例上の問題であります。条例は、明確に管理は佐用町教育委員会というふうに謳っております。運用上生涯学習課ということでもありますけども、だったら、この条例は、何なのかということでもあります。例えば図書館での管理上、職員問題含めて又本の関係含めて、管理上の問題が出た時に、何処が対処して責任をとるのか、私は条例上で言ったら町教育委員会だというように思うんですけども。町長の説明では、生涯学習課という事になる訳ですけど。非常に矛盾した事になるんじゃないか、この点はおかしいというように思うんですけど。いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） この図書館を建設す時点におきまして、図書館法、これ、非常に現在の社会情勢実態から見てですね、色々と法律自体がもう、過去のもので現状と合わないものになってるといふ点があるわけでした。そういう中でですね、そのただ法律がある以上は、建設にあたって補助金等の申請を行ってですね、補助をもらうためにも、図書館という名前を付けないでですね、そういうその適応にならないということ、名前がこの図書館じゃなくて、情報センターとか、というような名前にすればですね、これは別に図書館法の法律、どこが管理してもいい訳ですけども、法律上ですね。条例上してもいい訳ですけども、ただそういう手続き上は、やはり図書館という名前を付けて有利な形で建設をしていこうということ。そういうことで、町の条例においてもね、上位条例に基づいて教育委員会の管理という事を明記しております。しかし、それは実態として、生涯学習課で管理運営を行って、なんら問題はないだろうということ、この点についてはですね、そういう法律的な解釈で言われると、そういうことは、鍋島議員が言われるとおりかもしれませんが、実態として誰も不利益を受けるものがないわけでありまして、又利用者においてもですね、何ら支障のあることではない。スムーズな運営が、この方ができておる訳ですから、私は特にこういう矛盾があったとしても、これは矛盾は矛盾として、その支障はないというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 法的にしても、実態としてもね、教育委員会が管理するというのは、これは別だというふうに思います。私が問題としてるのは、条例というのは、佐用町民の最高の法規であります。その法規があれば謳っとるだけというような事が許されるのかどうか、私は、図書館は教育委員会が管理すべきだと思いますけれども 100 歩譲ってね、実態として、生涯学習課であれば、それに見合う条例内容にしなければね、条例としての権威もなければ、この何の為にこの議会で議論するかという根本的な問題になるというふうに思うんですね。条例は建前なのかどうかという問題になる訳ですから。その点では、厳粛な対応が必要じゃないかと。条例ですから。その辺りは検討すべきだと思いますけど、



いかがでしょうか。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） 答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 他の条例と、その当然、今言われるように、条例に対するですね、その認識というものは、そういう条例に対するですね、やはり重いものであるという事の認識はもたなきゃいけません。十分それは分かります。ただ、この件に関してはですね、どの条例に対してもではなくって、この図書館法という法律に関してはですね、やはり若干今の現状と全く会わないという中でね、しかし、町としては、その建設を行い、それを運営していく上で、やはり、そういう制度のなかで、やはり補助制度というものにもものせていかなきゃいけないという点もある訳ですから、これはやむを得ない措置として認めていただきたいなというふうに思っておりますし、また運営につきましてもですね、社会教育法の中にも、生涯学習その他の社会教育に関する点ということで、公民館社会教育の授業の中に入れてですね、実際の運用を行っておる訳でして、そういうことでの委任も受けてるという考え方で私は、町としたは対応していきたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 根本的には、この問題はね、今の法体系からしたら、もともと町長部局にするのは、無理があるという一つの現れだというふうに思います。それで一番肝心な問題を伺います。先程町長は、自治法 108 条 7 で町長部局に移したと、この法的根拠でね。いうことで、それはしかし当然教育委員会が事務を移譲するものだ。だから教育委員会、町長協議して、こういう処置をとったというように、答弁されました。再度確認いたしますけども、それは間違いありませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） はい、そういう手続きをとっております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 私は、この 3 月議会、今年の 3 月議会は 54 名の町会議員で文化情報センターで行われました。3 月の 29 日に本会議が行われました。この本会議の議案は、旧中川町長を教育委員に同意するかどうかの議案でありました。この中で社会教育の問題が議論され、当時の衣笠教育長が答弁された内容が議事録として残っております。その内容はね、この衣笠前教育長の内容は、かいつまんで言いますと、社会教育の問題が合併協議会で議論されるというのを聞いたんでね、教育委員長名でその議論で参加させて欲しいという事をお願いしたと。いうのが 1 点。しかし、お願いしたけども、それは読んでもらえなかった。それから、2 つ目に、だから社会教育をどうするかという事についてはね、

教育委員会としては、相談、議論はしておりません。これが、2つ目の答弁。それから3つ目に、それでいいのかという質問に対して、衣笠前教育長が言われているのは、しかし、その処置わね、町の最高責任者である町長がやられたことでありますから、それはもう仕方ないんじゃないかと。言う趣旨の答弁の内容です。これは、本会議における正式な議事録の答弁であります。この内容からすればね、これは、教育委員会から外す時に教育委員会の方に相談もなかったし、協議もされていいない。合併後そうなるという事が、もう事後承諾のような形で進められてしまったと。いうふうに解釈できるというふうに、思う訳ですけども。この前衣笠教育長の答弁ですね、これは、先程の町長の答弁と事実経過が違つうというふうに思うんですけども。その辺りはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 前教育長がですね、そのように発言をされたということで、私はまあ、何故そのような発言をされたのかね、理解に苦しむところです。合併協議の中で社会教育問題、学校教育問題、社会教育の教育委員会の体制ということもですね、これは色々議論もされてきたところです。公の場所でも合併議論の公の場所でも議論をされております。それから、社会教育課の当時の課長も合併、その社会教育をどうするかというね、課題の中で担当者部会の中に入って、議論を一緒にやってきております。当然、それから教育委員会委員についてもですね、当然話も、大体そういう方向の中でね、教育委員会も議論をされております。それは、教育委員会の議事録にもあるんじゃないかというふうに、私は思っております。そういうことで当然、合併以前に合併協議というものが、お互いに締結をされた訳ですから、各そういう合併協議会も公開をされてその内容についてもすべてですね、合併協議の議事という事で報告もされて、公にされておりますからね、そういうことでも十分承知の上だというふうに考えておりますのでね、それは十分協議のされた上で、結論がされたというふうに、私は、理解をしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21番（鍋島裕文君） 何で、教育長、そんな答弁されたのかは、分からないということで、かいつまんで言うたら、それは虚偽言われていると。いうふうに今、町長の答弁で聞こえるわけですね。それでね、この問題は、個人の重要なね、問題でありね、場合によっては人権に係わる問題にもなります。これは、正式な本会議の答弁の内容ですから、そのことからしたらね、これは一方的に前衣笠教育長が勝手な事言われたんだというようなことを、町長言われるのであればね、これは、こういう根拠でこういう事実に基づいてね、それは間違っているという事を明らかにしないと、これだけ、公の場に出した以上はね、名誉の問題としても、これは前教育長の名誉の問題としても、明らかにしなきゃいけないだろうと、いうふうに思うんですね。その点から今町長言われたこの根拠に基づいて、教育委員会とキッチリ協議しているという内容を是非明らかにしていただきたい。事実に基づいて、議事録等ですね、そのことをお願いしたい訳ですけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、そういう質問を受けてですね、私が何も言わなければ、私が

嘘を言った事になりますね。やはりこれは、個人の問題ではございません。それぞれ、そういう合併協議というですね、公のその場でですね、協議をされてきた事ですから、それは十分に明らかにしていただければと思います。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 言うてるのはね、合併協議会じゃないんです。教育委員会、教育長、教育委員長、教育委員会と協議をしてしなきゃいけないという地方自治法 187 条の 7、町長が先程答弁された内容だと。だったら、町長と教育委員会と何時、こういう協議をしとるんだという事をね、明らかにすべきだと言っとるんですね。そのことを明らかに出していただきたいんですけども。資料等ですね。その点いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁。

町長（庵逄典章君） 教育委員会のは、教育委員会の議事録がとってあるんですか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（山口 清君） 議事録については、調査していきたいと思います。職務権限の内容について、検討して、その報告を合併協議会の方にしている事実はございます。こういう内容について、検討した結果、この部分について事務委任をしますという部分の、そういう文書は確かにございます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 是非、それをね、資料として明らかにしていただきたい。もう今事態は、これだけ明らかにしとるんだからね。その本会議の答弁はこうだったということで、片一方は勝手なこと言っとるといような事になっとる訳だから、そのことは是非、事実に基づいて教育委員会の資料で明らかにしていただきたいんですけど。その資料提出、いただけますか。

議長（西岡 正君） はい、今からという事でしょうか。

21 番（鍋島裕文君） はいそうです。

議長（西岡 正君） しばらく、休憩します。

午後 0 4 時 5 4 分 休憩

午後 0 4 時 5 5 分 再開

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君）            じゃ、そういうことで事実を明らかにすべきだというふうに、私は思います。

次に、いじめの問題で若干、お伺いいたします。大体、井上議員が質問された訳ですけども、私は基本的な点でね、教育長に伺っておきたいというふうに思います。

まず先程、いじめの定義を教育長が言われました。長期的、集団的にね、苦痛を与えるという事で、私はやはり、教育長言われたように、系統的、集団的に与える人権侵害と言うのがね、このいじめの本質だというふうに思う訳でありますけども、その点での認識は、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君）            はい、答弁願います。教育長。

教育長（勝山 剛君）           議員、おっしゃるとおりであります。人権侵害、こういう事については、人権教育、道徳教育等ででもですね。各学校でしっかりと押さえていきたいと考えております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君）            はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君）           先程、10年間のいじめの報告状況を伺った訳でありますけども、これは、今回のいじめで自殺問題起こした学校でね、ほとんどの学校が今までいじめ報告ゼロというのがほとんどでありました。それは、いじめの色々な現象は見えていたけども、教育委員会等に報告がなかったというのが、後でゾロゾロ出てきた訳であります。そういうことからすればですね、このいじめ問題というのが一面では、いじめ隠しという形で、この間、この数年間なされてきたんじゃないか。というのは、このいじめ問題というのは、私たちがPTA時代、今から20年程前になりますけども、あの頃に大きな問題になりました。同じように子どもの自殺もありね、深刻な問題が出ました。これは、感覚的ではありますけれども、あの頃と何が違うかということで感覚的に感じるのはね、あの頃は確か同じように学校の閉鎖性の問題とか色々あったんだけども、これ程学校長が続々続いて、自殺するというような事がね、あの当時にはなかったですね。その違いが一番感じとるんです。だったら、あの当時と今何が違うのか、学校長の自殺というのは、個人の問題もあるかもしれませんが、私は個人の問題だけじゃない。これほど続くんだったら。つまり、学校長をそこまで追い込むような、厳しい何かがあるんじゃないか、そのように感じざるを得ない訳でありますけども。このいじめ隠しの問題と絡めてですね、学校の評価主義やら何やらで、できるだけ、そういった内容は報告しない方が学校のためにいい。そういった責任が校長に負わされていた。こう考えるのが自然じゃないかというふうに思う訳でありますけども、その点については、教育長いかがでしょうか。

議長（西岡 正君）            はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君）           私も、佐用中、三日月中、具体的に名前あげますが、中安小学校、3校の校長してまいりましたが、それぞれ色々な問題がありました。それは、正直に教育委員会に報告しております。数字的にも内容的にも。これは何も恥じではありません。現実に子どもの状況、又教師に一生懸命やってるけれども、至らない点もあると。そういう

問題、課題をですね、ハッキリしないと、学校は立ち直りませんので、そういう点では、全てがいじめ隠しと、そういう認識はしておりません。以上です。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 今後の対策の問題で、全教師集団とPTAを地域でね、連携してやっていくという方向を出されました。私は、それは必要だというように思います。問題は、だったらそのいじめの原因てのは、何なのかと。いう点が明らかにならないと、その処方箋は出てこないんじゃないかというふうに思うんですね。確かに家庭の問題、先程、盛んに家庭教育の問題が議論されておりました。それも一因としてあるでしょう。しかし、家庭教育が主要な原因であるとなればね、これはもう処方箋は明確です。家庭教育重点でね、やっていけば、この問題はなくなる。というふうに思う訳ですけども。私は、家庭教育もあるけれども主要な要因を学校現場の中でみるのか、それとも家庭でみるのか、地域でみるのか、そういった点でみた場合に、私は主要な原因というのは、今の学校現場にね、このいじめの原因というのがあるのではないかと、いうふうに思います。色んな新聞等で知識人が学者が出しているいじめの原因としてはね、大体共通語られているのは、子供がストレスを抱えそのはけ口としていじめに走ると言われてると。そのストレスの最大のものは、やはり子どもをね、大きく点数で振り分けする選別教育、今の格差社会が反映した選別教育というのがね、大きな原因じゃないかということが、そういった事が言われております。そういうことからすれば、このいじめの原因というのが、やっぱり学校にあるという事になればね、やっぱり学校の中でその原因を正していくという事が重要な事だというふうに思う訳ですけども、その辺りはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 確かに、この間新聞等でもありましたように、教師がですね、一つの原因を作ったり又子供たち同士ですね、人間関係の食い違い、そういうようなことでですね、学校の原因も確かにあると私は、そう認識しておりますし、家庭の問題これも家庭のストレスを学校にもってくると。これも現実にあります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 続いて、町営住宅の問題について伺います。基本的に答弁の内容で、私は 80 パーセント満足しております。入居の承継の問題でありますけども、この問題について、ちょっと突っ込んでお伺いしたいのは、この承継の問題は、先程言われたように国土交通省、住宅局長のね、通達でだされております。これは、施行令の一部改正の法的拘束力を持つものではありません。あくまでも通知であります。そういうことからして、町では柔軟な対応してね、本来は配偶者等に限定されているものも、実態として子どもさんにも事情の中から承継させてと。いう答弁がありました。それで、再度突っ込んで伺いたいんですけども、逆にこの通達で法的拘束力がないということであればね、この子どもにも承継させるという従来の 3 親等、これを佐用町で今後も続けていくというのはね、何ら問題じゃないんじゃないかと。いうふうに考えるんですけども、その辺りはいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、住宅管理課長。

住宅管理課長（田村章憲君） お答えいたします。今のところ通達がある訳でございますけれども、子ども等の継承に付きましては、生活状況等勘案して、判断させていただいて承認をしておるところでございます。これを継続にするかという事につきましては、この先継続的にやりたいなと思うんですけれども、状況が変わってきますとまたその時点で判断させていただきます。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 状況が変わるとするのは、政令等で拘束された場合というふうに理解してよろしいですか。

議長（西岡 正君） はい、管理課長。

住宅管理課長（田村章憲君） まあそのつもりでありますけども。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 減免制度については、是非、そういった申請があればね、今やっておられるということなんで、よろしくお願ひしたいと思います。中上月の駐車場の問題でありますけども、私が質問してるのは、そういう内容でね、現に、今行ってみると、敷地内に大体7台から8台、道路に駐車されてます。そういう中から私は、事前に陸運省のほうから伺った訳ですけども、庭の部分だけでもね、一定開放して政策空家ですけども。道路の置けるものをね、対応できないかというふうに聞いたわけです。そこで先程庭の部分については、検討できるように、町長答弁聞いたわけでありまして、これをそういった方向でね、検討していくという事で確認できませんか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まだ、6軒くらいな、今空家ができてるんですか。政策空家ですね、フェンスもありましてですね、これには当然、もし駐車場として使うとしても、このままでは使えません。ですから、当然住宅の皆さん方がですね、非常に希望が多くてですね、今度使うとすれば、この費用、これに係わる駐車料と負担がもらえるとかですね、そういうような色々な条件を整えればですね、考えていく検討には値すると思いますけども、それは、住宅の入居者の皆さん方からの、やっぱりそういう話を、きちっとまとめてもら

わないと検討には入りません。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあ、最後に公害の関係で伺います。じゃあの、あれほどの大日山川の大量、魚大量死事件という中でね、ショッキングな事になりました。特別天然記念物の山椒魚の一般質問も、昨日行われましたけども、大日山水系という事からしてもね、やっぱり、その点からでも改善を求められるというふうに思います。それで短期的、緊急にね、対応する内容という形で改善計画書を出されたんですが、確認したという事でありますけども、それは当然、大雨の降るまでにね、目途をつけない限りは、また繰り返すというふうに考える訳でありますけども、その短期的な対応をですね、何時までという点を明確にして、次の雨のシーズンまでという点なんかが、明確になってんのかどうか、なってなければ明確にすべきじゃないかというふうに思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 短期的な対応につきましては、場内から流れ出ない対応を即、やると。いうことを短期的な対応として今、現在やっております。長期的にはですね、答弁書にもあげております、養鶏数によります糞の処理ができる可能な数に減少するというようなことも、踏まえて 11 月の 28 日出てきたんですが、もう少し具体的な内容を示して再度提出するよという事で、また指示をしております。過日もちょっと、現地の方へ行きましたが、前よりも清掃されて鶏ふんも少なくは、多少少なくなっております。しかし、時期が今の冬季でございますので、夏季雨季時分になりますと、また色んな事が想定もされますので、これについては、定期的にはですね、現場の方も立ち入ってですね、指導もしていきたいというふうに思っております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） それから、処理能力のはるかに超える問題で、大体 3,000 立米というふうに報告がありましたけれども、実態勿論分からない訳でありますけども、当然これは、あの場内にあればね、流れ出すというそういうものでありますから、根本的には場外に搬出すると。その点で、この場外搬出計画等ですね、どの程度の期間で、何処に搬出する。こういった点を明確にまず、すべきだというふうに思うんですけども。この指導はいかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 岡山の方に、同じ経営者の養鶏場があります。そちらの方にですね、ある程度乾燥したものを、毎日 10 トンから 15 トン程度いうことで搬出しておるといこととですね、もう一つは産廃業者への週 4 回、約 60 トンですけども産廃処理と

して搬出をしておるといことを言われております。それと、鶏が約 20 万羽弱おりますが、それをまあ、長期的にですけども、糞処理の対応できる杯という事で、目標は 12 万羽に減らしていこうと。いことを、業者の方から一応提出はしてもらっておりますけども、再度内容をですね、協議していただいて再提出していただくようお願いしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） じゃあの、才金ファームの関係で伺いますけども、現状としてはね、事前手続きを終わって県条例の糞そう予防条例、これに基づく地元合意の公害防止協定書の準備に入っているというふうに確認していいのかという、今の手続きですね、その後には廃棄物処理法のいわゆる許可手続きと、というような事になると思いますけれども、現状としては、県条例の糞そう予防条例に基づく手続きに入っておるといことなんですか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。どこでしょう。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（山口良一君） 県の手続きにつきましてはですね、ちょっと私どもの方も、他にもですね、高度立地の適正化に関する条例とか、環境の保全と創造に関する条例とかいう手続きが必要らしいですけども、どこまで手続きされているのか、その辺りちょっとまだ確認をしております。

〔鍋島君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、鍋島裕文君。

21 番（鍋島裕文君） 水道水源保護条例等ですね、一定公害問題については、一定の縛りかけられるという事になっているというふうに思います。それで、先程町長の視察に行った内容からすればね、水を使わないしほとんど問題ないのじゃないかということでありましてけども、再度確認しますけども、視察に行ったものと全く同じ物をするかどうかという点が一つのポイントですね。その点では、町長は視察に行かれた内容と全く同じ内容なのか、ところが、この上月の場合は、ちょっと違うぞと、いようなことにはなっていないのかどうか、その辺りを確認したいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 当然私は、視察に行った現状の話をさしていただいたわけですね、今回作られるものが、どういうものであるかはこれからの審査です。だから、それは十分にですね、町としても問題のないように検討、審査をします今、県で審査、色々と審査手続きされておりますけども、それを踏まえて今度、町の方へ回ってきます。町としても、町として独自に当然、十分検討しなきゃいけませんし、地域の皆さんにも説明と地域の皆



さんも色々と一緒に検討をしていただかなければならない問題だと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

21 番（鍋島裕文君） よろしいです。

議長（西岡 正君） 鍋島裕文君の一般質問を終わりました。

お諮りします。後 3 名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程は終了したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて、本日の日程は終了いたします。

次の本会議は、明日 12 月 8 日午前 10 時より再開したいと思います。

本日はこれにて散会いたします。どうも、ご苦労さんでした。

---

午後 0 5 時 1 2 分 散会